

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

歳出決算額

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額

国税収納金整理資金受払計算書

支払(支払命令済額)

(歳入粗入額)

政府関係機関決算書

収入決算額

支出決算額

本件決算について、予算及び関係法律が適正

かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係

法律及び諸施策に反省、検討を要するもののがな

かつたかどうかという観点にたって、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認め

昭和六十三年十二月三十日
内閣総理大臣 竹下 登

審査報告書
算書

右は多数をもつて是認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計
書

一、昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算
一、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算
一、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計
算書

一、昭和六十二年度政府関係機関決算書

右
国会に提出する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和六十二年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、千八億四千三百万円余、減少額は、九百八億九千二百万円余、差引純増加額は、九十九億五千百万円余である。

これを前年度末現在額八千二百三十億六千七百万円余に加算すると、本年度末現在額は八千三百三十億千九百五十七億八千六百五円余、差引純増加額は、二兆三千六百八十六億七千万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成元年一月二十七日

内閣総理大臣 竹下 登
参議院議長 土屋 義彦殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。

(別冊は省略する)

(及川一夫君登壇、拍手)

〇及川一夫君 ただいま議題となりました昭和六十二年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和六十二年度決算は、昭和六十三年十二月三十日国会に提出され、平成元年十二月十三日当委員会に付託となり、また、昭和六十二年度国有財産関係二件は、平成元年一月二十七日国会に提出され、同日当委員会に付託となりました。

当委員会は、本件決算外二件を一括議題とし、国会の議決した予算が法規に基づき、厳正かつ効率的に執行されたかどうかを審査し、あわせて政府施策の全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立ち、審査を行つてまいりました。

全省府を対象に十一回に及んだ委員会質疑では、昭和六十二年度税収見積もりと決算額の乖離、公共事業費の繰り越しと予算執行の適正化、廃棄物処理の現状と抜本策の必要性、国有林野事業特別会計の立て直し、ODA検査機能の拡充強化、土地利用計画と地価対策、原子力船「むつ」の問題点、公務員の納紀爾正、わかりやすい決算表示などについて論議が交わされました。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

従来、決算の議決方式は、第一に決算を是認する、第二に内閣に警告するから成つておりますが、昭和六十一年度決算と同様に今回も警告につきまして意見が一致せず、決算を是認するか否かの議決のみを行うこととなりました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して会田理事、公明党・国民会議を代表して猪熊理事、日本共産党を代表して諫山委員、連合参議院を代表して高井委員より、それぞれ本件決算外二件を是認することに反対の旨の意見が述べられ、また自由民主党を代表して守住理事より、本件決算外二件を是認することに賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、昭和六十二年度決算、昭和六十一年度国有財産関係二件を順次採決に付しましたところ、これら三件はいずれも多数をもつて是認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 三件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。西岡瑠璃子君。

〔西岡瑠璃子君登壇、拍手〕

○西岡瑠璃子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、昭和六十二年度決算外二件につき是認に反対することを表明し、以下、その理由を述べたいと思います。

六十二年度予算は当初、當時の中曾根首相が大

型間接税は絶対に導入しませんという前年の衆参

同日選挙の公約をはごにして、大型間接税である

売上税の導入を企図し、売上税を盛り込んだ予算

案として提出されました。総理の公約違反に多く

の国民の怒りが盛り上がり、反対の渦の中、自民

党による衆議院での強行採決、徹夜国会という異

常な事態の中で売上税法案が廃案となりました。

今、六十二年度予算がこうしたいわくつきの

予算であつたことを指摘しておきたいと思いま

す。

その後、売上税とともに一たんは廃案となつた

大衆増税のマル優廃止が強行される一方で、バブル経済が進行するなど、六十二年度の税財政運営には極めて多くの問題があります。

第一に、税収見積もりの大額な見込み違いの問題です。

補正後予算との比較では三兆七千億円余の増収

で、誤差率は八・六%ですけれども、当初予算の税収見込みと比較しますと、年度途中の減税額一

兆八千億円余を含めて七兆四千億円余の増収になります。かつて大平内閣のとき、税収の見込み違

いから数兆円の歳入欠陥を生じ、時の大蔵省主税

局長が辞表を提出したことがありました。減収と

増収の違いはありませんが、これほどの税収見込

みの誤りにだれ一人真剣に責任を自覚する者がい

ないという事実を見ますとき、六十二年度予算で

は、当初予算の税収見積もりを低く抑え、売上税

に反対することを表明し、以下、その理由を述べ

たいと思います。

六十二年度予算は当初、當時の中曾根首相が大

型間接税は絶対に導入しませんといふ前年の衆参

同日選挙の公約をはごにして、大型間接税である

売上税の導入を企図し、売上税を盛り込んだ予算

案として提出されました。総理の公約違反に多く

の国民の怒りが盛り上がり、反対の渦の中、自民

党による衆議院での強行採決、徹夜国会という異

常な事態の中で売上税法案が廃案となりました。

今、六十二年度予算がこうしたいわくつきの

予算であつたことを指摘しておきたいと思いま

す。

その後、売上税とともに一たんは廃案となつた

大衆増税のマル優廃止が強行される一方で、バブル経済が進行するなど、六十二年度の税財政運営には極めて多くの問題があります。

第一に、税収見積もりの大額な見込み違いの問題です。

補正後予算との比較では三兆七千億円余の増収

で、誤差率は八・六%ですけれども、当初予算の税収見込みと比較しますと、年度途中の減税額一

兆八千億円余を含めて七兆四千億円余の増収になります。かつて大平内閣のとき、税収の見込み違

いから数兆円の歳入欠陥を生じ、時の大蔵省主税

局長が辞表を提出したことがありました。減収と

増収の違いはありませんが、これほどの税収見込

みの誤りにだれ一人真剣に責任を自覚する者がい

ないという事実を見ますとき、六十二年度予算で

は、当初予算の税収見積もりを低く抑え、売上税

に反対することを表明し、以下、その理由を述べ

たいと思います。

六十二年度予算は当初、當時の中曾根首相が大

型間接税は絶対に導入しませんといふ前年の衆参

同日選挙の公約をはごにして、大型間接税である

売上税の導入を企図し、売上税を盛り込んだ予算

案として提出されました。総理の公約違反に多く

の国民の怒りが盛り上がり、反対の渦の中、自民

党による衆議院での強行採決、徹夜国会という異

常な事態の中で売上税法案が廃案となりました。

今、六十二年度予算がこうしたいわくつきの

予算であつたことを指摘しておきたいと思いま

す。

その後、売上税とともに一たんは廃案となつた

大衆増税のマル優廃止が強行される一方で、バブル経済が進行するなど、六十二年度の税財政運営には極めて多くの問題があります。

第一に、税収見積もりの大額な見込み違いの問題です。

補正後予算との比較では三兆七千億円余の増収

で、誤差率は八・六%ですけれども、当初予算の税収見込みと比較しますと、年度途中の減税額一

兆八千億円余を含めて七兆四千億円余の増収になります。かつて大平内閣のとき、税収の見込み違

いから数兆円の歳入欠陥を生じ、時の大蔵省主税

局長が辞表を提出したことがありました。減収と

増収の違いはありませんが、これほどの税収見込

みの誤りにだれ一人真剣に責任を自覚する者がい

ないという事実を見ますとき、六十二年度予算で

は、当初予算の税収見積もりを低く抑え、売上税

に反対することを表明し、以下、その理由を述べ

たいと思います。

るなど、「むつ」の運命は政府の場当たり的な原子力船開発政策に翻弄され続けたのであります。この十八年間に数々の致命的な故障を重ね、廃船とすべしとのたび重なる国会での指摘にもかかわらず、政府は当初の計画に固執し、事業を强行継続いたしました。平成二年度まででも一千百二十六億円もの巨費を投じて、実験船としての成果もほとんどおさめることなく、「むつ」はここ一、二年のうちに廃船にならうとしております。ずさんな計画にこだわり、国民の血税を浪費した政府の責任を厳しく指弾しておかなければならぬと思います。

このような欠陥を数多く含む昭和六十二年度決算外二件は、到底は認することはできません。加えて、是認されないことを理由として警告書を出さないことは納得できないことを表明し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 守住有信君。

〔守住有信君登壇 拍手〕

○守住有信君 私は、自由民主党を代表して、昭和六十二年度決算外二件に対して、これを是認することに賛成の討論を行うものであります。

是認に賛成する第一の理由は、昭和六十二年度の経済運営により、昭和六十一年十一月にスターントした史上第二位の、もしかすれば第一位にまでなりそうな長期経済成長の基盤が固まつたからであります。

すなわち、昭和六十二年度の経済は、円高による不況からようやく脱した段階に年度初めを迎えたが、内需を中心とした景気の持続的拡大、雇用の拡大及び地域経済の活性化等の国内経済の課題と、我が国の国際社会の地位にふさわしい役

割と責任を担うため、対外不均衡を是正し、自由

貿易体制を維持強化するという国際的な課題を背負っておりました。一年間の経済の実績を見ます

と、個人消費が堅調に推移し、民間投資、公共投

資とも増加するなど、経済は回復から拡大局面とな

り、実質経済成長率は当初見通しの三・五%を

一・七%も上回る五・二%となり、一方、消費者物価の上昇率は〇・五%にとどまるという理想的な姿を示したのであります。また、緊急経済対策の着実な実施により、対外不均衡の是正、調和

ある対外経済関係の形成が行われたのであります。

賛成する第二の理由は、この間の財政運営が極めて適切であり、財政の重要な機能である景気調整機能を十分に發揮せしめたことであります。

早々ではありましたが補正予算を作成し、公共事

業を柱とする需要拡大策を実施したのであります。また、前年度補正に引き続き、赤字国債依存を避けた新たな税外収入財源としてNTT民営化に伴う株式売却益を財源とし、将来の返済を前提とした無利子融資制度も活用され、その結果、経済は息切れすことなく成長し、雇用及び地域経済にも大きく寄与いたしました。ところが、この景気刺激策について、土地価格の上昇を生んだと

いう批判をする人もあります。けれども、当時の野党の代表者は、政府の補正では内需拡大に不十分だと当時論じておりました。結果から見まし

ンド・ストップは避けられなかつたことでしょ

う。

賛成する第三の理由は、財政再建がこの年度にめどがついたということであります。

昭和六十五年度を目標に赤字公債から脱却する

ことをを目指した新財政再建七ヵ年計画は、その期

間の半ばに達した時点においてもその歩みは遅々としておりました。野党の諸君から、増税なき財政再建路線の破綻という批判をしばしば受けたの

であります。しかし、昭和六十二年度後半から税

収の急激な伸びがあり、それを利用しての赤字公

債発行額の縮小を年度内でも行い、財政再建に重

要な一步を刻みました。税収の伸びは政府も我が

党も予期したわけではなく、その意味では幸運に恵まれたとも言えますが、しかし、その幸運の基

礎には、長い間ゼロシーリングあるいはマイナスシーリングによる地道な行政改革があつたればこそあります。

第四に、資源配分が重点的に行われたことを述べたいといたします。

この年度の決算額の対前年度比を見ますと、経

済協力費が一七・七%増加いたしております。予

算がふえただけでなく、決算においてふえている

といふことは、その執行が順調に行われているこ

とであり、世界一の黒字国として、国際社会の一

員としての日本の果たすべき義務を適切に果た

したことと示すものとして、関係各位に敬意を表

します。また、公共事業費の伸びも五・五%と

なっていますが、その前の三年度間の平均がマイナスの一%であったことから見て、景気の観察から

最後に、決算の議決について一言申し上げま

す。昭和六十一年度決算議了の際、参議院において

は史上初めての決算の否認という事態がありました。これに対し、衆議院では異議がないという議

決を行つております。決算の否認はその内容に影響するものではないということは明らかですが、

その政治的責任は当然であります。しかし、衆参

の意見が異なつた場合、そのどちらを尊重すべきか、あるいは政治責任のあり方についてはつきりとしたルールはありません。私は、結局のところ、財政運営をした政党に再び政権をゆだねるかどうか、国民の判断にまつしかねないと思います。

そこで顧みますと、本院で昭和六十一年度決算

が否認されたのは一昨年の暮れであります。その後衆議院の総選挙が行われ、国民は政権政党とし

て自民党を選んだのであります。したがつて、昭

和六十一年度決算についての政治責任は解除され

ていると見るのが至当であらうと思います。

官報 (外) 号

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存する不動産から取得する所得に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかしないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において事業を行う場合には、そ

て租税を課すことができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場合において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決

定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国との企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国との企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対しても当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間

に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため当該一方の企業の利得とならなかつたものに對しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができるとする。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができます。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、次の額を超えないものとすると。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事

業年度の終了日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であって分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国が、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の十パーセントを支払う。当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当

及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となるたった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対してもかかる租税も課すことができず、また、当該留保所得に対して租税を課すことができない。

第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができます。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができます。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合に生じた利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、他方の締約国において生じた利子とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
- (i) 日本銀行
- (ii) 日本輸出入銀行
- (iii) 海外経済協力基金
- (iv) 國際協力事業団
- (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国(政府が隨時合意するもの)

いて租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

- (i) 日本銀行
- (ii) 日本輸出入銀行
- (iii) 海外経済協力基金
- (iv) 國際協力事業団
- (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国(政府が隨時合意するもの)

を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国(地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国)の居住者であるかないかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となるたった債務が当該恒久的施設又は固定的施設にて生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

9 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って

租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3.

この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4. 使用料は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者は（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5. 1、2及び4の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意

匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。

6. 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料若しくは収入の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基準となった権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7. 使用料又は収入の支払の基準となった使用権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。

この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

よって取得する収益に対する場合は、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2. 1、2及び5の規定は、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1. 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2. 「自由職業には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

3. 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

4. 一方の締約国の居住者が前条1及びこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益であつて他方の締約国において生ずるものに対する場合は、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十四条

1. 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を同じ合計百八十三日を超える期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者が

そのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2. 「自由職業には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

3. 一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に對しては、次(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 報酬の受領者が当該課税年度を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

に対する税額は、当該他方の締約国において課税を課することができる。

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてバングラデシュにおいて取得する場合に

バングラデシュにおいて租税を課される所得をバングラデシュにおいて納付されるバングラデシュにおいて取得する場合に

は、当該所得について納付されるバングラデシュの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、バングラデシュの租税のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) バングラデシュにおいて取得される所得が、バングラデシュの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国から控除を行ふに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるバングラデシュの租税を考慮に入れるものとする。

2 バングラデシュの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される租税をバングラデシュの租税から控除することに関するバングラデシュの法令に従い、

バングラデシュの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、当該所得について納付される日本国から控除する日本者の居住者に対して課されるバングラデシュの租税の額

から控除する。ただし、控除の額は、バングラデシュの租税のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

3 1(a)に規定する控除の適用上、第十一条2の規定が適用される配当又は第十二条2の規定が適用される使用料についてバングラデシュにおいて納付される租税の額が当該配当又は当該使用料の額の十パーセントを下回る場合には、バングラデシュの租税は、当該配当又は当該使用料の額の十パーセントの率でそれぞれ納付されたものとみなす。

4 1(a)に規定する控除の適用上、第十一条2の規定が適用される利子についてバングラデシュにおいて納付される租税の額が当該利子の額の五パーセントを下回る場合には、バングラデシュの租税は、当該利子が次のいずれかのものの適用を受けるときに限り、当該利子の額の五パーセントの率で納付されたものとみなす。

(a) 千九百七十六年十一月二十九日付けの告示S.R.O四一七A-L/七六に掲げる(a)から(g)までの規定

(b) この条約の署名の日の後に修正された(a)の告示に掲げる規定又はバングラデシュの経済開発を促進するためのその他の特別の奨励措置であつて(a)の告示に掲げる規定に基づく現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてバングラデシュの租税に関する法令に将来導入されることがあるもの。ただし、両締約国が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民

に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若し

くはこれに関連する要件又はより重い租税若し

くはこれに関連する要件を課されることはない。

2 一方の締約国が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲

に従つて日本国において租税を課される場合に、当該所得について納付される日本国から控除する日本者の居住者に対して課されるバングラデシュの租税の額

の利子については、適用しない。

3 1に規定する控除の適用上、「納付されるバングラデシュの租税」には、次のいずれかのもとに従つて軽減又は免除が行われないとしたならばバングラデシュの法令に基づき納付されたとみられるバングラデシュの租税の額を含むものとみなす。

(a) 千九百八十九年八月十七日付けの告示S.R.

O二八九-L/八九に掲げる規定(輸出加工地区の産業に対する租税の免除に関するもの)

(b) この条約の署名の日の後に修正された(a)の告示に掲げる規定又はバングラデシュの経済開発を促進するためのその他の特別の奨励措置であつて(a)の告示に掲げる規定に基づく現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてバングラデシュの租税に関する法令に将来導入されることがあるもの。ただし、両締約国が前記の修正された規定又は前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けたことになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有す

る恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約

国において、同様の活動を行う当該他方の締約

国对企业に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に對し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国に對して課される租税よりも不利に課されることはない。

3 第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除るものとする。

4 一方の締約国企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれらに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初的通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めると、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解决するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することがである。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の場合に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約又はこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に

基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報を

基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報を

の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) パングラデシュにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度の所得

審査報告書
バングラデシュ人民共和国政府のために
ヌルル・フセイン・カーン

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求める件の件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 土屋 義彦殿
外務委員長 岡野 裕

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、

終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) バングラデシュにおいては、

終了の通告が行われた年の翌年の七月一日以後に開始する各課税年度に係る所得

第一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とブルガリアとの間で新たに租税条約を締結しようとするものであつて、企業が相手国内で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、航空機又は船舶による国際運輸業所得に対する課税方法、配当、利子及び使用料に対する源泉地國の課税軽減、短期滞在者、教授、学生等の所得に対する滞在地國の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を回避する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の経済活動の円滑化が図られ、両国間の交流が促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

要領書

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特權に影響を及ぼすものではない。

以上は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

第二十九条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

井口武夫

一、費用

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 横内 義雄

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第二条	
1 この条約は、次の租税について適用する。	
(a) 日本国においては、	所得税
(b) ブルガリア共和国においては、	法人税 住民税
(c) 「以下「日本国の租税」という。」	（以下「日本国の租税」という。）をいう。
(d) ブルガリア共和国においては、	（以下「ブルガリアの租税」という。）
(e) 「者」には、個人、法人（租税に関する法人として取り扱われる団体を含む。以下同じ。）及び法人以外の団体を含む。	（以下「一方の締約国の居住者」とは、次の方をいう。）
(f) 「一方の締約国の企業」とび「他方の締約国」の企業とは、それぞれ一方の締約国が管轄するすべての個人並びに組織されたすべての法人として取り扱われるすべての団体を指す。	（以下「一方の締約国」の居住者」とは、次の方をいう。）
(g) 「国民」とは、いずれか一方の締約国に籍を有するすべての個人並びに組織された法人として取り扱われるすべての法人及び法人格を有しないが、それが一方の締約国が管轄するすべての個人並びに組織された法人として取り扱われるすべての団体を指す。	（以下「一方の締約国」の居住者」とは、次の方をいう。）
(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。	（以下「一方の締約国」の居住者」とは、次の方をいう。）
(i) 「権限のある当局」とは、	（以下「一方の締約国」の居住者」とは、次の方をいう。）
第三条	
1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、	この条約の適用上、「一方の締約国」の居住者とは、次の方をいう。
(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国が租税に関する法律が施行されているすべての水域（海底及びその下を含む。）をいう。	(a) 日本国においては、日本国が法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者とは、次の方をいう。
(b) 「国際運輸」とは、一方の締約国が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。	(b) ブルガリアにおいては、ブルガリアの法令の下において、ブルガリアにおいて課税を受けるべきものとされる個人（第三国居住者を除く。）及びブルガリアの法令の下において、本店若しくは主たる事務所の所在地又は登録の場所によりブルガリアにおいて課税を受けるべきものとされる個人以外の者。ただし、ブルガリア国内に源泉のある所得のみについてブルガリアにおいて課税される者を含まない。
(i) 「権限のある当局」とは、	(i) 日本国において、「第三国」の居住者は、当該第三国の法令の下において、当該第三国の居住者として取り扱われる個人をいう。
2 1 (b)において、「第三国」の居住者とは、当該第三国の法令の下において、当該第三国の居住者として取り扱われる個人をいう。	2 1 (b)において、「第三国」の居住者とは、当該第三国の法令の下において、当該第三国の居住者として取り扱われる個人をいう。
3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。	3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次の原則によるものとする。

官 報 (号 外)

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

1 の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外の者は、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

4 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つて居る場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

3 (a) 事業の管理の場所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

4 1 から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) 一方の締約国的企业が、当該一方の締約国から他方の締約国への機械又は設備の販売又は賃貸に関連して据付けの工事を行うこと。

(g) (a)から(f)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

1 及び 2 の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立的地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動（事業を行つて一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

- 6 企業は、通常の方法でその業務を行つてゐる
人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行つてゐる
という理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行つ法人を支配し、又はこれらに支配されていると
いう事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされな
い。

第六条

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権及び鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかしないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1 の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他すべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

- 所持及び独立の人的役割を擔保するためには何用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられた利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3　恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4　2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分

官 報 (号外)

への配分によって決定する慣行が一方の締約国

にある場合には、租税を課されるべき利得をそ

の慣行とされている配分の方法によって当該一

方の締約国が決定することを妨げるものではな

い。ただし、用いられる配分の方法は、当該配

分の方法によって得た結果がこの条に定める原

則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の單

なる購入を行ったことを理由としては、いかな

る利得も、当該恒久的施設に帰せられることは

ない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に

帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決

定する。ただし、別の方法を用いることにつき

正當な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得

が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条

の規定は、この条の規定によって影響されること

ではない。

第八条

1 一方の締約国的企业が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対

しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。

2 一方の締約国的企业は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより、ブルガリアの企

業である場合には日本国における事業税、日本

国の企業である場合には日本国における事業税に類似する租税でブルガリアにおいて今後課さ

れることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取

得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国的企业が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国的企业及び他方の

締約国企業の経営、支配若しくは資本に直

接若しくは間接に参加している場合

であって、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に

に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる

条件が設けられ又は課されているときは、その

条件がないとしたならば一方の企業の利得とな

ったとみられる利得であつてその条件のため

に当該一方の企業の利得とならなかつたものに

対しては、これを当該一方の企業の利得に算入

して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一

方の締約国企業の利得を他方の締約国が1の

規定により当該他方の締約国企業の利得に算

入して租税を課する場合において、両締約国

の権限のある当局が、協議の上、その算入された

利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設け

られた条件が独立の企業の間に設けられたであ

るう条件であったとしたならば当該他方の締約

国企業の利得となつたとみられる利得である

ことに合意するときは、当該一方の締約国は、

その合意された利得に対して当該一方の締約

国において課された租税の額につき適当な調整を行

う。この調整に当たっては、この条約の他の規

定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

る。

2 1の配当に對しては、これを支払う法人が居

住者とされる締約国においても、当該締約國の法令に従つて租税を課することができる。その

租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受

益者である場合には、次の額を超えないものと

する。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事

業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通

じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株

式の少なくとも二十五パーセントを所有する

法人である場合には、当該配当の額の十ペー

セント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額

の十五ペーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のそ

の配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国

の居住者に支払われる利子に對しては、当該他

方の締約国において租税を課することができ

る。

2 1の利子に對しては、当該利子が生じた締約

国においても、当該締約國の法令に従つて租税

を課することができる。その租税の額は、当該

利子の受領者が当該利子の受益者である場合に

は、当該利子の額の十ペーセントを超えないも

官 報 (号 外)

はその双方と第三者との間の特別の関係により、使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国¹の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国¹内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対してもは、当該他方の締約国¹において租税を課すことができる。

2 一方の締約国¹の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国¹の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国¹において租税を課すことができる。

第十四条

一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しても、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有す
在すること。

1

運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかるらず、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合は、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

1

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

三日を超える

(b) 在する」と
報酬が当
用者又はこ
であること

ない期間当該他方の締約国内に滞

該他方の締約国の居住者でない雇
れに代わる者から支払われるもの

1

運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合は、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

1

第十三條

3 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することができる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対する対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国におい

三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞

運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しても、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかるらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

1

1 第十三条 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しても、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

4 2 の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者であ

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対する対しては、その者が自己の活動を行うため通常使用することのできる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国におい

三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞

運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しても、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかるらず、当該一方の締約国において租税を課することができる。

1

平成三年四月二十四日 参議院会議録第一二一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

一八

- 対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その報酬に対しても、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の人である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国的地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他

方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付のうち当該一方の締約国外から支払われるものについては、当該一方の締約国の租税を免除する。当該学生又は事業修習者が、その教育若しくは訓練に関連する実務上の経験を習得するため又は生計を補うために、その到着の日から五課税年度を超えない期間内に当該一方の締約国内において行う勤務から取得する報酬についても、当該一方の締約国の租税を免除する。

業を行ひ又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基団となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1 及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三条

1 ブルガリアにおいては、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) ブルガリアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ブルガリアは、(b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、当該所得について租税を免除する。

(b) ブルガリアの居住者が第十一条及び第十一一条の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、ブルガリアは、日本国において納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

(c) ブルガリアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてブルガリアにおいて

て租税が免除される場合には、ブルガリアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たっては、その免除された所得を考慮に入れることができる。

(a) 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令に従い、

(b) 日本国の居住者がこの条約の規定に従ってブルガリアにおいて租税を課される所得をブルガリアにおいて取得する場合には、当該所得について納付されるブルガリアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ブルガリアにおいて取得される所得が、ブルガリアの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるブルガリアの租税を考慮に入れるものとする。

3 2(a)に規定する控除の適用上、第十条2の規定が適用される配当又は第十二条2の規定が適用される使用料についてブルガリアにおいて納付される租税の額が当該配当又は当該使用料の額の十パーセントを下回る場合には、ブルガリアの租税は、当該配当又は当該使用料の額の十パーセントの率でそれぞれ納付されたものとみなす。

4 2に規定する控除の適用上、「納付されるブルガリアの租税」には、ブルガリアの経済開発を促進するため特別の奨励措置に従つて軽減又は免除が行われないとしたならばブルガリアの法令に基づき納付されたとみられるブルガリアの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の奨励措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意することを条件とする。

5 3及び4の規定は、二千二年一月一日以後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、適用しない。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国的企业が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として自國の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十二条8又は第十二条7の規定

所徴に対する租税に関する二重課税の回避及び賦税の防止のための日本国とバンクーラデシユ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

が適用される場合を除くほか、一方の締約国的企业が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国的企业であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企业に課されており若しくは課されることのある租税若しくはこれに関連する要件以外の租税若しくはこれに関連する要件又はより重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 第二十四条

1 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

2 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第六章

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若し

くはこの条約が適用される租税に関する両締約国との合意によって生ずる困難又は疑義を合意する所徴に対する租税の回避及び賦税の防止のための日本国とバンクーラデシユ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

5 この条の規定は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若し

くはこの条約が適用される租税に関する両締約国との合意によって生ずる困難又は疑義を合意する所徴に対する租税の回避及び賦税の防止のための日本国とバンクーラデシユ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

とること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、双方の締約国において、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について適用する。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、

いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、

いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、双方の締約国において、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得について

効力を失う。

所徴に対する租税に関する二重課税の回避及び賦税の防止のための日本国とバンクーラデシユ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求める件外三件

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十二年三月七日にソフィアで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
田島高志

ブルガリア共和国のために
イヴァン・コストフ

別に費用を要しない。

密化に資することが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

共和国との間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、斐ノーランドにおいて承認を求める件外三件

第一条

条約第二条（b）を次のように改める。
(b) フィンランドにおいては、

(i) 国税である所得税

(ii) 地方税である所得税

(iii) 教会税

(iv) 非居住者の所得に対する源泉徴収税（以下「フィンランドの租税」という。）

第二条

条約第二十三条（2）を次のように改め、同条（3）及び（4）を削る。

2

フィンランドにおいては、二重課税は、次

のとおり除去される。

(a) フィンランドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所

得を取得する場合には、フィンランドは、

その他の所得に対する租税に關しては、

この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について課

される租税

(b) 日本国においては、

この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月

一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の一項の規定に對する部分を超えないものとする。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンラ

ンド共和国との間の条約を改正する議定書

(b) 日本国の居住者である法人がその議決権の少なくとも十パーセントを直接に支配す

るフィンランドの居住者である法人に対し

て支払う配当については、フィンランドの

租税を免除する。

(c) フィンランドの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてフィンラン

ドにおいて租税が免除される場合には、その免除された所得を考慮に入れることがで

きる。

斐ノーランドは、当該居住者の残余の所得に対する租税の算定に當たつては、その免除された所得を考慮に入れることがで

きる。

日本国のために

日本国のために
田島高志

ブルガリア共和国のために
イヴァン・コストフ

別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、フィンランドとの間の現行租税条約について、フィンランドの新税制に合わせて、同国側の一般対象税目と二重課税排除の方式を改正しようとするものである。この条約の締結により、両国間の二重課税回避の制度が更に整備され、経済及び文化の面での交流の繁

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

衆議院議長 横山 勝

参議院議長 土屋 義彦殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

右は多數をもつて承認すべきものと議決した。

要領書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンラ

ンド共和国との間の条約を改正する議定書

(b) 日本国の居住者である法人がその議決権

の少なくとも十パーセントを直接に支配す

るフィンランドの居住者である法人に対し

て支払う配当については、フィンランドの

租税を免除する。

千九百九十二年二月二十九日にヘルシンキで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンラ

ンド共和国は、

千九百九十二年二月二十九日にヘルシンキで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンラ

ンド共和国は、

千九百九十二年三月四日にヘルシンキで、英語

により本書二通を作成した。

日本国のために

黒河内久美

フィンランド共和国のために

ヒレル・スクールニク

審査報告書

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求める件

右は多數をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

外務委員長 岡野 裕

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、国際通貨基金協定上の義務の不履行を続いている加盟国の投票権の停止等を規定することによって、国際通貨基金に対する加盟国の債務の履行遅滞の増大に対処し、国際通貨基金の資金基盤を強化しようとするものである。この改正を受諾することは、国際通貨基金における我が国国際協力を推進すると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求める件

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求める件

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際通貨基金協定の第三次改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第二十六条第二項を次のように改める。

(a) 加盟国がこの協定に基づくいづれかの義務を履行しなかつたときは、基金は、その加盟

国が基金の一般資金を利用する資格がないことを宣言することができる。この項の規定は、第五条第五項又は第六条第一項の規定を制限するものとみなしてはならない。

(b) (a)の加盟国が(a)の規定に基づく基金の一般資金を利用する資格の喪失の宣言から相当の期間の経過後においてもこの協定に基づくいづれかの義務の不履行を続いているときは、基金は、総投票権数の七十ペーセントの多數が適用する。基金は、総投票権数の七十ペー

セントの多數により、その停止をいつでも解くことができる。
2 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、基金管理のいかなる組織においても投じてはならない。その票数は、特別引出権会計のみに関する改正案の受諾を目的とする場合を除くほか、総投票権数に算入してはならない。

(c) (b)の加盟国が(b)の規定に基づく停止の決定から相当の期間の経過後においてもこの協定に基づくいづれかの義務の不履行を続けてい

るときは、総投票権数の八十五ペーセントを有する過半数の総務によつて行われる総務会の決定により、その加盟国に基金からの脱退を要求することができる。

3 (a) 当該加盟国が任命した総務及び総務代理は、退任する。
(b) 当該加盟国が任命し又はその任命に参加した評議員及び評議員代理は、退任する。ただし、当該評議員が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投する資格を有する場合には、当該他の加盟国は、付表Dの規定に基づき新たな評議員及び評議員代理を任命するものとし、その任命までの間、当該退任すべき評議員及び評議員代理は、投票権の停止の日から最

(d) (a)、(b)又は(c)の規定に基づくいづれかの加盟国が自國に対する抗議について相当の期間前に通報を受け、口頭及び書面の双方で自國の立場を説明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択される。

付表Kの次に次の付表を加える。

付表L 投票権の停止

第二十六条第二項(b)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止した場合には、次の規定を適用する。

1 当該加盟国は、
(a) 第二十八条(b)の規定に基づくすべての加盟国の受諾を必要とする改正及び特別引出権会計のみに関する改正の場合を除くほか、この協定の改正案の採択に参加してはならず、また、このために加盟国の総数に加えられてはならない。

(b) 総務及び総務代理を任命してはならず、評議員及び評議員代理を任命してはその任命に参加してはならず、並びに理事を任命し若しくは選出し又はその選出に参加してはならない。

(c) 当該加盟国が任命し若しくは選出し又はその選出に参加した理事は、当該理事が投票権を停止されていない他の加盟国に割り当てられた票数の票を投する資格を有しない限り、退任する。当該理事が当該資格を有する場合において、

(i) 次の理事の定期選挙前九十日を超える期間が残っているときは、当該他の加盟国は、投じられた票の過半数により、残

任期間のため新たな理事を選挙する。その選挙までの間、当該退任すべき理事は、投票権の停止の日から最大限三十日間を職する。

(ii) 次の理事の定期選挙前九十日を超えない期間が残っているときは、当該退任す

べき理事は、その残任期間を職する。

4 当該加盟国は、自國の行った要請又は自國に特に関係のある事項について審議が行われている間、総務会、評議会又は理事会の会合に出席する代表者一人を送る資格を有する。た

だし、これらの組織の委員会の会合を除く。

3 第十二条第三項(i)に次のように加える。

(v) 第二十六条第二項(b)の規定に基づき加盟国の投票権の停止が解かれ、かつ、そ

の加盟国が理事を任命する資格を有しない場合には、その加盟国は、自國に割り当てられた票数の票をある理事が投げる

ことを、その理事を選出したすべての加盟国と合意することができる。ただし、

当該停止の期間中に理事の定期選挙が行わ

われなかつたときは、その加盟国が当該停止の前にその選出に参加した理事又は付表し3(c)(i)の規定若しくは(i)の規定に従つて選出されたその後任者は、その加

盟国に割り当てられた票数の票を投げる

資格を有する。その加盟国は、自國に割り

当てられた票数の票を投げる資格を有す

る理事の選出に参加したものとみなす。

4 付表D5に次のように加える。

(f) 第十二条第三項(i)の(v)の規定に従い理事が投票権の停止を解かれた加盟国に割り当てられた票数の票を投げる資格を有する場合には、その理事を選出した加盟国に割り当てられた票数の票を投げる資格を有する評議員の任命に参加したものとみなす。

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました条約四件

につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、バングラデシュとの租税条約及びブルガリアとの租税条約は、我が国と両国との間でそれ

ぞれ二重課税の回避方法等を定めたものであります。その内容は、いずれも從来我が国が諸外国

と締結しております租税条約と同様、OEC

Dモデル条約案に基本的に沿つたものであります。

次に、フィンランドとの租税条約改正議定書は、フィンランドの税制改正に伴うものであります。そして、同国における対象税目の一項及び同国との二重課税の排除方式を改正しようとするものであります。

次に、国際通貨基金協定の第三次改正は、IMFに対する債務の履行遅滞の増大に対処するため、IMF協定上の義務の不履行を続けていた加盟国の投票権の停止等を規定するものであります。

委員会におきましては、今回の租税条約締結の目的、我が国と相手国との経済関係、租税条約の乱用防止策、IMFにおける投票権停止措置の妥当性、IMF協定改正と第九次増資との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

文教委員長 下稻葉耕吉
参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

○議長(土屋義彦君) 日程第八 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、四件は承認することに決しました。

[賛成者起立]

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

政府は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 外国の実演家等のレコードの貸与に関する権利に関しては、我が国のレコード貸与に関する従来の経験等に配慮し、円満な利用秩序の維持形成のための諸条件の整備に努めること。

二 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に係る報酬請求権制度の導入など抜本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 衛星放送、有線テレビ・ビデオグラムの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を進める。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題については、今後における技術の発達普及に十分対応できるよう配慮しつつ、検討を進める。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、著作隣接権制度等の一層の充実を図るため、レコードの貸与に関する権利を外国人の実演家及びレコード製作者にも認めるところを定めたものであります。著作隣接権の保護期間を三〇年から五〇年に延長するほか、レコード保護条約に加入した一九七八年以前の外国レコードについて輸入盤からの無断複製等も禁止するなどの措置を講

六 視聴覚障害等の障害者が、公表された著作物

法人を含む。)であるレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードで、当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過する日が昭和六十三年改正法の施行前であるもの(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。)を含む。)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、又はその複製物を頒布の目的をもって所持する行為

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

○下稻葉耕吉君登壇、拍手

○下稻葉耕吉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作隣接権制度等の一層の充実を図るために、著作権者にも認めるとともに、著作隣接権の保護期間を三十年から五十年に延長するほか、レコード保護条約に加入した一九七八年以前の外国レコードについて輸入盤からの無断複製等も禁止するなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、外国レコードの貸与に関する円満な利用秩序の形成のあり方、著作権をめぐる国際的動向と我が国の対応、文献複写に関する著作権の集中的な処理体制の確立、著作権思想の普及策、著作権保護の実効性を確保するための方策などの諸

問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、私的録音・録画問題への対応など六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作隣接権制度等の一層の充実を実現するため、レコードの貸与に関する権利を外国の実演家及びレコード製作者にも認めるとともに、著作隣接権の保護期間を三十年から五十年に延長するほか、レコード保護条約に加入した一九七八年以前の外国レコードについて輸入盤からの無断複製等も禁止するなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、外国レコードの貸与に関する円満な利用秩序の形成のあり方、著作権をめぐる国際的動向と我が国の対応、文献複写に関する著作権の集中的な処理体制の確立、著作権思想の普及策、著作権保護の実効性を確保するための方策などの諸

平成三年四月二十三日

建設委員長 矢田部理

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「次の各号の一に」を「次に」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

が設けるもの

第二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

四 この法律において「駐車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

五 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(自動車駐車場の駐車料金及び割増金)

第十二条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては國、指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下この条において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、自動車駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。

六 ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 付近の駐車場法(昭和三十二年法律第六号)第二条第一号に規定する路外駐車場

六号) 第二条第一号に規定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(自動車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場について、建設省令で定めるところにより、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(違法放置物件に対する措置)

第四十四条の二 道路管理者は、第四十三条第一号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件(以下この条において「違法放置物件」という。)が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていと認められる場合であつて、当該違法放置物件の占有者、所有者そ

他当該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、当該違法放置

物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

2 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を除去し、又は除去させたときは、当該違法放置物件を保管しなければならない。

3 道路管理者は、前項の規定により違法放置物件を除去したときは、当該違法放置物件の占有者等に対し当該違法放置物件を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定により保管した違法放置物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該違法放置物件を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該違法放置物件の価額に比し、その保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該違法放置物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 道路管理者は、前項の規定による違法放置物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該違法放置物件を廃棄することができます。

6 第四項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

7 第一項から第四項までに規定する違法放置物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用は、当該違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等の負担とする。

8 第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項の規定により保管した違法放置物件(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該違法放置物件の所有権は、当該違法放置物件を保管する道路管理者(建設大臣が道路管理者である場合には國、都道府県知事が道路管理者である場合においてはその統括する都道府県)に帰属する。

第四十九条中「統轄する」を「統括する」に改め、「第六十六条」の下に「第六十七条の二」を加え、「本章中」を「この章において」に改める。

第六十三条中「前五条」を「第四十四条の二第七項及び第五十八条から前条まで」に改める。

第七項及び第五十八条から前条まで」に改める。

第六十四条第一項中「第二十五条」を「第二十

四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同

条第三項の規定に基づく割増金、第二十五条に、「基く」を「基づく」に改め、「並びに」の下に「第四十四条の二第七項」を加え、「統轄する」を「統括する」に改める。

第六十七条の二 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は

除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合には、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盜難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告

知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合には、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置された場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

第七十三条第一項中「基く」を「基づく」に、「負担を命ぜられた」を「納付すべき」に改め、「占用料」の下に「駐車料金、割増金」を加え、「統轄する」を「統括する」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第九十一条第二項中「第四十四条」の下に「第四十四条の二」を加える。

第五十九条の二第一項中「本項中」を「この項において」に、「本条中」を「この条において」に、「若しくは道路」を「道路」に、「附近」を「付近」に、「行なおう」を「行い、若しくは道路上に道路の附屬物である自動車駐車場を設けよう」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十七条中「第二十四条」の下に「第二十四条の三」を加え、「第四十五条第一項」を「第四十条の二第一項から第五項まで（第九十一条第

二項において準用する場合を含む。」、「第四十五条第一項」に改め、「第六十六条第一項」の下に「第六十七条の二」を加える。
第二条 駐車場法（昭和三十一年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

（駐車場法の一部改正）

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」と、「第三条」を「第三条・第四条の二」と、「第四条」を「第五条」に改める。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

第三条中「内若しくは同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）」を「同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）」、同号の居住地域若しくは同号の準工業地域（同号の居住地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。」に改める。

五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車需要に応ずる満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置策

三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施

場整備計画」という。)を定めなければならない。
二項において準用する場合を含む。」、「第四十五条第一項」に改め、「第六十六条第一項」の下に「第六十七条の二」を加える。

第四条の次に次の二条及び章名を加える。
（地方公共団体の責務）
第四条の二 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（路上駐車場の設置）

第五条 第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

第五条 第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

第六条第一項中「路上駐車場管理者」を「前条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行う道路にあつては、建設大臣）」を「同一の」とともに関係のある道路管理者（道路法第八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行う道路にあつては、建設大臣））をいう。以下同じ。」及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

第五条 第四条第一項の規定により駐車場を設置する地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合は、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐

車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘査して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車

4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

第六条 第四条の次に次の二条及び章名を加える。
（地方公共団体の責務）
第五条 第四条第一項の規定により駐車場を設置する地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

第六条第一項中「路上駐車場管理者」を「前条第一項から第三項まで」を「同項」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

6 ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでなければならぬ。

第二十五条中「基く」を「基づく」に、「第五十八条第一項」を「第四十四条の二第七項、第五十

八条第一項に、「統轄する」を「統括する」に、「本条中」を「この条において」に改める。

こととされた路上駐車場に関しては、前条の規定による改正後の道路交通法第四十九条の四第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(地方税法の一部改正)
第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第七項を次のよう改め

7 駐車場法第二条第一号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものに限る。以下本項において「特定路外駐車場」という。）で都市計画において定められたもの（以下本項において「特定都市計画駐車場」という。）又は特定都市計画駐車場以外の特定路外駐車場で同法第十二条の規定による届出に係るもの（同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。以下本項において「特定届出駐車場」という。）の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対しても、当該取得が平成五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋のうちこれらの特定路外駐車場の用に供する部分の価格の二分の一（地上に設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部分又は地下に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつてはそれぞれ当該部分の価格の三分の一、地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部

10
附則第十五條第十項を次のように改める。
駐車場法第二条第一号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものに限る。以下本項において「特定路外駐車場」という。）で都市計画において定められたもの（以下本項において「特定都市計画駐車場」という。）又は特定都市計画駐車場以外の特定路外駐車場で同法第十二条の規定による届出に係るもの（同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。以下本項において「特定届出駐車場」という。）のうち、平成三年一月二日（特定届出駐車場にあつては、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律（平成三年法律第一号）の施行の日）から平成五年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対し新たに固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定都市計画駐車場の用に供する部分又は地下に設けられる特定駐車場の用に供する部分にあつては当該家

屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定届出駐車場の用に供する部分にあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三)の額とする。

審査報告書

河川法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

建設委員長 矢田部 理

参議院議長 土屋 義彦殿

平成三年四月十八日
衆議院議長 櫻内 義雄

河川法の一部を改正する法律案

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の二」に改め

「前項第三号の区域」を「第一項第三号の区域又は高規格堤防特別区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画

3 第一項の場合において、他人の占有する土地に立ち入るときは、前項の規定によるほか、第八十九条第二項から第五項までの規定によらなければならぬ。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による原状回復措置等を拒み、又は妨げてはならない。

5 河川管理者は、第一項の規定による原状回復措置等により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第二章第二節中第二十二条の次に次の二項を加える。
〔高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等〕

第二十二条の二 河川管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、高規格堤防特別区域内における高規格堤防の部分が損傷し、又

は損傷するおそれがあり、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、他人の土地において、その支障を除去するために必要な限度において、その高規格堤防の部分を原状に回復する措置又はその原状回復若しくは保全のために必要な地盤の修補、物件の除却その他の措置(以下「原状回復措置等」という。)をとることができる。

2 前項の規定により他人の土地において原状回復措置等をとろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の所有者及び占有者に通知して、その意見を聽かなければならない。
3 第一項の場合において、他人の占有する土地に立ち入るときは、前項の規定によるほか、第八十九条第二項から第五項までの規定によらなければならぬ。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による原状回復措置等を拒み、又は妨げてはならない。
5 河川管理者は、第一項の規定による原状回復措置等により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第二章第二節中第二十二条の次に次の二項を加える。
〔高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかるわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。
一 前条第二項第一号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの
二 盛土〕

一 費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

河川法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

三 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形

状を変更する行為

四 竹木の栽植又は伐採

第二十七条に次の二項を加える。

前条第三項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第一項の許可の申請又は第九十五条の規定による

協議があつた場合に適用する。

第三十条第一項中「第二十六条」を「第二十六

条第一項に改める。

第三十一条第一項中「第二十六条」を「第二十六

条第一項に改める。

第三十二条第一項中「第二十六条」を「第二十六

条第一項に改める。

第三十三条第一項中「第二十六条又は第二十七

条」を「第二十六条第一項又は第二十七条第一項

に改める。

第三十五条第一項中「第二十六条」を「第二十六

条第一項に改める。

第三十六条第一項及び第二項中「第二十六条」を

「第二十六条第一項に、「きかなければ」を「聴か

なければ」に改める。

第三十七条中「第二十六条」を「第二十六条第一

項に、「同条」を「同項」に、「みずから行なう」を「自ら行う」に改める。

第三十八条中「第二十六条」を「第二十六条第一

項に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二十六条」を「第二十六条第一項に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十一条、第四十四条第一項、第六十八条第一項、第七十六条第一項及び第七十九条第二項第

四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

第一百二条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第三号中「掘さく」を「掘削」に改める。

第二百三条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第二号として次の二号を加える。

一 第二十二条の二第四項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者

三百四条中「三万円」を「二十万円」に改める。第四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

五百五条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

五百八条中「一万円」を「五万円」に改める。

五百九条第二項中「五万円」を「三十万円」に改める。

五百六条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条第四号中「掘さく」を「掘削」に改める。

五百八条中「一万円」を「五万円」に改める。

五百九条第二項中「五万円」を「三十万円」に改める。

五百六条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

五百八条中「一万円」を「五万円」に改める。

尚土地又ハ其一部ガ河川法第六条第二項ノ高規格堤防特別区域内ノモノト為リタルトキハ其旨ノ登記ヲモ嘱託スルコトヲ要ス第九十条第二項及び第三項中「河川区域内」の下に「又ハ高規格堤防特別区域内」を加える。

四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。(地方税法の一部改正)

一百四条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号として次の二号を加える。

一 第二十二条の二第四項の規定に違反して、原状回復措置等を拒み、又は妨げた者

三百四条中「三万円」を「二十万円」に改める。

五百五条中「五万円」を「三十万円」に改め、同条第四号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

五百八条中「一万円」を「五万円」に改める。

五百九条第二項中「五万円」を「三十万円」に改める。

五百六条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

五百八条中「一万円」を「五万円」に改める。

五百九条第二項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第五百三条第一項中「第二十六条」を「第二十六

条第一項」に、「附して」を「付して」に改め、同

条第三項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第五百四条中「行なう」を「行おう」に、「第一

六条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百五条中「行なう」を「行おう」に、「第一

六条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百六条中「行なう」を「行おう」に、「第一

七条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百七条中「行なう」を「行おう」に、「第一

八条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百九条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百八条中「行なう」を「行おう」に、「第一

九条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百九条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十一条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一一条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十二条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十二条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十三条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十三条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十四条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十四条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十五条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十五条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十六条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十六条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十七条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十七条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十八条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十八条中「行なう」を「行おう」に、「第一

十九条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第五百一十九条中「行なう」を「行おう」に、「第一

二十条」を「第二十六条第一項」に、「受け又は」を「受け、又は」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

二 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を経過する範囲内において政令で定める日から施行する。

三 不動産登記法(一部改正)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 沿岸水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一条)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 電気事業法(一部改正)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 道路法及び駐車場法(一部改正)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

号報(外)

は当該駐車場整備地区における駐車場整備計画を定めなければならぬこととするとともに、駐車施設の附置を義務づける建築物の範囲を拡大するほか、道路管理者による違法放置物件の除去、長時間放置された車両の移動等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、河川法の一部を改正する法律案は、計画和するとともに、河川管理者は高規格堤防が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合に、他人の土地において原状回復措置等をとることができることとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもつて可決されました。

よって、両案は全会一致をもつて可決されました。費用として、調整費を含め五兆七千億円が予定されている。

一、費用

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、調整費を含め五兆七千億円が予定されています。

は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

審査報告書

○議長(土屋義彦君) 日程第一一 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一二 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中川嘉美君。

審査報告書

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 中川 嘉美

要領書

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案 四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

23 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第一号)による改正前の港

湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備

五箇年計画に係る港湾整備事業で國が施行したもの(平成二年度以前の年度のこの会計の予算で平成三年度以後の年度に繰り越したもの)により國が施行する港湾整備事業を含む。)

一、委員会の決定の理由
本件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、

国会の承認を求めるようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

飛騨自動車検査登録事務所の設置に要する経費として、自動車検査登録特別会計に過年度分を含め約六億三千百万円(平成三年度予算においては約一億九千三百万円)が計上されてい

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長 横内 義雄
参議院議長 土屋 義彦

（外）号

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

別紙

運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名 称	位 置	管 轄 区 域
飛騨自動車検査登録事務所	岐阜県高山市	高山市・益田郡・大野郡・吉城郡

○中川嘉美君登壇、拍手

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、平成三年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとする

ものであります。

委員会におきましては、現在までの港湾整備の実績、第八次港湾整備五カ年計画の諸課題と整備のあり方、環日本海時代に対応した港湾整備協力の推進、港湾労働の実態と労働条件の改善等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査登録業務の現状にかんがみ、高山市に中部運輸局岐阜陸運支局飛騨自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めるようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたします。

まず、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

まず、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○中川嘉美君登壇、拍手

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、平成三年度を初年度とする新たな港湾整備五カ年計画を策定しようとする

基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋義彦君） 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、GMDSSの導入に当たっては、その機能を確認しつゝ、一層の信頼性の確保に努めるとともに、現行制度との併存の上で円滑な運用が図られるよう万全を期すこと。

一、船組局の通信体制について、新システムの機能が十分發揮できるよう設置場所の環境確保、保守制度の整備・充実及び遭難通信責任者の任務等について配慮すること。

一、GMDSSの円滑な導入・運用を図るため、本法改正に伴う省令等の策定に当たっては、関係者の意見に十分配慮すること。

一、海難等を防止するためプレジャーボート・遊漁船等の小型船舶に対する無線設備の普及促進に努めること。

右決議する。

電波法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 土屋 義彦

等のため所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

(経過措置)

2 電波法第十三条第三項に規定する義務船舶局（以下単に「義務船舶局」という。）であつて、平成七年一月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶のものについては、船舶局無線従事者証明に関する事項を除き、平成十一年一月三十一日まで（当該義務船舶局が同日前に改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十三条の規定により備えなければならないこととされる機器を備える場合にあつては、当該機器を備える日まで）、なお從前の例による。

3 前項の規定により従前の例によることとされる義務船舶局には、同項の規定にかかるべく、新法第三十三条の規定により備えなければならないこととされる機器のうち、遭難自動通報設備の機器及び船舶の航行の安全に関する情報を受け信するための機器であつて郵政省令で定めるものを平成十一年一月三十一日前の郵政省令で定める日までに備えなければならない。

この法律の施行に船舶に施設している新たな検定対象機器であつて、この法律の施行前に改正前の電波法（次項において「旧法」という。）第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に施設している間は、新法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 この法律の施行の際現に船舶に施設している新法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明について船員が行わればならないこととされる機器を備える場合は、当該機器を備える日まで（当該船舶が同日前に改訂したものは、当該船舶に施設している間は、新法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす）。

6 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明について郵政大臣がした処分、手続その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の規定により船員が受けようとする者又はこの法律の施行の際現に船舶局無線従事者証明を受けている者がした申請その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなす。この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明を受けようとする者又はこの法律の施行の際現に船舶局無線従事者証明を受けている者がした申請その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなす。

7 この法律の施行に船舶に施設している新法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明を受けようとする者又はこの法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明を受けている者がした申請その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなす。

官 報 (号 外)

ともに、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

基本方針の策定に当たっては、生産から消費に至る食品流通の実情を適確にとらえ、その流通の効率化及び合理化等を通じ、流通コストの低減と消費者ニーズへの適合に資することを基本とし、流通関係者、とりわけ小規模小売業者の意向が十分反映されるものとなるよう留意すること。

また 基本方針は 構造改善事業が速やかに 実施できるよう早急に策定すること。

構造改善計画については、食品販売業者、卸売市場開設者等によるその作成が、本法の趣旨を踏まえ、円滑かつ適切に行われるよう必要な援助等に努めること。

五 構造改善事業の実施者に対する農林漁業金融
公庫等からの融資については、所要の資金枠の
確保、食品小売業等の経営の実情に即した適確
な貸付け、事務手続の簡素化等本資金制度の有
効かつ適切な運営が行われるよう努めること。
右決議する。

としては、委員の任命に配慮し、審議会の公正
かつ中立な運営が行えるよう万全を期する」と。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	よつて国会法第八十三条により送付する。
平成三年四月十八日	衆議院議長 櫻内 義雄
衆議院議長 土屋 義彦殿	参議院議長 横山 義難
食品流通構造改善促進法案	
食品流通構造改善促進法	
目次	
第一章 総則(第一条・第二条)	第三章 食品流通構造改善促進機構(第十二条)
第二章 食品の流通部門の構造改善(第十三条)	第四章 食品流通審議会(第二十二条・第二十三条)
第五章 罰則(第二十六条・第二十八条)	第十條
附則	第一項
第一 章 総則	第二項
(目的)	第三項
(定義)	第四項

2 この法律において「食品生産販売元提携事業」とは、食品販売業者（食品の販売の事業を行ふ者）をいう。以下同じ。) 又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品販売業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「食品販売事業協同組合等」という。）及び農林漁業者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者を構成員とするもの（これらの者の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものを含む。以下「農業協同組合等」という。）が、次に掲げる措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流通行程の総合的な改善を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等との間ににおける食品の安定的な取引関係の確立

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備

ロ 品質のすぐれた食品に対する一般消費者の需要に適確に対応するために必要な食品の販売に係る業務の用に供する施設の整備

メ でイに掲げる措置と併せて実施するもの

この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、卸売市場（付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又

は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を通じて効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るために施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るために措置

二 セリヤ又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るために措置

三 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行なう者の資質の向上を図るために措置

この法律において「食品販売業近代化事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等が、次に掲げる措置を実施することにより食品の販売の事業の近代化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特化するものをいう。

一 食品の仕入れ、調製、保管又は配送の共同化その他の食品の販売に係る業務の一部の共同化

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な施設の整備

三 第一号に掲げる措置と併せて実施する次の措置

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を通じて効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るために施設の整備

官 報 (号)

その他食品の販売に係る業務の用に供する施設の近代化を図るための措置

口 経営管理の合理化、取引関係の改善その他の食品の販売の事業の経営の改善を図るためにの措置

5 この法律において「食品商業集積施設整備事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、食品商業集積施設（相当数の食品販売者の店舗が集積する施設で、当該施設に附帯して駐車場、休憩所その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもののうち、次に掲げる施設を備えたもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。））をいう。以下同じ。）を整備する事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 食品に関する各種の情報の提供その他の食品の購入及び調理に関する一般消費者の利便の増進を図るための施設

二 地域の特色ある食品で一般消費者の食生活の多様化に資すると認められるものの展示及び販売の施設

第三章 食品の流通部門の構造改善（基本方針）

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るために基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

二 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項

ハ 食品販売業近代化事業

二 食品商業集積施設整備事業

三 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要な事項

四 一般消費者の利益の増進 農林漁業の振興

五 其他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食品流通審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。（構造改善計画の認定）

第六条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標

二 構造改善事業の内容及び実施時期

三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

第六条 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。（計画の変更等）

2 前条第一項から第四項までの認定を受けた者は（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って構造改善事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第六項の規定は、第一項の認定について適用する。（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）

第六条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び大蔵大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従つて食品生産販売提携事業を実施する食品販売業者、食品販売事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等、当該認定計画に従つて食品生産販売提携事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金

二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者等であつて地方公共団体以外のもの当該認定計画に従つて卸売市場機能高度化

官報 (号外)

事業を実施するためには長期かつ低利の資金

前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用について、同法第二十九条第二項及び第三十条第一号中「融通法」とあるのは「食品流通構造改善促進法」と、同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項並びに食品流通構造改善促進法第六条第一項」とする。

(課税の特例)

第七条 第四条第三項の認定に係る認定計画に従つて食品販売事業協同組合等が新たに取得した共同利用施設及び同条第四項の認定に係る認定計画に従つて同項に規定する法人が新たに取得した食品商業集積施設については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(資金の確保)

第八条 国は、認定計画に従つて構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第九条 国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第十一条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

第三章 食品流通構造改善促進機構

(指定)

第十二条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として設立された民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

第十三条 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十六条 機構は、債務保証業務を行う場合に、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

という。に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 認定構造改善事業等について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業等に参加すること。

三 認定構造改善事業等を実施する者の委託を受けて、認定計画又は特定施設整備法第六条の認定計画に従つて施設の整備を行うこと。

四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であつて、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。

五 認定構造改善事業等を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図ること。

七 食品販売業者又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。

八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。

十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十二 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る構造改善事業又は民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)第三号において「特定施設整備法」という。第六条の認定計画に係る同法第一條第一項第十四号に掲げる特定施設の整備の事業(以下この条において「認定構造改善事業等」

第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受け、前条第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

(業務の委託)

第十四条 機構は、債務保証業務を行う場合に、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十五条 機構は、債務保証業務を行つ場合に、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(農林水産省令への委任)

第十七条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

(報告及び検査)

第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

1 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行つたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

(協議)

第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第五条第一項の認可をしようとするとき。

二 第十五条第一項の承認をしようとするとき。

三 第十七条の農林水産省令を定めようとするとき。

(第四章 食品流通審議会)

(設置)

第二十二条 農林水産省に、食品流通審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

(昭和四十六年法律第三十五号)その他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣の諮問に応じ、食品の流通に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し農林水産大臣に意見を述べることができる。

一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

る。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験のある者のうちから農林水産大臣が任命する。

3 第三条第三項中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」と、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

4 第四条第三項及び第七条第一項中「卸売市場審議会」を「食品流通審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

5 第二十五条前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第二十六条次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

7 第二十七条第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

8 第二十八条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の刑を科する。

9 第二十九条第十九条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣の諮問に応じ、食品の流通に関する重要事項を調査審議する。

10 第三十条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

11 第三十一条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

12 第三十二条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

13 第三十三条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

14 第三十四条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

15 第三十五条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

16 第三十六条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

17 第三十七条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

18 第三十八条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

19 第三十九条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

20 第四十条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

21 第四十一条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

22 第四十二条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

23 第四十三条この法律及び卸売市場法第六号の一部を次のように改正する。

(卸売市場法の一部改正)

第三条 卸売市場法の一部を次のように改正する。

1 第四条第三項中「卸売市場審議会及び」を削る。

2 第四条第六号の一部を次のように改正する。

3 第四条第七号の一部を次のように改正する。

4 第四条第八号の一部を次のように改正する。

5 第四条第九号の一部を次のように改正する。

6 第四条第十号の一部を次のように改正する。

7 第四条第十一号の一部を次のように改正する。

8 第四条第十二号の一部を次のように改正する。

9 第四条第十三号の一部を次のように改正する。

10 第四条第十四号の一部を次のように改正する。

11 第四条第十五号の一部を次のように改正する。

12 第四条第十六号の一部を次のように改正する。

13 第四条第十七号の一部を次のように改正する。

14 第四条第十八号の一部を次のように改正する。

15 第四条第十九号の一部を次のように改正する。

16 第四条第二十号の一部を次のように改正する。

17 第四条第二十一号の一部を次のように改正する。

18 第四条第二十二号の一部を次のように改正する。

19 第四条第二十三号の一部を次のように改正する。

20 第四条第二十四号の一部を次のように改正する。

21 第四条第二十五号の一部を次のように改正する。

22 第四条第二十六号の一部を次のように改正する。

23 第四条第二十七号の一部を次のように改正する。

31 事業協同組合、農業協同組合その他の政令で定める法人が食品流通構造改善促進法第四条第一項又は第二項の規定による認定を受けた同条第五項に規定する構造改善計画に基づき、同法の施行の日から平成五年三月三十一日までの間に取得した機械及び装置で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税率標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十一条の三第四項の規定にかかるわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税率標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第三十二条の三の二中第十六項を第十七項として、第十五項の次に次の二項を加える。

16 食品流通構造改善促進法第四条第四項の規定による認定を受けた同項の計画に従つて整備される同法第二条第五項に規定する食品商業集積施設のうち政令で定める施設に係る事業所用家屋の新築又は増築で同法第五条第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが建築主であるものに対して課する新增設に係る事業所税の課税率標準となるべき新增設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新增設事業所床面積(第七百一条の三十四(新增設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。)から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十

一第八項の規定を準用する。

〔吉川博君登壇、拍手〕

○吉川博君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果をお聞かせ願います。

本法律案は、食品の流通部門の構造改善の促進を図るため、基本方針の策定、構造改善計画の認定、食品販売業者等に対する農林漁業金融公庫資金の貸し付け等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の提出理由、構造改善事業の内容、食品流通構造改善促進機構のあり方、今後の食品流通政策の方向、食品の安全性等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君)　総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

○議長(土屋義彦君)　日程第一五 産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律案

正する法律案

日程第一六 商品投資に係る事業の規制に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長名尾良孝君。

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

平成三年三月二十七日

参議院議長 土屋 義彦殿

商工委員長 名尾 良孝

平成三年四月二十三日

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年、我が国で産業技術に関する研究開発が高度化しており、国際共同研究の重要性が増大している状況に対応して、政府又は新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進するため、当該国際共同研究の成果である特許権の取り扱い等について所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月二十七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

平成三年三月二十七日

参議院議長 土屋 義彦殿

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い) 第十条 政府は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究を促進するため、その成果について、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 当該成果に係る特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

二 当該成果に係る特許権等のうち政令で定めるものが政府と政府以外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該政府以外の者のその特許明発又は登録実用新案の実施について、政府の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三 当該成果に係る政府所有の特許権等のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めること。

2 機構は、その委託に係る産業技術に関する国際共同研究の成果について、業務方法書で定めるところにより、前項に規定する取扱いに準ずる取扱いをするものとする。

(国際共同研究における配慮)

第十三条 政府及び機構は、その委託に係る産業

技術に関する知識の外国法人等における活用を促進し、産業技術の分野における国際的な貢献に資するよう特に配慮しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

商品投資に係る事業の規制に関する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

商工委員長 名尾 良孝

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の金融資産の増加等を背景

として、商品投資が増加し、及び多様化してい

る現状にかんがみ、商品投資に係る事業を営む

者の業務の適正な運営を確保し、もつて当該事

業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保

護を図るために、商品投資販売業及び商品投資顧

問業を営む者について許可の制度を設ける等の

措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、投資者保護の徹底及び商品ファンドの健全な発展を図るため、次の諸点について適切な措置を講るべきである。

一、本法の規制対象に係る法第二条第一項の政令の制定・改正に当たっては、この分野における関係事業者の事業展開及び一般投資者の動向等を踏まえ、投資者保護と過剰投機防止に万全を期するよう適切に定めること。本法第二条第二項及び第三項の政令については、本法が適用されないことにより投資者が被害を被らないよう、証券取引法により十分規制がなされるものを除き幅広く定めること。

二、本法第四十八条第一項の政令を定めるに当たっては、適用除外となる者が現に法令等により投資者保護の観点から業務を的確に遂行するよう本法と同等の規制を受けている者に限定するとともに、これらの者の業務遂行について本法と同等の顧客保護措置を取るよう指導すること。

三、許可事業者の適切な業務運営の確保のためには許可基準の人的要件が特に重要であり、特に投資顧問業については、十分信頼に値する者が投資判断に当たるよう許可の審査に万全を期すとともに、許可後においても必要な監督を行うこと。

四、一般投資者が商品投資に参加する場合、契約内容を正確に理解することが不可欠であり、過度な収益の期待を抱かせることのないよう、リスクの程度、契約解約の可否及び解約手続、商品投資販売業者の取得する手数料等につき、交付書面等に適切に記載させるよう商品投資販

売業者、商品投資顧問業者に対し十分な規制及び指導を行うこと。

五、本法が複数の主務大臣により施行されることにより、諸手続きの煩雑化や本法施行の不均衡、業者間の不公平な取扱い等をもたらすことのないよう主務大臣間の十分な調整を図るとともに、投資者保護に配慮しつつ商品ファンドの構成、販売単位等につき適切な運用を行うこと。

右決議する。

平成三年四月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

商品投資に係る事業の規制に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第一節 許可(第三条—第十二条)

第二節 業務(第三十四条—第四十三条)

第三節 監督(第十三条—第二十四条)

第三章 商品投資顧問業

第一節 許可(第三十一条—第三十三条)

第二節 業務(第三十四条—第四十三条)

第三節 監督(第四十四条)

第四章 雑則(第四十五条—第五十二条)

第五章 開則(第五十三条—第五十八条)

附則

官報(号外)

第一章 総則

(目的) この法律は、商品投資に係る事業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もって商品投資に係る事業を公正かつ円滑にするとともに、投資者の保護を図ることを目的とする。

(定義) 第一条 この法律において「商品投資」とは、次に掲げるものをいう。

一 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品(以下「特定商品」という。又は同条第三項に規定する商品指数(以下「特定商品指数」という。))について、同条第七項に規定する商品市場に相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第六項に規定する先物取引に類するものを含む。)を行うこと。

二 特定商品その他の価格の変動が著しい物品(鉱業権、工業所有権及び施設の利用に関する権利を含む。以下同じ。)として政令で定めるものの(以下「特定物品」という。)を当事者の一方が当事者の一方の意思表示により当事者間において当該商品の売買取引を成立させることができるとする権利(以下「オプション」という。)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者が一方がこれに対する対価を支払うことを約する取引を行うこと。

三 特定商品その他の価格の変動が著しい物品又はその使用(鉱業権、工業所有権及び施設

の利用に関する権利)にあっては、その行使。

以下同じ。)により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの(以下「指定物品」という。)を取得(生産を含む。)し、これを譲渡し、使用し、又は使用させること。

2 この法律において「商品投資契約」とは、次に掲げる契約であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 当事者の一方が相手方の業として行う商品投資のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる利益の分配及び当該出資の価額(当該出資が損失によって減少した場合においては、その残額)の返還(以下「利益の分配等」という。)を行うことを約する契約

二 各当事者が出資を行い、業務の執行を委任された者が共同の事業としてその出資された財産を主として商品投資により運用し、当該運用から生ずる収益の分配及び当該出資の価額に応じて分割された残余財産の価額の返還(以下「収益の分配等」という。)を行うことを約する契約

3 この法律において「商品投資顧問契約」とは、に掲げるものに類するもの。

この法律において「商品投資受益権」とは、次に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護を確保することが必要なものとして政令で定めるものをいう。

一 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介(以下「販売等」という。)

三 外国法令に基づく契約であつて、前二号に規定する取引の内容及び時期についての判断(投資の対象となる物品の種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断(第一項第一号に規定する先物取引(特定商品に係る商品取引所法第二条第六項第一号に規定する取引にあっては、行うべき取引の内容及び時期についての判断)を除く。)及び第一項第二号に規定する取引にあっては、行うべき取引の内容及び時期についての判断)をいう。以下同じ。)の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき相手方のため特定商品投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を

4 この法律において「商品投資販売業」とは、次に掲げる行為を行ふ営業をいう。

一 商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介(以下「締結等」という。)

二 この法律において「商品投資販売業者」とは、次に掲げる行いを行つた者をいう。

5 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

6 この法律において「商品投資顧問業」とは、

7 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行うことを目的とする信託の収益の分配及び元本の返還(以下「信託収益の分配等」という。)

8 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

第二章 商品投資販売業

第一節 許可

(商品投資販売業者の許可)

第三条 商品投資販売業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

4 この法律において「商品投資販売業」は、前二号に掲げる行為を行ふ営業をいう。

5 この法律において「商品投資販売業者」とは、次条の許可を受けて商品投資販売業を営む者をいう。

6 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

7 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

8 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

第三章 商品投資顧問業

第一節 許可

(商品投資顧問業者の許可)

第三条 商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた法人(外国法人については、国内に営業所を有するものに限る。)でなければ、営むことができない。

4 この法律において「商品投資顧問業」は、前二号に掲げる行為を行ふ営業をいう。

5 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

6 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

7 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

8 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

9 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

10 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

11 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

12 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

13 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

14 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

15 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

16 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

17 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

18 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

19 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

20 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

21 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

22 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

23 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

24 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

25 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

26 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

27 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

28 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

29 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

30 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

31 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

32 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

33 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

34 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

35 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

36 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

37 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

38 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

39 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

40 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

41 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

42 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

43 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

44 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

45 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

46 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

47 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

48 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

49 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

50 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

51 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

52 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

53 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

54 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

55 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

56 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

57 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

58 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

59 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

60 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

61 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

62 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

63 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

64 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

65 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

66 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

67 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

68 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

69 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

70 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

71 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

72 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

73 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

74 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

75 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

76 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

77 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

78 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

79 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

80 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

81 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

82 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

83 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

84 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

85 この法律において「商品投資顧問業」とは、商

品投資顧問契約に基づいて特定商品投資を行う営業をいう。

86 この法律において「商品投資顧問業者」とは、

第三十条の許可を受けて商品投資顧問業を営む者をいう。

官 報 (号 外)

(許可の基準)

第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

二 第二十八条第一項（第四十四条において準）
金額以上の法人でない者
ため必要かつ適当なものとして政令で定める

用する場合を含む。)の規定により第三条若しくは第三十条の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。以下「許可等」という。)を取り消され、その取消し

この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法

令による刑罰を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない法人役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ
禁治産者若しくは準禁治産者は又は外国の
口 法令上これらと同様に取り扱われている者
破産者で復権を得ないもの又は外国の法
令上これと同様に取り扱われている者

八 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 前号に掲げる法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法

(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、
第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ
二、第二百二十二条若しくは第二百四十七
条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法
律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、
罰金の刑(これに相当する外国の法令によ
る刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を

終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなりた日から三年を経過しない者
ホ 商品投資販売業者が第二十八条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、又は商品投資顧問業者が第四十四条において準用する同項の規定により第三十条の許可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者の役員又は政令で定める使用人であった者で当該取消しの

部を改正する法律案外一件

この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しなゝ者（当該許可等を取り消さ

れた法人の当該取消しの日前三十日以内に
役員又は政令で定める使用人であった者で
当該取消しの日から三年を経過しないもの
を含む。)

業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない法人。

商品投資販売業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人

主務大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、不許可の処分をしたときは、逕滞

、その理由を示して、その旨を申請者に通
しなければならない。

起算して三年とする。

ある有効期間の更新を受けた場合における当該期間の更新に係る同条の許可の有効期間を定めることとする。

第三条の許可の有効期間の満了の日までに有効期間の更新の申請があつた場合において、そ
れ第四条から第六条までの規定は、第三条の許
可の有効期間の更新について準用する。

の申請について有効期間の更新の承認又は拒否

の通知があるまでの間は、当該申請に係る同条の許可是、同条の許可の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。

されたときは、当該有効期間の更新に係る第三条の許可の有効期間は、従前のその許可の有効期間の満了する日の翌日から起算するものとする。

(変更の認可)
第九条 商品投資販売業者は、第五条第一項第五号に掲げる事項を変更しようとするとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

第十条 商品投資販売業者は、第五条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

十一条 商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当する」となったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨

三 合併及び破産以外の理由により解散したとき。
人 の清算人

一 合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であった者

二 破産により解散したとき。 その破産管財

官 報 (号外)

四 商品投資販売業を廃止したとき。商品投

資販売業者であった法人を代表する役員

当することとなつたときは、当該商品投資販売業者の第三条の許可是、その効力を失う。

(登録免許税及び手数料)

第十二条 第三条の許可を受けようとする者は、登録免許税を、第八条第一項の有効期間の更新を受けようとする者は、実費を勘定して政令で定める額の手数料を、それ

ぞれ納めなければならない。

第二節 業務

(標識の掲示)

第十三条 商品投資販売業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 商品投資販売業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第十四条 商品投資販売業者は、自己の名義をもつて、他人に商品投資販売業を営ませてはならない。

(広告の規制)

第十五条 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売業について広告をするときは、商品投資による利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商品投資契約等の成立前の書面の交付)

第十六条 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結等をしようとするとき、又は商品投資受益

権の販売を内容とする契約(以下「商品投資販売契約」という。)の締結等をしようとするときは、

顧客に対し、当該商品投資契約又は当該商品投

資販売業者が成立するまでの間に、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は商品投

資販売契約(商品投資販売契約に係る商品投資契約又は商品投資受益権を含む。以下「商品投

資する事項であつて主務省令で定めるものにつ

いて当該商品投資契約又は当該商品投資販売契

約等に係る概要を記載した書面を交付しなけれ

ばならない。

(商品投資契約等の成立時の書面の交付)

第十七条 商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約(以下「商品投資契約等」という。)が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 商品投資の内容に関する事項

二 契約期間に関する事項

三 投資収益の分配等又は信託収益の分配等に

関する事項

四 契約の解除に関する事項(第十九条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

五 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する

定めがあるときは、その内容

六 商品投資受益権の譲渡に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(報告書の交付)

第十八条 商品投資販売業者は、自らを当事者とする商品投資契約が成立したときは、当該商品投

資契約を締結している顧客に対して、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約に

令で定めるところにより、当該商品投資契約に係る財産の運用の現状について説明した報告書

を交付しなければならない。

2 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介をしたとき、又は商品投資受

益権(信託会社又は信託業務を兼営する銀行を

当事者とする信託契約に係る信託収益の分配等

を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の販売等をしたときは、主務省令で定める

ところにより、当該商品投資契約又は当該商品

投資受益権に係る財産の運用の現状について調

査し、その結果について説明した報告書を作成

し、当該商品投資契約を締結した顧客又は当該商品投資受益権を購入した顧客の利用に供しなければならない。

(書面による解除)

第十九条 商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、第十七条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面に

よりその契約の解除(商品投資契約に係る組合からの脱退を含む。以下同じ。)を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行

る定めがあるときは、その内容

3 商品投資契約の解除があった場合には、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 前二項の規定に反する特約で顧客に不利なもののは、無効とする。

(書類の閲覧)

第二十条 商品投資販売業者は、主務省令で定めるとところにより、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごと

に備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならぬ。

(商品投資顧問業者等以外の者に一任する商品投資契約の締結等の禁止)

第二十二条 商品投資販売業者は、出資された財産の全部又は一部を特定商品投資により運用す

ることを目的とする商品投資契約の締結等又は行う場合においては、商品投資顧問業者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該

外国において同種の許可等を受けている者に対してその特定商品投資に係る投資判断を一任す

る商品投資契約でなければ、その締結等をし、又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等をしてはならない。

(金銭等の貸付け又はその媒介等の禁止)

第二十二条 商品投資販売業者は、その行う商品投資販売業に関する金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次若しくは代理をしてはならない。

(商品投資契約等の締結又は更新についての勧誘等)

第二十三条 商品投資販売業者は、商品投資契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、商品投資契約又は商品投資販売契約等に関する

事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2 商品投資販売業者は、商品投資契約等の解除を妨げるため、商品投資契約又は商品投資販売契約等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

24 条商品投資販売業者又はその代理人、使用者その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、商品投資契約等の締結又は更新を勧説する」と。

21 条顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、商品投資契約等の締結又は更新を勧説する」と。

22 条前二号に掲げるもののほか、商品投資販売業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの

第三節 監査

(業務に関する帳簿書類)

25 条商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

26 条主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品投資販売業者

に対し報告をさせ、又はその職員に、商品投資販売業者の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 商品投資販売業に關し、不正又は著しく不当な勧説等の禁止

27 条主務大臣は、商品投資販売業者の業務の運営に関し、投資者の利益を害する事実があると認めるときは、投資者の保護のため必要な限度において、当該商品投資販売業者に対する業務の種類及び方法の変更、財産の供託その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

28 条主務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該商品投資販売業者にその处分の理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えるなければならない。

29 条主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

30 条商品投資顧問業

第一節 許可

(商品投資顧問業者の許可)

31 条商品投資顧問業は、主務大臣の許可を受けた株式会社(外国法人については、株式会

社と同種類の法人で国内に営業所を有するものに限り)でなければ、營むことができない。

(許可の取消し等)

28 条主務大臣は、商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第六条第一項第一号から第四号まで(同項第二号については、第三十条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)のいずれかに該

当することとなつたとき。

2 不正の手段により第三条の許可又は第八条の第一項の有効期間の更新を受けたとき。

3 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四条第一項に規定する許可に付した条件に違反したと

に規定する許可に付した条件に違反したとき。

4 商品投資販売業に關し、不正又は著しく不當な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

5 第二十九条主務大臣は、前条第一項の規定による処分をしようとする場合について準用する。

6 他に事業を行つているときは、その事業の種類

7 その他主務省令で定める事項

四 資本の額

五 業務の種類及び方法

六 他に事業を行つているときは、その事業の種類

7 その他主務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 (許可の基準)

32 条主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

4 許可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の当該業務の収支の見込みが良好なものであること。

5 許可申請者が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ適確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

6 許可申請者が、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認められたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三十条の許可をしなければならない。

7 資本の額が投資者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でない者

1 第六条第一項第一号から第四号まで(同項第二号については、第三十条の許可の取消しに係る部分及びこの法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)のいずれかに該

当することとなつたとき。

2 第二十八条主務大臣は、商品投資販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ

とができる。

3 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政

名及び住所

4 第二十八条第一項(第四十四条において準用する場合を含む)の規定により第三条若し

くは第三十条の許可を取り消され、その取消

しの日から三年を経過しない会社又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可等を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない会社

三 第六条第一項第三号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない会社

四 取締役、監査役又は政令で定める使用人のうちに第六条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当する者のある会社

五 業務の種類及び方法が投資者の保護のため必要なものとして主務省令で定める基準に適合しない会社

第六条第二項の規定は、前項の規定による处分について準用する。

（準用規定）

第三十三条 第四条、第七条、第八条第一項、第三項及び第四項並びに第九条から第十二条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条」とあり、並びに第七条、第八条第一項、第三項及び第四項、第十一条第二項並びに第十二条中「第三条」とあるのは「第三十条」と、第九条中「第五条第一項第五号」とあるのは「第三十一条第一項第五号」と、第九条及び第十条中「資本の額若しくは出資の総額」とあるのは「資本の額」と、同条中「第五条第一項第一号から第三号ままで、第六号若しくは第七号」とあるのは「第三十

二 一条第一項第一号から第三号まで、第六号若しくは第七号」と、第十一項第一号及び第四号中「法人を代表する役員」とあるのは「会社の代表取締役」と読み替えるものとする。

第四条、第三十一条及び前条の規定は、第三

第二節 業務

第二節 業務

第三十四条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業の内容について広告をするときは、

投資顧問業の内容について広告をすると規定する省令で定めるところにより、第四十条に規定する

定する事項を表示しなければならない。

商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業の二種類に大別される。

業に関して廣告をすると斐は、商品投資顧問契約を締結して、ある顧客がや一任されて行った設

資の実績その他主務省令で定める事項について

て、著しく事実に相違する表示をし、又は著し

く人を誤認させるような表示をしてはならな
い。

(商品投資顧問契約の締結前の書面の交付)

第三十五条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問

契約を締結しようとするときは、顧客に対し、

当該商品投資顧問契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、商品投資顧問契約

の内容及びその履行に関する事項であつて主務

省令で定めるものについて当該商品投資顧問契

約に係る概要を記載した書面を交付しなければ
ならない。

ならがい

第三十六条 商品投資顧問業者は、商品投資顧問

契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞な

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する計

平成三年四月二十四日 参議院会議録第二十一号

(禁止行為)

第四十二条 商品投資顧問業者は、その行う商品投資顧問業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行うこと。

二 特定の商品等（特定商品、特定商品指數、特定物品に係るオプション又は指定物品をいう。）に關し、商品投資顧問業者が顧客から一任されて行った特定商品投資に基づく価格、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない投資判断に基づく特定商品投資を行うこと。

(準用規定)

第四十三条 第十三条、第十四条、第二十条及び第二十二条から第二十四条までの規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、第二十三条中「商品投資契約等」とあり、「商品投資契約又は商品投資販売契約等」とあり、並びに第二十四条第一号及び第二号中「商品投資契約等」とあるのは、「商品投資顧問契約」と読み替えるものとする。

第三節 監督

(準用規定)

第四十四条 第二章第三節の規定は、商品投資顧問業者について適用する。この場合において、第二十八条第一項中「第三条」とあるのは、「第三十条」と、同項第一号中「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、「第三十二条第一項第一号第一号から第四号まで」と、「第三十条」とあるのは、「第三条」と、同項第一号中「第八条第一項」と

あるのは「第三十三条において準用する第八条第一項」と、同項第三号中「第四条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第四条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

（外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的説替え等）

第四十五条 商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合において、当該商品投資販売業者又は当該商品投資顧問業者に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的説替えその他のこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（営業のために締結する商品投資契約等の適用除外）

第四十六条 第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十四条まで（第四十三条において準用する場合を含む。）、第三十五条から第三十八条まで及び第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、商品投資契約等又は商品投資顧問契約であつて、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が当該商品投資契約等又は当該

商品投資顧問契約の締結等をする者（第十六条から第十八条まで及び第三十五条から第三十八条までの規定については、資本の額が主務省令で定める金額以上の株式会社その他主務省令で定める者に限る。）が営業のために又は営業として締結し、又は締結しようとするものについては、適用しない。

（主務大臣等）

第四十九条 第二章における主務大臣は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣とし、第三章における主務大臣は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は通商産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、大蔵大臣、農林水産大臣又は通商産業大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の適用除外）

第四十七条 海外商品市場における先物取引の受

託等に関する法律第三条の規定は、商品投資顧問業者が海外商品市場における先物取引の受託等を行なう場合には、適用しない。

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 第二章の規定は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他のこの法律以外の法律の規定でこれにより商品投資に係る事業の公正及び投資者の保護が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものについては、適用しない。

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに証券投資信託法第二条第四項に規定する委託会社（その信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。）については、適用しない。

(経過措置)

第五十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができることとする。

第五章 罰則

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条又は第三十条の許可を受けないで商品投資販売業又は商品投資顧問業を営んだ者

二 第十四条（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に商品投

資販売業又は商品投資顧問業を営ませた者

三 第四十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して、正当な根拠を有しない投資

判断に基づく特定商品投資を行った者

以下に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項（第八条第一項及び第三十三条において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反した者

許可の申請があった場合における農林水産大臣又は通商産業大臣との協議、これに対する通知その他の手続については、政令で定める。

(主務省令への委任)

第五十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

二 第九条（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第五条第一項第五号若しくは第三十一条第一項第五号に掲げる事項を変更し、又は資本の額若しくは出資の総額を減少した者

三 第二十二条（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をした者

四 第二十三条第一項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

五 第二十三条第二項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、不実のことを告げた者

六 第二十八条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

七 第四十条の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

八 第四十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して、顧客を相手方として特定商品投資に係る取引を行った者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下に懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請

書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十五条又は第三十四条第二項の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

三 第十六条、第十七条、第三十五条、第三十一条又は第三十八条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する概要若しくは事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第十八条第一項又は第三十七条の規定に違反して、報告書を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を交付した者

五 第十八条第二項の規定に違反して、報告書を作成せず、又は同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載のある報告書を作成した者

六 第二十六条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第二十七条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

八 第三十九条第二項の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は臘写の請求を拒んだ者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第五十八条 第十一条第一項（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

四 第二十条（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置き、若しくは顧客に閲覧させた者

五 第二十五条（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者

六 第二十六条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第三条の規定にかかるらず、引き続き商品投資販売業を営むことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き商品投資販売業を営むことができる場合には、その者を商品投資販売業者とみなして、第十五条から第二十七条まで及び第二十八条（第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第二十八条第一項中「第三条の許可を取り消し」とあるのは「商品投資販売業の廃止を命じ」と、「第六条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第六条第一項第二号から第四号まで」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第二十八条第一項の規定により商品投資販売業の廃止が命じられた場合における第六条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を取り消された者と、当該廃止を命じられた日

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に商品投資販売業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第六条第一項の規定に基づく不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第二十八条第一項の規定により商品投資販売業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第三条の規定にかかるらず、引き続き商品投資販売業を営むことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年（施行期日）

官報号外

要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、民間における退職金の実情等に
かんがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例
に関する規定を整備するとともに、通勤による
傷病に係る退職手当の取扱いを改善しようとする
ものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、本年度は特に費用を要しな
い。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

平成三年四月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 十屋 義彦殿

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律
案

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律
案
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律
案

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百
八十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「勤続した者で」の下に「、通勤
十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下
同じ。）による傷病により退職し」を加える。

第五条第二項中「勤続した者で」の下に「、通勤
十一号）による傷病により退職し」を加える。
よる傷病により退職し」を加える。

第七条第四項中「傷病による休職」の下に「、通勤
による傷病による休職」を加える。

退職に係る退職手当については、なお從前の例
による。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部
を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長福間知之君。

〔井上孝君登壇、拍手〕

○井上孝君　ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、民間における退職金の実情等にか
んがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関
する規定を整備するとともに、通勤による傷病に
かかる退職手当の取り扱いを改善しようとするもの
としております。

本法律案は、民間における退職手当の実情等にか
んがみ、長期勤続者に対する退職手当の特例に関
する規定を整備するとともに、通勤による傷病に
かかる退職手当の取り扱いを改善しようとするもの
としております。

委員会におきましては、退職手当の官民比較の
結果をもつて原案どおり可決すべきものと決定いた
ります。

児童手当法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成三年四月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 櫻内 義雄

(小字は衆議院修正)

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四条第一項第一号中「義務教育就学前の児童を含む二人以上の」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)
ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童

第六条第一項を次のように改める。

児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 児童手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合(次の一又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳に満たない児童が一人又は二人以上いる場合一千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額
ロ 当該三歳に満たない児童が三人以上いる場合一万円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

二 受給資格者に係る支給要件児童のうち三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童といつては、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。)がいる場合一千円に当該三歳以上の児童が一人又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 当該三歳以上の児童が一人いる場合一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額
ロ 当該三歳以上の児童が二人以上いる場合一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額

第七条第一項中「児童手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)を「受給資格者」に改める。

第八条第三項中「又はやむを得ない理由により」の下に「当該」を加える。

第十八条第一項中「第二十条第一項に」を「同項に」と、「あて」を充てに改める。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除
附則第六条第一項中「昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの間においては」を「当分の間に改め、同項第一号中「第三十条並びに第三

十一条」を「並びに第三十条」に、「第二十条第一項に規定する提出金をもつてあて」を「同項に規定する提出金をもつて充て」と、「昭和六十一年度から昭和六十六年度までの各年度」を「当分の間」に改め、同条に次の一項を加える。

5 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの改正規定及び附則第七条の規定は平成三年六月一日から、附則第四条(第三項を除く。)及び第六条(附則第三条及び第四条第三項の規定を適用する部分を除く。)の規定は同年十一月一日から施行する。

(支給要件等に関する暫定措置)

第二条 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法(以下「新法」という。)第四条第一項第一号イ中「三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。)とあるのは平成三年一月二日以後に生まれた児童」と、同号ロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「五歳に満たない児童」とする。

一 児童手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合(次の一又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

の初日に生まれた児童については、出生の日から五年を経過した児童とする。以下同じ。)がいる場合とあるのは平成三年一月一日以前に生まれた児童がいる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)と、「三歳以上の児童が一人」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が一人」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童の数を乗じて得た額から」以後に生まれた児童の数を乗じて得た額から」と、「三歳以上の児童が二人以上いる場合は「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合(当該支給要件児童のすべてが二人以上いる場合(当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。)と、「のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額」とあるのは「のうち五歳に満たない児童の数を乗じて得た額(当該支給要件児童のすべてが五歳に満たない児童である場合は、一万円に当該五歳に満たない児童の数により一を減じた数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうちに五歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から五年を経過した児童とする。)が一人いる場合は、一万円に当該支給要件児童のうち五歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。)とあるのは「五歳に満たない児童」としては、出生の日から五年を経過しない児童とする。以下同じ。)とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童」と、同号ロ中「三歳に満たない」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた」と、同項第一号中「三歳以上の児童(月の初日に生まれた児童とする。以下同じ。)とあるのは「平成三年

一月一日以後に生まれた児童」と、同号ロ中「三歳に満たない児童」とあるのは「四歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から四年を経過しない児童とする。以下同じ。）」と、新法第六条第一項第一号中「三歳に満たない」とあるのは「平成三年一月一日以後に生まれた」と、同項第一号中「三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童がいる場合（当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。）」と、「三歳以上の児童が一人」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が一人」と、「三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から」とあるのは「平成三年一月二日以後に生まれた児童の数を乗じて得た額から」と、「三歳以上の児童が二人以上いる場合」とあるのは「平成三年一月一日以前に生まれた児童が二人以上いる場合（当該支給要件児童のすべてが平成三年一月一日以前に生まれた児童である場合を含む。）」と、「のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額」とあるのは「のうち四歳に満たない児童の数を乗じて得た額（当該支給要件児童のすべてが四歳に満たない児童である場合は、一万円に当該四歳に満たない児童の数より一を減じた数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とし、当該支給要件児童のうち四歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から四年を経過した児童とする。）が一人いる場合は、一万円に当該支給要件児童のうち四歳に満たない児童の数を

乗じて得た額から、五千円を控除して得た額とする。）」とする。

(児童手当の額に関する経過措置)

第三条 平成三年十二月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

(認定の請求等に関する経過措置)

第四条 平成四年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、

当該児童手当について新法第七条第一項（新法第十七条第一項の規定により読み替える場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により認定の請求の手続きをとることができる。

2 前項の手続きをとった者が、平成四年一月一日において、児童手当の支給要件に該当しているときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八条第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 平成四年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当している者（平成三年十二月三十日において改正前の児童手当法第四条に規定する要件に該当していた者を除く。）が、平成四年一月三十一日までの間に新法第七条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新法第八条第一項の規定による。

第五条 平成四年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、新法附則第六条第一項中「第四条」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律（平成三年法律第号。以下「法律第号」という。）附則第二条第一項の規定により読み替えられた第四条」と、同条第二

項中「第五条から第十七条まで」とあるのは「第

五条、法律第号附則第二条第一項の規定

により読み替えられた第六条、第七条から第十

二条まで」とする。

2 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までの間においては、新法附則第六条第一項中「第四条」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律（平成三年法律第号。以下「法律第号」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えられた第四条」と、同条第二項中「第五条から第十七条まで」とあるのは「第五

条、法律第号附則第二条第二項の規定により読み替えられた第六条、第七条から第十七

二条まで」とする。

第六条 附則第三条及び第四条の規定は、新法附則第六条第一項の給付について準用する。この場合において、附則第四条第一項中「新法第七

条第一項」とあるのは「新法附則第六条第二項に

おいて準用する新法第七条第一項」と、「新法第

十七条第一項」とあるのは「新法附則第六条第二項において準用する新法第十七条第一項」と、

同条第二項中「新法第八条第二項」とあるのは「新法附則第六条第二項において準用する新法第八条第二項」と、同条第三項中「新法第七条第一項」とあるのは「新法第七条第一項」とあるのは「新法附則第六条第二項において準用する新法第八条第一項」と、

参議院議長 土屋 義彦殿

社会労働委員長 福岡 知之

審査報告書

(後付)
第八条 児童手当法による児童手当制度については、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担の在り方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十三日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成三年度一般会計予算に約三十三億円が計上されている。なお、国債の償還分は、平成四年度以降において、国債整理基金特別会計に総額約五億円が計上される見込みである。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

附帯決議

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

二、海外旧戦域において今なお残置されている遺骨については、相手国の協力を得て早期収集に一層の努力を払うとともに、慰靈追拂等についてはさらなる積極的に推進すること。

三、中国残留日本人孤児等に関する情報収集について、引き続き中国政府の積極的な協力が得られるよう配慮するとともに、訪日調査により内親が判明しなかつた孤児に関する調査に最大限の努力をすること。

また、中国及びサハリンの残留邦人の帰国援護については、今後とも積極的に推進すること。

四、帰国孤児の定着先における自立促進を図るため、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的な実施に遺憾なきを期すること。

五、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行なうとともにその改善に努めること。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、五一六、八〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、〇一四、〇〇〇円
第三項症	四、一八六、〇〇〇円
第二項症	三、四四九、〇〇〇円
第一項症	一、一二五三、八〇〇円

右決議する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成三年四月十八日

参議院議長 土屋 義彦殿
衆議院議長 櫻内 義雄

第四項症	二、七二八、〇〇〇円
第五項症	二、二〇八、〇〇〇円
第六項症	一、七八四、〇〇〇円
第一款症	一、六二七、〇〇〇円
第二款症	一、四七九、〇〇〇円
第三款症	一、一八七、〇〇〇円
第四款症	九五五、〇〇〇円
第五款症	八四五、〇〇〇円
第一款症	五、三四五、〇〇〇円
第二款症	四、四三四、〇〇〇円
第三款症	三、八〇四、〇〇〇円
第四款症	三、一二五、〇〇〇円
第五款症	二、五〇六、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	（小字及び は衆議院修正）
第二款症	戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
第三款症	三、八〇四、〇〇〇円
第四款症	三、一二五、〇〇〇円
第五款症	二、五〇六、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、六八一、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、八三〇、一〇〇円
第二項症	三、一九四、七〇〇円
第三項症	二、六四〇、三〇〇円
第四項症	一、〇九二、八〇〇円
第五項症	一、七〇一、〇〇〇円
第六項症	一、三七九、一〇〇円

第二款症	一、一四一、二〇〇円
第三款症	九一七、五〇〇円
第四款症	七四一、三〇〇円
第五款症	六五一、一〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、〇七四、一〇〇円
第二款症	三、三八〇、五〇〇円
第三款症	二、八九九、二〇〇円
第四款症	二、三八二、〇〇〇円
第五款症	一、九一、一〇〇円

第二十六条第一項中「百六十四万五千四百円」を「百七十万六千七百円」に改める。

第二十七条第一項中「百六十四万五千四百円」を「百七十万六千七百円」に改め、同条第三項の表中「三九七、九〇〇円」を「四一四、三〇〇円」に、「三一四、五〇〇円」を「三一七、八〇〇円」に、「一一四、四〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第一条 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和五十八年四月一日)を「平成三年四月一日」に改める。

平成三年四月二十四日 参議院会議録第二十一号 児童手当法の一部を改正する法律案外一件

規定は、平成三年四月一日から適用する。
(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「法律第五十三号」という。)附則第三条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。(特別給付金の支給の特例)

第三条 第二条中「昭和五十八年四月一日」を「平成三年四月一日」に改め、同項第一号中「昭和五十八年四月一日以後昭和六十一年十月一日以前」を「平成三年四月一日以後同年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和六十一年十月一日」を「平成三年十月一日」に改める。

第四条第一項中「三十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「七万五千円」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。)附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者及び法律第五十三号附則第四条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に死した法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項及び次項において同じ。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日(その日が平成三年十月一日前であるときは、同日とする。以下「支給日」という。)において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたとき限り。

(施行期日等)

附則

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第四条までの規定は、平成三年十月一日から施行する。

第二条中「昭和五十八年四月一日」を「平成三年四月一日」に、「昭和五十八年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の

第三条第一項の特別給付金を支給する。

納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は六十七兆二千四百七十八億円余、歳出の決算額は六十五兆八千五百八十九億円余でありまして、差し引き一兆三千八百八十八億円余の歳余を生じました。この歳余は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の平成二年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成元年度における財政法第六条の純剰余金は三千百二十一億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額六十六兆三千百八十八億円余に比べて九千三百五十九億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余を受け入れが予算額に比べて増加した額七千四百五十七億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は千九百二億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額六十六兆三千百十八億円余に、昭和六十三年度からの繰越額六千六百五十三億円余を加えました歳出予算現額六十六兆九千七百七十二億円余に對しまして、支出済み歳出額は六十五兆八千五百八十九億円余であります。その差額一兆千八十二億円余のうち、平成二年度に繰り越しました額は七千三百八十九億円余となっており、不用となりました額は三千七百九十三億円余となっております。

次に、予備費であります。平成元年度一般会計における予備費の予算額は二千億円であり、そ

の使用額は千四百二十七億円余であります。

次に、平成元年度の特別会計の決算であります。が、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

す。

次に、平成元年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は五十七兆七千六百六十七億円余あります。この資金から的一般会計等の歳入への組み入れ額等は五十七兆七千五百七十億円余でありますので、差し引き九十六億円余が平成元年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、平成元年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によつて御了承願いたいと存じます。

以上が平成元年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

（拍手）

○議長（喜岡淳君） ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。喜岡淳君。

〔喜岡淳君登壇、拍手〕

○喜岡淳君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました平成元年度決算及び当面する我が國の諸問題につきまして、海部総理及び各大臣に質問いたします。

まず、平成元年度の税収の見積もりと補正予算

のあり方についてお伺いいたします。

次に、平成元年度の歳入決算は、租税及び印紙収入が当初予算と比べて三兆九千百八十八億円も増加しております。

す。

おり、税収見込みと実績の誤差率は七・七%にも及んでおります。六十二年度の一三・六%、六十三度の一二・七%よりは低くなつたものの、一月のところです。この誤差率は五十七兆七千六百六十七億円余あります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、平成元年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それらの決算書によつて御了承願いたいと存じます。

また、税収見積もりが誤っていたこともあります。そこで、平成元年度においては五兆八千九百七十七億円という空前の巨大補正予算が編成されました。財政法第二十九条では、新規に行われるような施策は補正予算に含まれないと解されますから、どう見ても緊急性のない芸術文化振興基金を始めとする六基金の創設などについては、本予算をもつて処理するのが筋ではないでしょうか。当初予算には厳しいシーリングをかけておきながらも、他方、税収見積もりを誤ったために増収が発生した場合に、ばらまきを行うような財政処理が許されるわけがないと思うであります。しかも、補正是による予算ばらまきは平成二年度においても続いて行われております。

（拍手）

ゴルバチエフ大統領は、首脳会談や国会演説を通してアジア・太平洋地域における安全保障構想を提起しましたが、これに対する日本政府は終始否定的な態度であったと聞いております。アジア・太平洋地域の軍縮は、海洋戦力だけではなくて陸上戦力も含めて行うべきであります。全般的な軍縮と信頼醸成措置実現のために、日本政府はアメリカと協力してソ連の提案にこたえるべきであると思いますが、総理の答弁をお願いいたします。

あわせて、経済協力の問題であります。今回調査された経済協力プログラムを直ちに実行するとともに、経済協力の規模を一層拡大するよう検討していただきたいと思いますが、総理及び外務大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

官報(号外)

次に、政治改革、選挙制度問題であります。

平成元年は、リクルート疑惑と消費税の強行実施で政局が大揺れとなりました。国民の批判が高まる中で、竹下内閣が倒れました。後を繼いだ宇野内閣も、自民党が過半数を大きく割り込んだ参議院選挙の結果、わずか二カ月で総辞職に追い込まれております。このとき、政治の浄化、政治の改革を誓つて登場されたのが、ほかでもない海部総理、あなたであります。ところが、あれから一年九ヵ月、いまだ国民が望む政治腐敗防止策は一向に実現される気配さえなく、選挙改革の論議だけに終始しておるありさまであります。しかもその内容は、衆議院に小選挙区制、参議院に推薦議員制を導入することを柱としたものであり、これでは自民党の永久政権をもぐるむ党利党略に基づいたものと言わなければなりません。したがつて、世論の厳しい批判はもとより、与党の中にさえ異論が根強く、全野党が反対するのも当然のことであると言わなければなりません。我が党は、一九八〇年の国会決議に基づき、まず現行制度のもとで定数は正を行ふこと、その上で抜本的な制度改革を行うよう主張し、現在、格差二倍以内で定数を正を行うための具体策を準備しているところであります。

総理、党利党略と批判の強い選挙制度改革は深く断念し、まず国会決議に基づく定数の是正を直ちに行なうとともに、早急に政治腐敗防止法の制定に取り組んでいただきたいと思いますが、お答えをお願いいたします。

次に、平成元年度に導入された消費税問題についてお尋ねいたします。

消費税の強行導入から既に二年余りがたちまし

たが、納めても納めてもきちんと国庫に届かない税金、無収入の子供やお年寄り、低所得者ほど負担が重い逆進性など、当初から指摘された問題点は何ら解決しておりません。このたび、一部サード

ビス分野の非課税、簡易課税制度や大企業の消費税運用益の一部は正などで与野党が合意し、法改正が行われることになりました。しかし、これはあくまでも緊急は正措置であり、消費税の本質的な欠陥を正すものではありません。大切なことは、逆進性を是正するために飲食料品を非課税にすることです。さきの与野党合意では今後半年以内に結論を出すことになっておりますが、

総理は、自民党の総裁として、あなたの任期のうちに国民が待望する飲食料品の非課税化を実施するよう指導していただきたいと思いますが、御決意のほどをお伺いしたいと思います。

次に、公共事業の安全問題であります。平成元年度も終わりに近づいた平成二年一月末、JR御徒町駅前で、地下から土砂が噴出、道路が陥没して通行人十数人が負傷するという事故が起きました。その後の調べの結果、これは東北・上越新幹線東京駅延伸工事の施工業者の手抜きが原因と判明いたしました。公共事業における手抜き工事の防止、国民の安全及び命の保護に関して言えば、各事業監督官庁の対応に国民の間から不満の声が上がっています。労働安全衛生法を所管する労働省に任せっきりにするのではなく、建設省や運輸省など工事を監督する各官庁が

事故の発生原因を究明し、再発防止のために積極的に行動すべきではなかつたでしょうか。また、監督官庁の責任を厳しく追及する必要があると思うのであります。

また、つい先日も、広島市の新交通システム工事現場で橋脚たが落下し、一瞬のうちにたつといきりと目標を決めて、そのためにははどうすればいいのか、方法を検討すべきであります。財政

審議会において決算制度を全面的に見直していただく、そして決算の早期提出を実現するよう具体的な方策の検討をお願いいたします。

最後に、参議院におきましては、一九五四年、「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」が行われております。政府は、本日の閣議で、ペルシャ湾の機雷除去のため自衛隊法を拡大解釈して海上自衛隊の掃海艇を派遣することを決定するということであります。これは憲法上からも全く許されない暴挙であります。今日までの政府の見解をも根底から否定するものであり、このような重大な問題が国会での真剣な議論もないままに政府の独断で行われるならば、今日まさに民主主義の危機だと言わなければなりません。国民は断じて容認できないと怒っております。この際、このような暴挙を絶対に行わないことを強く要求いたします。平和を守る総理の熱意ある答弁を心から求めます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)
〔國務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
○國務大臣(海部俊樹君) 高岡議員にお答えをいたします。

政府の経済見通しや課税実績など、利用可能な資料をすべて精査しながら、しかしながらそういう作業をしましても、見積もりいたしました後の

経済状況の変化とか予測しがたい状況の変化が税

取に反映して、見積もりに誤差が出ることはこれではやむを得ない面もあるところだと思いますし、また、現行の年度所属区分の変更是今後の重要な課題として認識をいたしておりますけれども、直ちにもとに戻すことはその財源として再び特例公債の発行によらざるを得ないことになりますので、財政体質を健全にしていくことがまず先決であると考えておりますが、いずれにいたしましても、税収見積もりに必要な資料の収集、推計方法について絶えず工夫を凝らしながら、精度の向上に努力を続けていく考えであります。

また、ゴルバチヨフ大統領より提案されましたソ米日三国議とか、あるいは中国、インドを加えたアジア・太平洋における安全保障構想につきましては、私は対話を進めていくことは大切だと思っておりますし、いつかの時点でのようなことが結実することはあろうと思います。ただ、現在のアジアの状況は、朝鮮半島一つを眺めても南北の首相級対話が途絶えておると、まだカンボジアにおいても内戦状態が完全に片づいていないとか、また日ソの間にも平和条約すらないという異常な状況でありますから、これら一つ一つお互いに話し合いながら解決していくことが前提であるとともに、アジア全体の経済発展をさらに促進することが当面の課題であると考えて、そのような考え方を申し述べたわけであります。

なお、北方領土問題を解決して平和条約を締結するこれが最も重要な課題でありますから、その前進のためにいろいろな分野を含む日ソ関係全体を均衡のとれた形で拡大させつつその正常化を図つていく、いわゆる拡大均衡の考え方を共同声明の中にも記しましたけれども、無原則な政経分離をと

らないという我が国政府の基本の方針にはいささかの変化もございません。

これは審議会の答申の趣旨を尊重して、政党本位、政策中心の選挙を実現したいという願いでた

だいま考えておるところであります。また、投票価値の格差是正の問題もこれは重要であります。

し、答申においては選挙区間格差を一対二未満とすることを基本原則にいたしておりますから、答申の趣旨に沿って実現できれば価値の平等の要請にもこたえることになると考えております。改革実現のためには各党各会派の御理解と御協力が必要であります。そこで、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、消費税の問題についてお触れになりますが、ただいま衆参両院の各党議会において御論議が行われており、近くまたその会合も持たれると承っております。必要性を踏まえつつ、全体的、長期的な利益といった高い次元から協議が行われば、具体的な合意が得られますことを強く期待しておりますところであり、政府といたしましては、お話し合いの結果については誠意を持って迅速に対処いたす方針であります。

決算につきましては、おのずから限度がありますけれども、内閣から会計検査院に送付する時期は法律の限度よりも一ヶ月早くするよう現に

努めしておることは御承知いただいていると思いまます。今後とも、早期提出にはできる限りの工夫を凝らす考えであります。

最後に、掃海艇派遣の問題についてお尋ねになりましたが、御承知のように四月十二日の国連の決議、議長の発表によってあの地域に完全に平和

が回復されたということを大前提にしましても、ペルシャ湾には多くの機雷が敷設され多数残存しており、これが我が国の船を含む世界の船舶の航行の重大な障害となつておるわけであります。こ

とつても必要不可欠な原油の大切な輸送経路でありますから、自衛隊法九十九条に基づく措置として、その航行の安全を確保するため、この海域における機雷の除去及びその処理を行わせるために派遣を決定しようとしておるものでございます。

残余の質問は関係大臣から答弁いたします。

(拍手)

〔國務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(橋本龍太郎君) 喜岡議員に対するお答えを申し上げます。

まず第一に、年度所属区分の関係についてあります。私はお答えを申し上げるのは三點であります。

私からお答えを申し上げるのは三點であります。

まず第一に、年度所属区分の関係についてあります。

りります。

年

度

内

に

民

間

寄

附

を

集

め

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

く

な

去る四月十一日、アイヌ民族の団体が総理に対し、北方領土返還問題についてはアイヌ民族の先住権を認めた上で交渉に当たってほしい旨の要請をしたと報道されております。御承知のとおり、北方領土は、日本民族が移住する以前からアイヌ民族が先住していた土地であることは歴史的事実であります。現在、世界的潮流として先住少数民族の権利回復が叫ばれ、国連においても、一九八九年、先住民条約が採択されています。少数民族問題は、多數決制を前提とする民主政治原理によつてではなく、より本源的な自然法的・天赋人権的原理によつて処理されなければなりません。総理並びに外務大臣に対し、先住少数民族たるアイヌ民族の民族的要求に対する所見を伺います。

次に、決算に関する質問に移ります。

第一点は、会計検査院の検査報告に対する内閣の対応についてであります。

会計検査院は、平成元年度決算に關し、不当事項として百九十二件、金額にして二百億円余を、また改善要求事項として十一件、金額にして二十八億円余を指摘しております。政府は、毎年繰り返されている会計検査院の指摘事項に対し、どのように対応しているのか、大臣の所見を伺います。

右指摘事項の中、農林水産省所管の国営木

岬干拓事業に関する指摘は重要であります。同千

拓事業は昭和四十一年着手、同四十九年に完成し

たにもかかわらず、現在に至るまで、愛知、三重

両県の県境が確定されないため、何ら利用され

ことなく更地のまま放置されているのであります。

会計検査院が昭和五十六年、右事実を指摘し

たにもかかわらず、何らの措置も講ぜられることなく九年が経過し、国費百十億円余がむだに費消された結果となつております。この件に關し、大蔵大臣及び農水大臣の経過説明並びに今後の対応についての責任ある所見を求めます。

質問の第二点は、平成元年度財政における土地

対策、住宅対策についてであります。

昭和六十一年以降、中曾根内閣の民活による景

気上昇政策は、都市部における地価の高騰を招

き、平成元年度においてもこの傾向がますます強

まることが予想されていました。政府としては、

地価の鎮静化、下落化のための対策を早急にとる

べきであります。しかし、海部内閣は遺憾なが

ら何らの効果的財政措置をとらず、結果として、

予測どおり地価は暴騰し、庶民の住宅取得への

希望はバブルの中に消え去ったのであります。總

理、大蔵大臣のこれに対する説明を伺いたいと思

います。

質問の第三点は、平成元年度における金融政策

転換のおくれによる経済成長のアンバランスにつ

いてであります。

日銀は、円高による不況対策として、昭和六十

二年春に公定歩合を史上最低の二・五%にまで引

き下げました。しかし、その後二年を経過した平

成元年春においても、日銀は、政治的圧力に屈し

た結果としてこの公定歩合を維持し続け、ようや

く同年五月及び十月の二回にわたり引き上げを実

施しましたが、この引き上げは遅きに失したと言

わざるを得ません。すなわち、卸売物価上昇率は

当初の見通しの四倍に、また企業設備投資上昇率

は当初の見通しの二倍にまで上昇しましたが、民

間消費支出の伸びは当初見込みの九〇%にしか達

していません。政府、日銀一体となった低金利政

策の継続は、個人消費の増大という目的を達成す

ることができます。かえつてこれとのバランスを欠

けます。

質問の第四点は、国有林野事業特別会計における

経常経費の赤字及び累積債務の件であります。

国有林野事業会計は、昭和五十三年以降、一般

会計からの多額の投入にもかかわらず累年赤字を

増大し、平成元年においても基礎収支上の欠損は

六百六十五億円、累積債務は二兆七百二十六億円

となっています。今般、政府は新改善計画を決

定しますが、これによる解決の見通しも不透明で

あります。政府は、国有、民有を開わず、森林が

国家にとっての公共財であること、すなわち国土

保全、災害防止、水資源涵養、地球環境保全とい

う公共目的を持つ国民共通の財産であること、し

たがってその維持育成は公共事業そのものである

ことを認識し、それに見合つた財政措置をとるべきものと思います。總理、大蔵、農水各大臣の所

見を求めます。

最後に、防衛費に関連する防衛大学校卒業生の

任官拒否の問題であります。

最後に、防衛費に關連する防衛大学校卒業生の

任官拒否の問題であります。

○國務大臣(海部後樹君登壇、拍手)

るものと考えております。政府としましては、四島の返還を我が國の原則的な立場として、今回の成果に立って、この一日も早い実現のために交渉を推進していく考えでありますし、経済関係につきましては、人道的な支援や人的な交流、あるいは技術協力を進めつつありますが、あくまで拡大均衡が基本でありますし、無原則な政經分離はとらないとの方針に変わりはございません。

また、御質問のアイヌの人々の先住権につきましても、御質問のアイヌの人々は古くから住んでいた人々であります。いずれにせよ、北方領土の返還はアイヌの人々も含め我が国民の悲願であり、今回の日ソ交渉の成果を踏まえて、一日も早い実現のために強力に交渉をしてまいりたいと考えております。

また、地価暴騰に対する総理大臣の見解はどうかと、こういうお尋ねでありますたが、今回の地価高騰は、大都市都心部における業務用地需要の急速な増大に端を発して、金余り状況のもとで、住宅用地の買いかえ需要の増大、投機的取引を招いたことが主たる原因で高騰を招いたと受けとめております。そうして、社会的な経済的ないろいろな問題が起ころり、放置できないことであると認識をいたし、政府は去る一月二十五日に総合土地政策推進要綱を閣議決定いたしました。近時においては、政策努力の積み重ねに努めておりますが、東京、大阪などで地価の鎮静化傾向が見られるなど土地対策の成果の兆しも見えてきておるところでございますが、今後ともこの解決に向かってはなお一層の取り組みをしてまいりたいと考えます。

最後に、森林は、木材生産のみならず、水資源の涵養、生活環境の保全など重要な役割を果たしておりまして、内需拡大を図る観点から金融緩和の政策がとられてきたわけですが、この政策は効果整備に努めてまいる考え方でございます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 植熊議員にお答えを申し上げます。

まず一点は、会計検査院の指摘事項にどう対応しているかというお尋ねであります。

予算の適正かつ効率的な執行につきまして私は常に留意をしているつもりであります。年にわかわらず、毎年、会計検査院から多くの不当事項などの指摘を受けていることは非常に残念でありますし、私どもとして恥だと思います。会計検査院の指摘事項を将来の予算編成や予算執行に生かしていくことは極めて重要なことであります。従来から関係各省各局の協力も得ながらできる限り予算編成などに反映できるよう努めをしてまいりました。会計検査院の指摘事項をどう反映させていくかにつきましては、従来から、大蔵省主計局と会計検査院の担当者との間に事務連絡会議を持つ、あるいは各省各局に対し文書による要請を行なう、さらに各省各局などの予算決算担当者会議あるいは会計事務職員研修など、あらゆる機会を持つ、あるいは各省各局の協力を得ながら予算の効率的な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行ってきたところであります。これからも、関係各省各局の協力を得ながら引き続きこうした努力を積み重ねてまいります。(拍手)

○国務大臣(池田行彦君) 植熊議員の私に対するお尋ねは二点ございました。

けれども、本事業につきましては、現在、愛知、三重両県の県境協議が調わないことから、事実上工事休止の状態にあると聞いております。本件についておることを踏まえ、今後とも計画的着実な森林の確定による早期事業効果の発現を願つております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 植熊議員にお答えを申し上げます。

まず一点は、会計検査院の指摘事項にどう対応しているかというお尋ねであります。

予算の適正かつ効率的な執行につきまして私は常に留意をしているつもりであります。年にわかわらず、毎年、会計検査院から多くの不当事項などの指摘を受けていることは非常に残念でありますし、私どもとして恥だと思います。会計検査院の指摘事項を将来の予算編成や予算執行に生かしていくことは極めて重要なことであります。従来から関係各省各局の協力も得ながらできる限り予算編成などに反映できるよう努めをしてまいりました。会計検査院の指摘事項をどう反映させていくかにつきましては、従来から、大蔵省主計局と会計検査院の担当者との間に事務連絡会議を持つ、あるいは各省各局に対し文書による要請を行なう、さらに各省各局などの予算決算担当者会議あるいは会計事務職員研修など、あらゆる機会を持つ、あるいは各省各局の協力を得ながら予算の効率的な執行及び指摘事項の周知徹底、再発防止の指導を行ってきたところであります。これからも、関係各省各局の協力を得ながら引き続きこうした努力を積み重ねてまいります。(拍手)

また、木曾岬干拓事業の事実関係の詳細につきましては後ほど農水大臣から御答弁がござります。

最後に、森林は、国土保全あるいは水源涵養などの重要な役割を果たしており、安全で潤いのある国土形成のために、今後とも引き続き、治山、造林、林道、こうした各事業の林野公共事業によりまして着実な森林整備に努めてまいりたいと考えております。また、国有林野事業につきましては、昨年十二月に閣議了解をされました国有林野事業経営改善大綱を踏まえ、引き続き要員規模の適正化、組織機構の簡素化といった経営改善努力を徹底しながら所要の財政措置を講じ、経営健全化のために努力してまいりたいと考えております。

○国務大臣(池田行彦君) 植熊議員の私に対するお尋ねは二点ございました。

また、金利政策の推移で御指摘がございました。昭和六十年九月のプラザ合意以降の円高に対応して、内需拡大を図る観点から金融緩和の政策が打って以来今日まで、個人消費と設備投資を中心としてきたわけですが、この政策は効果を生じ、昭和六十一年の末に我が國の経済は底を見出されています。このように見てみると、結して見れば安定基調にはございますが、景気拡大の継続やこれに伴う労働力需給の引き締まりなどから、一方、物価についてこれを見てみると、結して見れば安定期調にはございますが、景気拡大の継続やこれに伴う労働力需給の引き締まりなどから、昭年来上昇率にやや高まりが出ているところであります。このような状況の中で、平成元年五月以降、公定歩合の引き上げを実施するなど、我が国の経済政策につきましてはそのときどきの経済動向なども十分勘案しながら機動的な運営に努めてまいりましたつもりであり、これからもそうした対応を続けてまいりたいと考えております。

最後に、森林は国土保全あるいは水源涵養などの重要な役割を果たしており、安全で潤いのある国土形成のために、今後とも引き続き、治山、造林、林道、こうした各事業の林野公共事業によりまして着実な森林整備に努めてまいりたいと考えております。また、国有林野事業につきましては、昨年十二月に閣議了解をされました国有林野事業経営改善大綱を踏まえ、引き続き要員規模の適正化、組織機構の簡素化といった経営改善努力を徹底しながら所要の財政措置を講じ、経営健全化のために努力してまいりたいと考えております。

官 報 (号) 外)

まず、専守防衛に関する見解いかんという点でございますが、専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その防衛力を行使の態様も自衛のための必要最小限度にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限度に限られるなど、先ほど総理から御答弁がありましたとおり、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針でございます。また、機雷等の除去でありますても、我が国有事の際に行われるものであれば、それは我が国防衛のために行われる作戦であり、かかる作戦がまさに専守防衛の理念に従って行われるべきことは当然でござります。しかし、自衛隊法第九十九条に基づく機雷等の除去は、平時ににおける船舶の航行の安全確保を図るために行われるものではありません。したがつて、かかる活動は専守防衛との関連でとらえられて、べき性格のものではありません。

なお、自衛隊法第三条は、自衛隊の本来の任務

として我が国の防衛と公共の秩序の維持を規定しているものであります。一方、自衛隊法九十九条の機雷等の除去及び処理は、別途同法の規定により与えられた海上自衛隊の権限であることは、政府が累次お答え申し上げているところでござります。

次に、防衛大学校学生の任官辞退についてのお尋ねでございますけれども、今春防大卒業生のうち任官辞退者は九十四名であり、昨年の五十九名を上回り、過去最多となりました。その理由として考えられますところは、防大卒業者自体が例年を大きく上回つておったこと、そもそも入校時十

八歳の若者のことでもありますて、四年間の間に進路についての考え方があわるのもある程度やむを得ないといった点、また、近年の好景気を反映した雇用需給の関係、転職の増加、三K敬遠といつた世間一般の傾向等があるわけでございます。また、海岸問題や自衛隊をめぐる昨今の論議がある程度影響したのではないかと、こういう見方も否定できませんけれども、これは、国民世論の中で安全保障や自衛隊のあり方についての御理解が深まり、適正な位置づけがなされるにつれ理解するものと考えております。いずれにいたしましても、防衛庁といたしましては、教育の充実、待遇の改善等を通じて防大卒業生が従来にも増じて誇りと自負を持って任官するよう努力してまいりたいと存じます。

なお、防大生の年間一人当たりの経費は平成二年で約五百万円でござりますけれども、現在、これは返還を求めておりません。また、幅広く人材を集めるといた観点、経費さえ返還すれば安易に退職できるといった風潮を生ずるおそれ等を考えまして、現在これを改めるということとも考えていいないところでございます。(拍手)

〔國務大臣中山太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山太郎君) 猪熊議員の御質問にお答えをいたします。

木曾岬干拓事業につきましては、昭和四十一年度に着手され、御指摘のように、四十九年度に陸地化し、その後、道路、排水路などの基幹施設の工事を進めてきたところではありますが、県境が定まっていないことから干陸計画が策定できず、最終的な農地整備工事を終えることなく、平成二年より事実上工事休止の措置を講じている状況にあります。会計検査院から、平成二年十二月、本干拓地に係る県境問題について指摘を受けたところであります。本件については、まず愛知、三重両県が協議をして県境確定に努めるべき事柄であると考えておりますが、農林水産省としても三重両県に対し再三にわたり県境の早期確定を要請しているところであり、昨年の十一月、両県は県境確定等を検討するための協議会を設置し、その解決に踏み出したところであります。今後も早期解決に向けての環境づくりに最大の努力をしてまいりたいと思うわけであります。

次に、森林の整備に関するお尋ねについてあります。

政經分離はとらないという方針に変更はございません。

次に、アイヌ民族の先住権を認めた上で北方領土返還交渉に当たってもらいたいというお話をございますが、御質問のアイヌ民族の先住権の問題につきまして外務省として判断し得る立場にはございませんが、北方領土の返還はアイヌの人々も含め我が国民の悲願であり、今回の日ソ首脳会談の成果を踏まえて、一日も早い実現のために強力に交渉してまいる所存であります。(拍手)

〔國務大臣近藤元次君登壇、拍手〕

○國務大臣(近藤元次君) 猪熊議員の御質問にお

答えをいたします。

木曾岬干拓事業につきましては、昭和四十一年度に着手され、御指摘のように、四十九年度に陸地化し、その後、道路、排水路などの基幹施設の工事を進めてきたところではありますが、県境が定まっていないことから干陸計画が策定できず、最終的な農地整備工事を終えることなく、平成二年より事実上工事休止の措置を講じている状況にあります。会計検査院から、平成二年十二月、本干拓地に係る県境問題について指摘を受けたところであります。本件については、まず愛知、三重両県が協議をして県境確定に努めるべき事柄であると見ておりますが、農林水産省としても三重両県に対し再三にわたり県境の早期確定を要請しているところであり、昨年の十一月、両県は県境確定等を検討するための協議会を設置し、その解決に踏み出したところであります。今後も早期解決に向けての環境づくりに最大の努力をしてまいりたいと思うわけであります。

次に、森林の整備に関するお尋ねについてあります。

政經分離はとらないという方針に変更はございません。

(号外)

うに国会で答弁してきました。このたびの決算否認に総理はどのように責任をとるつもりであるのか、明確に御説明ください。大軍拡、国民への負担の押しつけなど、本年度予算を見ても決算否認の反省の跡は全く見られません。そこで、来年度はどうされるつもりであるのか、あわせて方針をお聞かせ願いたいと思います。

さて、私どもが今こうしている間にも、多くのクルド難民が飢えと寒さ、病気に苦しんでいます。トルコによってペルシャ湾の汚染は広がっています。炎上を続ける油井によって地球的な規模での環境破壊が進んでいます。我が国としては、これらの事態に対し、食糧、衣料や医薬品の援助、難民のための医療要員の派遣、流出原油の防護と淡水化施設の保全など、真に平和的かつ人道的な緊急援助と貢献が求められているのではないか。

しかるに、総理、あなたがまず決定しようとしているのは、今緊急に求められている課題の解決ではなくて、どの国、どの機関からも要請されていない掃海艇の派遣であります。しかも、この問題で國論は二分されています。日本の侵略戦争の犠牲となつたアジア諸国からも、強い批判の声が出ていています。このような状況の中では、あなたはなぜ掃海艇の派遣を強行しようとしているのですか。結局、あなたの念頭にあるのは、初めに掃海艇の派遣ありきということではありませんか。要請の有無も含めて明確な答弁を求めます。

一昨日の決算委員会における私の質問に対し、防衛省は、ペルシャ湾に行つても、どの海域を掃海するのか、どこに機雷がどのように存在しているのかわからない。ペルシャ湾に派遣されているのかわからぬ。

どうされたるつもりであるのか、あわせて方針をはどのように見られるつもりであるのか、あわせて方針をお聞かせ願いたいと思います。

さて、私どもが今こうしている間にも、多くのクルド難民が飢えと寒さ、病気に苦しんでいます。トルコによってペルシャ湾の汚染は広がっています。炎上を続ける油井によって地球的な規

模での環境破壊が進んでいます。我が国としては、これらの事態に対し、食糧、衣料や医薬品の援助、難民のための医療要員の派遣、流出原油の防護と淡水化施設の保全など、真に平和的かつ人道的な緊急援助と貢献が求められているのではないか。

結局、一万三千キロも離れたペルシャ湾で、イラク軍と多国籍軍の停戦協議の実行として行われている終戦処理に自衛隊が積極的に加担することになります。これがどうして自衛隊法九十九条の範囲だと言えますか。自衛隊がそもそも憲法違反の軍隊であることはさておいても、「わが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる」と定めた自衛隊法第三条に照らしても、掃海艇の派遣は違法だと断ぜざるを得ません。明確な答弁を求めておきます。

本日政府が決定しようとしている掃海艇のペルシャ湾派遣は、憲法の平和的原則を踏みにじり、自衛隊法の規定にも違反し、かつ從来の政府の公式見解からも大きく逸脱するものであります。このような暴挙を絶対に認めることはできません。

議題となつたアシア諸国からも、強い批判の声があります。このように状況の中で、あなたはなぜ掃海艇の派遣を強行しようとしているのですか。結局、あなたの念頭にあるのは、初めに掃海艇の派遣ありきということではありませんか。要請の有無も含めて明確な答弁を求めておきます。

議題となつていてる平成元年度決算は、国民の強い反対を押し切つて導入された消費税が初めて執行されたものであります。消費税には、当然のことながら国民の厳しい批判の声が沸き上がりました。総理、あなたは、年度途中の平成二年に行われた総選挙において、消費税の抜本見直しを公約し、家計簿にはっきりと出る見直し、毎日の食料品は非課税などと大宣伝をしました。自民党の新

協力、共同して作業を行はばかり、こう答弁いたしました。武装した我が國の掃海艇が、多国籍軍として参加している外国の艦艇と共に他の領海を含む海域で掃海活動を行うことになるのは明白ではありませんか。総理、そうではないと言えましょか。

ところが、今、自民党が提案しようとしているのは、昨年十二月の税制合同協専門会議で自民党加藤政調会長が座長案として提案したものであります。それは食料品を完全に除外しており、見直し合計額は、あなた自身の公約から一兆円もカットされ、わずか一千数百億円に縮小したものであります。そもそも消費税は、自民党が選挙公約に違反して導入したものでした。ところが、その見直しにおいてあなたは二重の公約違反を犯すというのですか。明確な答弁を求めるものであります。

さて総理、あなたは、本決算執行中の平成元年の参議院選舉において消費税やリクルート疑惑など金権腐敗政治、農業つぶしに対する国民の激しい怒りの審議によって自民党が大敗北を喫する、こういう政治状況の中で総理とならめました。總理、あなたのはすべき最大の課題は金権腐敗政治の一掃だったはずではありませんか。しかるにあなたは、みずから疑惑はもとより、相次いで発覚した閣僚の疑惑についてもついに不間に付し、クリルート疑惑の徹底解明を怠つてきたのであります。さらに、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金の禁止は行いませんでした。それどころた。総理、あなたは、年度途中の平成二年に行われた総選挙において、消費税の抜本見直しを公約し、家計簿にはっきりと出る見直し、毎日の食料品は非課税などと大宣伝をしました。自民党の新

開広告やビラには、食料品の税率は一・五%、小売段階は非課税、入学金、出産費、家賃など七項目は非課税、そのために国民の負担は一兆一千四百億円も軽くなる、このように明記されていました。改めてこの点についての総理自身の責任ある所見を求めるものであります。

現行中選挙区制のもとにおける一対二未満による速やかな定数は正と、企業・団体の政治献金の無条件禁止、これこそあなたが今直ちになすべき緊急な課題ではありませんか。総理の明確な答弁を求めておきます。

平成元年の夏、……

○謹長(土屋義彦君) 謹山君、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○謹山博君(続) 金権腐敗政治に対する国民の沸き立てる批判の中で総理になられたあなたであるだけに、私はその政治責任を特に厳しく指摘して、質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕
○國務大臣(海部俊樹君) 謹山議員にお答えをいたします。

決算について参議院の御理解を得られなかつたことにつきましては、まさに遺憾なことでございました。国会の御審議、御指摘を踏まえて予算編成に当たっては決算の成果を十分反映させるよう、今後とも適正、効率的な予算の執行に留意をしてまいりたいと考えております。

クリルート疑惑の徹底解明を行つたのであります。さらに、金権腐敗政治の根源である企業・団体献金の禁止は行いませんでした。それどころた。総理、あなたは、年度途中の平成二年に行われた総選挙において、消費税の抜本見直しを公約し、家計簿にはっきりと出る見直し、毎日の食料品は非課税などと大宣伝をしました。自民党の新

号外報官

からの要請があれば、トルコへの派遣も検討中であります。物資協力としては、既にクルド難民キャンプのためにイラン、トルコ両国に対して緊急援助物資を供与いたしました。資金面においては、国連、国際機関からの要請を受け、一千万ドルの資金協力を決定し、既に実施をしたところでございますが、今後ともできる限りの対応をしてまいりたいと思っております。

ペルシャ湾の環境問題への貢献につきましては、原油の流出や油井の炎上が環境破壊、そして人間生活に重大な影響をまき散らしております。可能な限りの協力を行います。既に政府は、オイルフェンスなどの油防除用資機材、これを送付済みでありますし、また関係諸国に海水淡化化プラント等の保全のための専門家あるいは原油回収のための国際緊急援助隊専門家チームを既に派遣いたしまいましたが、さらにクウェートに対しては油井火災による大気汚染の調査団を派遣する予定になっております。

掃海艇派遣に対しては、外国からの要請は受けしておりません。また、ペルシャ湾にはイラクにより敷設された機雷が多数存在して、これがこの海域における我が国のタンカーをも含む船舶の航行の重大な障害となつております。かかる状況を踏まえて、政府は、自衛隊法九十九条に基づく措置として、この海域における機雷の除去及びその処理を行わせるために掃海艇をこの海域に派遣することを検討しております。今、ペルシャ湾との海域においても約千二百個とも言われる機雷が敷設されておるわけですから、これをこのまま放置するわけにはまいりません。

我が国の存立と、お互い国民生活にとっても原油

は必要不可欠なものであります。また、世界にとっても必要不可欠な原油の通商ルートでありますから、その安全確保を図ることとは、こ

れは人道的な立場からいっても、我が国の国民生

活を確保していくという上からいっても、いろいろな面において果たすべき役割の一つであると政府は受けとめました。

なお、自衛隊法の第三条というものは自衛隊の本来の任務を記したものであります。機雷等の除去の権限は、これは別のところに、第八章の九十九条に書いてある権限で行うわけであります。三条との直接の関連はないとは私は考えております。

最後に、消費税について申し上げますが、国民の皆さんからの御意見を踏まえて第八十五回国会に見直し法案を提出いたしましたが、衆議院においては可決され、参議院において審議未了、廃案となつたものであります。現在、両院においては合同協議会が各党で行われておると承っております。適正な結論、合意が得られましたら、政府は誠実に迅速に対応いたします。

なお、政治改革については、審議会の答申の趣旨を尊重し、政党本位、政策中心の政治や選舉を実現するということ、一票の格差を一対二未満とするなどを基本原則として改革をしていくこと、また企業等の政治献金が節度を持って行われるべきこと、これに十分留意をして改革に当たつべきだと思います。党首会談でも御協力を願いしてまいりましたが、あらゆるレベルで各党各会派の御理解とお話し合いを賜りたいと願っております。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これにて質疑は終了いたしました。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月二十三日

参議院議長 櫻内 義雄

衆議院議長 上屋 義彦殿

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。環境特別委員長上野雄文君。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条ノ二の次に次の二条を加える。

第十九条ノ三 第一条ノ四第三項ノ規定ニ依リ獵法トシテ環境庁長官ノ定ムル所ニ依リ使用スルコトヲ禁止セラレタル網又ハ罠ニシテ構造、材質、使用方法等ヲ勘案シテ鳥獣ノ保護蓄殖ニ重大ナル支障アリトシテ環境庁長官ノ定ムルモノ(以下特定獵具ト称ス)ハ鳥獣ノ捕獲ノ用ニ供スル目的ヲ以テ之ヲ所持スルコトヲ得ズ但シ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者(同条第二項ノ従事者証ノ交付ヲ受ケタル者ヲ含ム)其ノ許可ヲ受ケタル所ニ從ヒ鳥獣ノ捕獲ノ用ニ供スル目的ヲ以テ所持スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ特定獵具ハ之ヲ販売シ又ハ頒布スルコトヲ得ズ但シ第十二条第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ其ノ

環境特別委員長 上野 雄文

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、鳥獣の保護繁殖を図るため、獵鳥獸の捕獲のための使用を禁止している網又はわなのうち、その使用により鳥獣の保護繁殖に重大な支障を及ぼすものにつき、鳥獣の捕獲の用に供する目的の所持並びに販売及び頒布をすることを規制する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

許可ニ係ル特定獣具ヲ販売シ又ハ頒布スル場合及輸出セラレルベキ特定獣具ヲ總理府令ノ定ムル所ニ依リ予メ環境庁長官ニ届出テ販売シ又ハ頒布スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十条ノ六中「左ノ場合ニハ農林水産大臣」を「第一号乃至第七号ノ場合ニテハ農林水産大臣ニ」

臣ニ、第八号ノ場合ニ於テハ農林水産大臣及通商産業大臣ニ、第九号ノ場合ニテハ通商産業大臣ニ」に改め、同条に次の二号を加える。

八 第十九条ノ三第一項ノ特定獣具ヲ定メントスルトキ

九 第十九条ノ三第二項ノ總理府令ノ制定ノ立案ヲ為サントスルトキ

第二十二条第一号中「第十三条ノ二」の下に「第十九条ノ三」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

官 報 (外)

「上野雄文君登壇、拍手」
○上野雄文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、鳥獣の保護繁殖を図るため、狩猟重大な支障を及ぼすものを、環境庁長官の許可を受けた場合等を除き、鳥獣の捕獲の目的をもつて所持、販売及び頒布してはならないこととするものであります。

鳥獣保護及狩猟に関する法律案外一件

委員会におきましては、かすみ網による密猟者の

取り締まり体制、かすみ網の輸出規制の効果、野鳥保護のための啓発活動等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願

ります。質疑を終了し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

審査報告書

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十四日
社会労働委員長 福間 知之

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における雇用失業情勢にかんがみ、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に就くことを促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が相当

程度不足している地域について必要な措置を講ずるとともに、現行の雇用開発促進地域制度について見直しを行う等所要の改正を行おうとした。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

四、地域雇用対策を推進していくうえでは、労使

関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

三、本法の施行については、関係地方公共団体の意見を十分尊重するとともに、地方公共団体がその自主性を十分發揮できるよう、施策の効果的な運用を行っていくこと。

域社会を実現するため、地域雇用対策を総合的かつ強力に推進していくこと。特に、雇用情勢が改善されていない地域に対する従来の施策及び新たに設けられる雇用環境整備地域に対する施策を積極的に推進していくこと。

二、地域雇用開発を促進するに当たっては、地域活性化のための諸施策と十分な連携を図ること。

一、本法の施行については、関係地方公共団体の意見を十分尊重するとともに、地方公共団体がその自主性を十分發揮できるよう、施策の効果的な運用を行っていくこと。

三、本法の施行については、関係地方公共団体の意見を十分尊重するとともに、地方公共団体がその自主性を十分發揮できるよう、施策の効果的な運用を行っていくこと。

四、地域雇用対策を推進していくうえでは、労使

関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

五、地方公共団体と公共職業安定所等職業安定機関との有機的な連携のもとに、Uターン就職希望者等のニーズに即した求人情報等の提供に努めること。

六、地域雇用開発助成金等の各種助成金、融資制度については、地域の雇用失業情勢その他雇用の動向に的確に対応した適切かつ機動的な運用が図られるよう努めること。

七、地域のニーズを踏まえた職業能力の開発が重

要であることにかんがみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活

用等職業能力開発体制の整備を図ること。

八、本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。

右決議する。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長福間知之君。

長福間知之君。

政府は、地域における雇用問題が地域経済の振興、地域の活性化にとって極めて重要であることかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、我が国の労働者が、その経済的地位にふさわしい真の豊かさとゆとりを享受できるような地

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月二十七日

衆議院議長 横内 義雄
参議院議長 土屋 義彦殿

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律

案

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律

第一条中「雇用開発促進地域」、「求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している」を「求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しており、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる」に改め、同項第三号中「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に、「特定雇用機会増大促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に改め、同号の次に

改め、同項第二号中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改め、「求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している」を「求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しており、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる」に改め、同項第三号中「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に、「特定雇用機会増大促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に改め、同号の次に

次の一号を加える。

三の二 雇用環境整備地域 雇用機会増大促進地域 又は緊急雇用安定地域に該当する地域以外の地域のうち、当該地域における労働力の需給状況、労働者の他地域への移動状況その他雇用の動向を考慮した場合にその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に就くことを促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が相当程度に不足している状況にあり、かつ、当該求職者等に関する状況に、第四章 特定雇用開発促進地域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための措置(第十二条第一項)を「第四章 特定雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための措置(第十二条第一項)」を「第四章の二 雇用開発促進地域」に改める。

三の二 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に居住し、又は居住していた者をいう。

第一条第二項から第四項までを次のように改める。

十 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十一 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十二 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十三 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十四 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十五 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十六 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十七 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十八 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十九 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

二十 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

二十一 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

二十二 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

二十三 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規定する求職者であつて、当該雇用環境整備地域内に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

二十四

項を加える。

五 第一項第四号の規定による指定は、第五章に定める措置を講ずべき期間を付してするものとする。この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、

延長することができるものとする。

第三条中「雇用開発促進地域における」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域における」に改め、「特定雇用機会増大促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域」に改める。

第四条中「雇用開発促進地域における」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域における」に改め、「特定雇用機会増大促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域」に改める。

第五条第一項中「特定雇用開発促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用機会増大促進地域又は」を「特定雇用機会増大促進地域又は」に改め、「特定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域」に改める。

第六条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第二章の章名中「及び地域雇用開発計画」を「並びに地域雇用機会増大計画及び地域雇用環境整備計画」に改める。

第七条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第八条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第九条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十二条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十三条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十四条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十五条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十六条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十七条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第十八条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、「特定雇用機会増大促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

「機会増大促進地域」に、「以下「地域雇用開発計画」」を次条を除き、「以下「地域雇用機会増大計画」」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に、「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改め、同条第五項及び第六項中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第二章に次の一条を加える。
 (地域雇用環境整備計画)

第七条の二 都道府県は、その区域内の特定雇用機会不足地域」として、地域雇用開発の促進に関する計画(以下「この条において「地域雇用環境整備計画」という。)を策定し、労働大臣の承認を申請することができる。

2 地域雇用環境整備計画においては、前条第二項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を定めるものとする。
 一、第一条第一項第三号の二に規定する求職者に係る雇用に関する状況
 二、計画期間

3 前条第二項各号及び前項各号に掲げる事項のほか、地域雇用環境整備計画においては、事業主に対する資金の融通の円滑化その他の地域雇用開発を促進するため必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項を定めることができる。
 4 都道府県知事は、地域雇用環境整備計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、当該地域雇用環境整備計画に係る地元を管轄する市町村長の意見を聽くものとする。
 5 労働大臣は、地域雇用環境整備計画が地域雇用開発指針に即するものであると認めるとき

は、その承認をするものとする。

6 労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。

7 都道府県は、地域雇用環境整備計画が第五項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 都道府県は、第五項の規定による承認を受けた地域雇用環境整備計画を変更しようとするとときは、労働大臣の承認を受けなければならぬ。

9 雇用環境整備地域について次の各号に掲げるいずれかの事情が生じたことに伴い第一条第一項第三号の二の規定による指定が解除されたときは、当該雇用環境整備計画に係る地域雇用環境は、その効力を失うものとする。

一 当該雇用環境整備地域の全部又は一部について第二条第一項第二号又は第四号の規定による指定をしたこと。

二 当該雇用環境整備地域について第四章の二に定める措置を講ずる必要がなくなったこと。

10 第四項、第六項及び第七項の規定は、第五項の規定による承認を受けた地域雇用環境整備計画(第八項の規定による変更の承認があつたときは、その変後のもの。第四章の二において「承認地域雇用環境整備計画」という。)の変更について準用する。

第三章の章名中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改める。
 第八条第一項中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

用機会増大促進法に、「当該雇用開発促進地域」を

「当該雇用機会増大促進地域」に、「雇用開発促進地域求職者」を「雇用機会増大促進地域求職者」に改め、同条第二項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改める。

第十一条第一項及び第十二条中「雇用開発促進地域」に、「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第十二条中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第十四条中「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域」に、「特定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に改める。

第十五条中「特定雇用開発促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に改める。

第十二条中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第十五条中「特定雇用開発促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 雇用環境整備地域に係る地域雇用開発のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第二十一条の二 政府は、承認地域雇用環境整備計画で定める当該雇用環境整備地域における地域雇用開発を促進するため、当該雇用環境整備地域に所在する事業所に雇い入れられる雇用環境整備地域求職者(当該雇用環境整備地域内に居住する者を除く。)で、当該承認地域雇用環境整備計画に定める事項に照らして宿舎の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、雇用促進事業団法第十九条第一項第三号の宿舎を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。(負担金についての必要経費算入の特例等)

第二十一条の四 第七条の二第三項に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同項に規定する業務であつて承認地域雇用環境整備計画に係るものに係る

すると認められるものに対し、雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

(雇用促進事業団の行う施設等の設置に関する特別の配慮)

第二十一条の三 雇用促進事業団は、雇用環境整備地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に関して、効果的な職業訓練の実施の促進及び職業生活上の環境の整備改善を図ることにより、承認地域雇用環境整備計画で定める当該雇用環境整備地域における地域雇用開発に資するため、雇用促進事業団法第十九条第一項第一号の事業主その他のものの行う職業訓練の援助を実施するための施設で労働大臣が定めるもの、同項第三号の宿舎及び同項第五号の福祉施設を設置するに当たつては、当該雇用環境整備設施を設置するに当たつては、当該雇用環境整備地域について、特別の配慮をするものとする。

第二十一条の四 第七条の二第三項に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同項に規定する業務であつて承認地域雇用環境整備計画に係るものに係る

基金に充てるための負担金を支出した場合に、は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十
六号）で定めるところにより、必要経費算入の
特例及び損金算入の特例の適用があるものとす
る。

第二十五条第二項中「雇用開発促進地域、特定
雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域、特
定雇用機会増大促進地域、雇用環境整備地域」に
改める。

第二十六条第一項中「第二条第六項及び第七項」
を「第二条第七項及び第八項」に改め、同条中第三
項を第四項とし、同条第二項中「第十号」を「第十
一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の二項を加える。

2 第七条の二第一項の地域雇用環境整備計画に
おいて定める同条第二項第一号の求職者のう
ち、船員となるうとする者の占める割合が相当
程度のものである場合における第二条第一項第
三号の二並びに第七条の二第一項、第五項、第
六項（同条第十項において準用する場合を含
む。）及び第八項の規定について、これ
らの規定中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣
及び労働大臣」とする。

第二十七条中「前二章」を「第三章から前章まで」

に、「第一条第一項」を「第二条第一項前段」に、
「同条第三項」を「同項後段」に、「延長されたとき」
を「延長され、又は短縮されたとき」に、「当該延
長された」を「当該延長され、又は短縮された後
の」と、「若しくは同条第四項の規定による期間の
満了又は同条第五項の規定による指定」を「同条
第三項前段の規定により付された期間（同項後段
の規定によりその期間が延長され、又は短縮され

たときは、当該延長され、又は短縮された後の期
間）、同条第五項前段の規定により付された期間
によりその期間が延長されたときは、当該変
更された後の期間）の満了、第二条第六項の規定
による指定の失効又は第七条の二第九項の規定に
よる承認」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除
附則第三条中「施行日の」を「この法律の施行の
日（以下「施行日」という。）」に、「施行日に」を

「施行日に地域雇用開発等促進法の一部を改正す
る法律（平成三年法律第二号）による改正前の
第二条第一項第三号の」に、「特定雇用開発促進
地域」を、特定雇用機会増大促進法の一部を改正す
る法律（平成三年法律第二号）による改正前の

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

（雇用開発促進地域に該当していた地域等に係
る暫定措置）
第一条 この法律の施行の際改訂前の地域雇用開

発等促進法（以下「旧法」という。）第二条第一項
第二号の雇用開発促進地域に該当していた地域

（以下単に「雇用開発促進地域」という。）若しく
くは旧法附則第二条第一項の規定に基づき同号の
雇用開発促進地域とみなされていた地域（以下

「みなし地域」という。）又は旧法第二条第一項第
三号の特定雇用開発促進地域に該当していた地

域（以下単に「特定雇用開発促進地域」という。）
については、この法律の施行の日（以下「施
行日」という。）に、改正後の地域雇用開発等促進
法（以下「新法」という。）第二条第二項前段又は
第三項前段の規定により次の各号に掲げる地域
の区分に応じ、当該各号に定める期間に相当す
る期間（以下「みなし指定期間」という。）を付し
て、同条第一項第一号又は第三号の規定による
指定をしたものとみなして、新法の規定を適用
する。

第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号ロ中「特
定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会增
大促進地域離職者」に改める。

とができるものとする。

（船員保険法の一部改正）

第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号ロ中「特
定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会增
大促進地域離職者」に改める。

（政令への委任）
第七条 附則第二条に定めるもののほか、この法

律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十四日

社会労働委員長 福間 知之
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与えている深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成三年度一般会計予算(通産省所管)に約六億三千八百万円、労働保険特別会計予算の労災勘定に約千百万元及び雇用勘定に約三十億二千六百万円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、我が國經濟及び雇用における中小企業の重要な役割にかんがみ、中小企業における労働時間の短縮等を促進し、職場としての魅力を高め、中小企業に労働力を確保し、中小企業の振興と中小企業労働者の福祉の増進を図るため、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、中小企業労働力確保対策を促進するに当たっては、労働政策と中小企業政策との連携をはじめ関係行政の十分な連携の確保を図り、総合的な施策を講じること。

二、本法が目的とする中小企業における雇用管理の改善の実効が確保されるよう、本法の施行に関し労使関係者の意向が十分反映されるよう配慮すること。

三、本法により実施される委託募集が職業安定法の規制の趣旨に反することのないよう配慮すること。また、公共職業安定所の職業紹介の強化とともに必要な行政体制の充実に努めるとともに、就職情報誌紙をめぐる諸問題に対応するため、掲載企業及び関係業界に対し必要な規制を行うこと。

四、下請中小企業における労働時間の短縮の促進に当たっては、親企業による発注方式の改善が重要であることにかんがみ、下請中小企業振興法の振興基準に基づく指導の徹底に努めるとともに、下請代金支払遅延等防止法の運用強化に努めること。

五、本法に基づく各種助成金、融資、税制について、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進されることにより、中小企業の振興及びその労働時間の水準が実現されるよう、関係中小企業等における労働時間短縮の促進策を拡充する

六、労働時間の短縮については、現下の国民的課題であることからかんがみ、法定労働時間の適用猶予期間中であつても、できるだけ早期に法定

題であることにかんがみ、法定労働時間の適用猶予期間中であつても、できるだけ早期に法定

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人で、工業、鉱業、運送業その他業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千五百円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

労働者の福祉の増進を図り、もつて國民經濟の健全な發展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律は、労働力を確保するために中

小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働時間の水準が実現されるよう、関係中小企

業等における労働時間短縮の促進策を拡充する

こと。

七、適正な商慣行の確立に向けた指針等を速やかに整備し、周知徹底及び指導を強化するよう努めること。

八、官公需の発注に際しては、労働時間の短縮に配慮し、可能な限り計画的な発注を行うとともに、適正な工賃、工期を設定するよう努めること。

右決議する。

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

平成三年四月十八日
よつて国会法第八十八条により送付する。

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

四、下請中小企業における労働時間の短縮の促進に当たっては、親企業による発注方式の改善が重要であることにかんがみ、下請中小企業振興法の振興基準に基づく指導の徹底に努めるとともに、下請代金支払遅延等防止法の運用強化に努めること。

五、本法に基づく各種助成金、融資、税制について

小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働時間の水準が実現されるよう、関係中小企

業等における労働時間短縮の促進策を拡充する

こと。

六、事業協同組合、協同組合連合会その他の特

別の法律により設立された組合及びその連合会で、政令で定めるもの

官報 (外号)

2 この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」とする。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいいう。

(基本指針)

第三条 通商産業大臣及び労働大臣は、労働力の確保を図るために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 1 中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項
- 2 中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容に関する事項
- 3 その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要な事項

3 通商産業大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、通商産業大臣にあっては中小企業近代化審議会の意見を、労働大臣にあっては中央職業安定審議会の意見をそれぞれ聽かなければならぬ。

4 通商産業大臣及び労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画の認定)

第四条 事業協同組合等は、その構成員たる中小

企業者の労働力の確保を図るために労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他雇用管理の改善に関する事業(以下「改善事業」という。)についての計画(以下「改善計画」といいう。)を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適切である旨の認定を受けなければならない。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 改善事業の目標
- 2 改善事業の内容
- 3 改善事業の実施時期
- 4 改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 5 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第一号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であること。

4 事業協同組合等は、その構成員たる中小

企業の労働力の確保を図るために労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他雇用管理の改善に関する事業(以下「改善事業」という。)についての計画(以下「改善計画」といいう。)を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適切である旨の認定を受けなければならない。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 改善事業の目標
- 2 改善事業の内容
- 3 改善事業の実施時期
- 4 改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 5 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。

二 前項第一号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。

三 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であること。

4 事業協同組合等は、その構成員たる中小

企業の労働力の確保を図るために労働環境の改善、福利厚生の充実、募集方法の改善その他雇用管理の改善に関する事業(以下「改善事業」という。)についての計画(以下「改善計画」といいう。)を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適切である旨の認定を受けなければならない。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 改善事業の目標
- 2 改善事業の内容
- 3 改善事業の実施時期
- 4 改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 5 事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

あること。

四 その他政令で定める基準に適合するものであると認められること。

第五条 前条第一項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事である。

第六条 履用促進事業団は、履用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号。以下「事業団法」という。)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、認定計画に従って、その構成員たる中小企業者の雇用する労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。)の設置又は整備を行う認定組合等に対する認定を受けなければならない。

(雇用促進事業団の業務)

第八条 履用促進事業団は、履用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号。以下「事業団法」という。)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成したものに対しても、必要な助成及び援助を行うこと。

定する業務」とあるのは「同条第三項に規定する業務若しくは中小企業労働力確保法第八条第一項に規定する業務」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び中小企業労働力確保法第八条第一項」とする。

第九条 雇用促進事業団は、通常通勤することができる地域以外の地域から第十三条第二項の規定による募集に応じて認定組合等の構成員たる中小企業者に就職する者で、宿舎の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認めるものに、事業団法第十九条第一項第三号の宿舎を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。
(中小企業信用保険法の特例)

第十条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律

第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という)又は同法第三条の二第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という)の保険関係であって、労働力確保関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定組合等又はその構成員たる中小企業者が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金に係るもの)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これら

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	が保険額の合計額
第三条の二第一項、	が保険額の合計額
第三条の三第一項、	が保険額の合計額
第三条の二第二項、	が保険額の合計額
第三条の三第二項、	が保険額の合計額
当該債務者	当該債務者
当該保証をした	当該保証をした
労働力確保関連保証及びその他の保証ことに、それぞれ	労働力確保関連保証(以下「労働力確保関連保証」といふ)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ

2 普通保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー

対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険にあつては、「百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、労働力確保関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保

法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第十二条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定組合等の構成員たる中小企

業者が認定計画に従つて改善事業を実施するため必要な設備(通商産業省令で定めるものに限る)に係るものについては、同法第五条の規定にかかるわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第十二条 中小企業投資育成株式会社は、中小企

業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、認定組合等の構成員たる中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定計画に従つて改善事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む)又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む)又は新株引受権付社債の保有は、中小企

業の

3 職業安定法第三十八条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第

四十一条及び第四十一条の規定は同項の規定により労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第一項及び第五十条第一項から第三項までの規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十九条第二項の規定は前項の規定の実施状況の調査について、同条第三項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行おう場合について準用する。この場合において、同法第三十八条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「中小企業労働力確保法」という)第十三第二項の届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条中「第三十六条又は第三十七条第一項」とあるのは「中小企業労働力確保法第十三条第二項」と「同

(委託募集の特例等)

第十三条 認定組合等の構成員たる中小企業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等が認定計画に従つて当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十七条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

条第二項」とあるのは「第三十七第二項」と読み替えるものとする。

前二項に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第十四条 公共職業安定所は、前条第二項の規定により労働者の募集に従事する認定組合等に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(指導及び助言)

第十五条 国及び都道府県は、認定組合等及びその構成員たる中小企業者に対し、認定計画に係る改善事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の施策)

第十六条 国は、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善を促進するために必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めるものとする。

(報告の徵収)

第十七条 都道府県知事は、認定組合等に対し、認定計画に係る改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

(船員に対する適用除外)

第十八条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定す

る船員については、適用しない。

(罰則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三年法律第二百六十二号)の施行に関する件。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律

の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下

の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による届出をしない者

で、労働者の募集に従事した者

二 第十三第二項において準用する職業安定法第三十九条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十三第三項において準用する職業安定法第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

四 第二十二条第一項において準用する職業安定法第四十九条第一項又は第二項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告を

し、又は検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二十二条第一項中「及び港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)」を「港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)」及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第二百六十二号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

二 第二十二条第一項中第二十号の十四の次に次の二号を加える。

二十の十五 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律

のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づいて、基本指針を策定すること。

第十一条第一項中「日本国有鉄道清算事業團職員の再就職の促進に関する特別措置法」を削り、「及び港湾労働法」を「港湾労働法及び中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に改める。

(中小企業設置法の一部改正)

第六条 中小企業設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

〔福間知之君登壇、拍手〕

○福間知之君 ただいま議題となりました一件の法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案の主な内容は、最近における雇用失業情勢にかんがみ、その適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業につくことを促進する必要があると認められる求職者に係る雇用機会が相当程度に不足している地域について必要な措置を講ずるとともに、現行の雇用開発促進地域制度について見直しを行おうとするものであります。

次に、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案の主な内容は、最近の労働力需給の状況が中小企業に与える深刻な影響に対処して、労働力の確保を図るために、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進し、中小企業の振興及びその労働者の福祉の増進に寄与するため、雇用保険法の雇用福祉事業としての助成及び援助、中小企業信用保険法の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を便宜一括して議題とし、雇用環境整備地域の創設の趣旨、中小企業における人材確保の実効性、下請企業の雇用管理の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

する個人及び法人を納稅義務者とし、基礎控除を超える土地等を課稅の対象とするほか、地價税の課稅價格及び税率を定めるとともに、地價税の申告及び納付の手続その他の納稅義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めます。

は、所得課稅の減税、土地対策等に配慮しつつ、平成四年度税制改正・予算編成時において見直しを行おうとするものであります。その具体的な履行を確保するために必要な事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めます。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う租稅の増収額は、平年度三千億円から四千億円程度と見込まれる。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。

一 土地基本法の基本理念を踏まえ、土地に関する税負担の適正・公平を確保しつつ、土地政策に資する観点から、土地の資産価値に着目した地價税を土地税制の重要な柱と位置付け、より望ましい土地税制の確立のため不斷の努力を続けること。

一 地價税については、その創設の趣旨に照らし、今後の地価の動向等を勘案しつつ、機動的、弾力的に検討を行ついくとともに、地価高騰等地価の激変のうがえる事態が生じた際には、総合的の土地対策と相まって適切に税率・控除等を見直し、本税に期待されている役割を全うすること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十四日

大蔵委員長 大河原太一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

地価税法案

審査報告書

官報 (号外)

河原太一郎君。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長大河原太一郎君。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成三年四月二十六日

大蔵委員長 大河原太一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

地価税法案

附帯決議

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年四月十八日

参議院議長 櫻内 義雄

地価税法案

地価税法

目次

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 課稅價格、基礎控除及び税率 (第十六条—第二十二条)

第三章 土地等の評価 (第二十三条—第二十四条)

条(第二十二条)

第四章 申告及び納付(第十五条—第三十条)

の水準等については、公的土地区画の均衡化・適正化の観点を踏まえ、平成四年分の評価替えに当たり、所要の適正化を行うものとすること。

一 地價税の創設に伴う増収分の使途について

は、所得課稅の減税、土地対策等に配慮しつつ、平成四年度税制改正・予算編成時において

その具体的な内容について検討すること。

一 土地対策の実効性を高めるため、土地税制の見直しとあわせて、総合的な国土利用政策の推進、都市計画上の土地利用規制等の活用、投機抑制のための土地取引規制及び土地関連融資規制、土地に関する情報の整備等の施策を整合性をもつて推進すること。

一 土地対策の実効性を高めるため、土地税制の見直しとあわせて、総合的な国土利用政策の推進、都市計画上の土地利用規制等の活用、投機抑制のための土地取引規制及び土地関連融資規制、土地に関する情報の整備等の施策を整合性をもつて推進すること。

第五章 更正及び決定（第三十一条・第三十二
一条）

第六章 罰則（第三十三条・第三十八条）

第七章 罰則（第三十九条・第四十三条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、地価税について、納稅義務者、課稅の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納稅義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土地等 国内（この法律の施行地をいう。以下この章において同じ。）にある土地及び借地権等をいう。

二 借地権等 借地権のほか、国内にある土地の上に存する権利その他これに類するもので、次に掲げるものをいう。

イ 土地権（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条ノ一第一項（地下又は空中の地上権）の地上権に準ずる地役権その他他の権利で政令で定めるものを含む。ロ 構築物その他の工作物の設置を目的とする賃借権（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条（土地の占用の許可）の規定による同条に規定する河川区域内の土地の占用の許可に基づく権利その他の政令で定めるものを含む。ハ 永永作権及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項（定義）に規定する修正申告書をいう。

定する農地又は採草放牧地の上に存する賃借権（同法第二十条第一項本文（農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限）の規定がある賃借権に限る。）

草放牧地の賃貸借の解約等の制限）の規定

の適用がある賃借権に限る。）

第一条（借地権の定義）に規定する借地権をい

う。

三 借地権 借地法（大正十年法律第四十九号）

第一条（借地権の定義）に規定する借地権をい

う。

四 課稅時期 その年一月一日午前零時をい

う。

五 公共法人 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一（公共法人の表）に掲げる法

人をいう。

六 公益法人等 法人税法別表第一（公益法人等の表）に掲げる法人をいう。

七 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをい

う。

八 普通法人 法人税法第二条第九号（定義）に規定する普通法人をいう。

九 建物 一棟の建物をいい、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第一条（建物の区分所有）の規定に該当する建物にあっては、同法第二条第一項（定義）に規定する建物の部分をいう。

（非課税）

第六条 国及び公共法人が有する土地等については、国及び当該公共法人には、地価税を課さない。

第五条 個人又は法人が課稅時期において有する土地等には、この法律により、地価税を課する。

（課稅の対象）

第四条 土地等を有する個人及び法人は、この法

律により、地価税を納める義務がある。

（納稅義務者）

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律（前条第六号を除く。）の規定を適用する。

（人格のない社団等に対するこの法律の適用）

十二条 更正 国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をい

う。

十三条 決定 第十四条の場合を除き、国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をい

う。

長に届け出たとき。当該公益法人等が同日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間内に含まれる課税時期において有する当該未利用地。

3 次の各号のいずれかに該当する土地等については、地価税を課さない。

一 国、公共法人、公益法人等又は別表第一第一二十五号に規定する法人（以下この項において「国等」という。）により借地権等が設定されている土地等その他國等に貸し付けられている土地等（民法第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）の地上権その他これに準ずる権利が設定されているもの、貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。）

二 専ら國等に貸し付けられている建物その他工作物（第五項及び第十七条において「建物等」という。）で政令で定めるもの用に供されている土地等

4 人格のない社団等が有する土地等でその行う事業（法人税法第一条第十三号（定義）に規定する収益事業（以下この項において「収益事業」という。）を除く。）の用に供されているもの（当該土地等が当該人格のない社団等の収益事業の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該収益事業の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。）については、当該人格のない社団等には、地価税を課さない。

5 別表第一に掲げる土地等に該当するもの（当該土地等が同表第五号、第六号、第八号から第十九号まで及び第二十一号から第二十四号まで）の規定に規定する施設、設備又は工作物（以下

この項において「施設等」という。）の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使われる建物等で政令で定めるもの用に供されている土地等に限る。については、地価税を課さない。

6 課税時期における一平方メートル当たりの更地の価額として政令で定めるところにより計算した金額が三万円以下である土地等については、地価税を課さない。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項第二号に規定する未利用地に該当するかどうかの判定の細目その他の同項から前項までの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（居住用土地等の非課税）

第七条 個人が有する建物で自己の居住の用に供しているもの（当該個人が自己の居住の用に供している建物を二以上有する場合には、主として自己の居住の用に供していると認められる一の建物に限る。以下この項及び第三項において「居住用建物」という。）が次の各号に掲げる居住用建物のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める土地等については、地価税を課さない。

イ その全部を自己の居住の用に供している居住用建物
ロ その全部を自己の居住の用及び他人の居住の用に供している居住用建物

二 次に掲げる居住用建物 これらの居住用建物の用に供されている土地等のうちイ又はロの居住の用に供している部分として政令で定める部分

イ その一部を自己の居住の用に供している居住用建物

ロ その一部を自己の居住の用及び他人の居住の用に供している居住用建物

の面積が千平方メートルを超えるときは、当該土地等のうち当該超える部分に対応する部分として政令で定める部分については、前二項の規定は、適用しない。

4 第一項及び第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ 一 自己の居住の用 建物を有する個人又は当該個人の親族で当該個人と生計を一にするもの（次号において「建物を有する個人等」という。）の居住の用をいう。

ロ 二 他人の居住の用 建物を有する個人等以外の個人の居住の用をいう。

ミ 三 第一項から第三項までに定めるもののほか、

建物を居住の用に供しているかどうかの判定の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項から第三項までに定めるもののほか、建物を居住の用に供しているかどうかの判定の方法その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国公館等の土地等の非課税）

第六条 外国の次に掲げる施設の用に供される土地等については、地価税を課さない。

一 大使館、公使館又は領事館

二 前号に掲げる施設に類する施設で外交、領事その他の任務を遂行するために必要な施設

として政令で定めるもの

2 前項の規定は、同項の外国が地価税に類似する租税をその国において日本國の同項第一号に掲げる施設の用に供される土地等について免除しない場合には、当該外国の当該施設の用に供される土地等については、適用しない。

（信託財産に属する土地等の帰属）

第九条 信託財産に属する土地等については、次分に対応するものとして政令で定める各部分の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定

官 報 (号 外)

この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、労働者財産形成給付契約若しくは労働者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百一十八条第三項（基金の業務）若しくは第二百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者

2 前項に規定する合同運用信託とは、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

3 第一項の場合において、受益者が特定しているかどうか又は存在しているかどうかの判定は、課税時期の現況による。

（個人の納税地）

第十条 個人の地価税の納税地は、その個人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ當該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地

二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他

これらに準ずるもの（以下この条から第十一
条までにおいて「事務所等」という。）を有する
ものである場合、その事務所等の所在地（そ
の事務所等が二以上ある場合には、主たるもの

地価税の納稅地は、その住所地（前項の規定により事務所等の所在地を地価税の納稅地としている者で住所を有していない者については、居所地）とする。

(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)

契約若しくは労働者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に属する土地等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合 その受益者

二 受益者が特定していない場合又は存在して

四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定

個人の納稅地の特例

第十一條 国内に住所のほか居所を有する個人で
所得税法(昭和四十年法律第三十二号)第十六条

第一項(納税地の特例)の規定の適用を受けよう
二十九者(第二十三条第一項)の規定により内税地

とする者（第十三条第一項の規定による者を除く）が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは

はその提出があつた日後における地価税の納

住所地に代え、その居所地とする。

地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個

けようとする者（第十三条第一項の規定により

新規地の指定を受けている者を除く)が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出し

たときは、その提出があつた日後における地価
税の内税率は、前条第一号又は第二号の規定に

かかわらず、その事務所等の所在地（その事務所等の所在地）

地。次項において同じ。)とする。

前二項の規定により戸所地又は事務所等の所在を地価税の納税地としている個人が所得税

法第十六條第五項の規定により同項の書類を提出するときは、その提出がいつに日後となるか

蜀道說

2 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十六条の三第一項(土地評価審議会)に規定する

土地評価審議会は、相続税に係る同条第二項の

土地の評価に関する事項と併せて土地等の評価

のについても、調査審議するものとする。

(地上権及び永小作権の評価)

第二十四条 地上権(借地権又は民法第二百六十九条ノ一第一項(地下又は空中の地上権))の地上権に該当するものを除く。以下この条において「地上権等」という。)及び永小作権(以下この条において「地上権等」という。)の価額は、次の各号に掲げる地上権等の区分に応じ、その目的となつてある土地の課税時期における当該地上権等が設定されているものとした場合の時価に、当該各号に定める割合を乗じて計算した金額による。

一 残存期間が十年以下であるものの百分の五

二 残存期間が十年を超えて十五年以下である

三 残存期間が十五年を超えて二十年以下である

四 残存期間が二十年を超えて二十五年以下であるもの百分の三十

五 残存期間が二十五年を超えて三十年以下であるものの百分の四十

六 残存期間が三十年を超えて三十五年以下であるものの百分の五十

七 残存期間が三十五年を超えて四十年以下であるものの百分の六十

八 残存期間が四十年を超えて四十五年以下であるものの百分の七十

九 残存期間が四十五年を超えて五十年以下であるものの百分の八十

十 残存期間が五十年を超えるもの百分の九十

十一

(申告)

第四章 申告及び納付

第二十五条 課税時期において土地等を有する者は、その年の課税価格が基礎控除の額を超えるときは、その年十月一日から同月三十一日までの間に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 その年の課税価格及び基礎控除の額

二 地価税の額

三 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出すべき個人が

その年の課税時期から当該申告書の提出期限までに当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人(包括受遺者を含む。)は、

政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知った日の翌日から四月を経過した日の前日(その日が当該申告書の提出期限までの日である場合には、当該申告書の提出期限までに、税務署長に対し、当該申告書を提出しなければならない。

(相続等により土地等を取得した場合の申告期

限の特例)

第二十六条 その年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかつたとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しなければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があつたことを知った場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを

二 民法第七百八十七条规定(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

3 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで合併により消滅した場合には、その合併に係る法人税法第二条第十一号(定義)に規定する合併法人は、政令で定めるところにより、その合併の日の翌日から四月を経過した日の前日(その日が当該申告書の提出期限までに当該相続の開始があつたことを知った

場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを

二 民法第七百八十七条规定(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

5 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで合併により消滅した場合には、その合併に係る法人税法第二条第十一号(定義)に規定する合併法人は、政令で定めるところにより、その合併の日の翌日から四月を経過した日の前日(その日が当該申告書の提出期限までに当該相続の開始があつたことを知った

場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを

二 民法第七百八十七条规定(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

6 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで合併により消滅した場合には、その合併に係る法人税法第二条第十一号(定義)に規定する合併法人は、政令で定めるところにより、その合併の日の翌日から四月を経過した日の前日(その日が当該申告書の提出期限までに当該相続の開始があつたことを知った

の日までに次の各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該事実が生じたことを知った日(以下この条において「分割等確認日」という。)の翌日から四月を経過した日の前日(以下この条において「分割等確認日」)又は分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日とする。

一 第十九条の規定により、分割されていない土地等について民法(第九百四条の二(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格又は第十八条第一項第二号に掲げる金額(以下この号において「課税価格等」という。)が計算されていた場合において、その後当該土地等の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した土地等を基礎として計算した課税価格等が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格等と異なることとなつたこと。

二 土地等について民法(第九百四条の二(寄与分)を除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格又は第十八条第一項第二号に掲げる金額(以下この号において「課税価格等」という。)が計算されていた場合において、その後当該土地等の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した土地等を基礎として計算した課税価格等が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格等と異なることとなつたこと。

三 第一百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

五 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかつたとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しなければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があつたことを知った

場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを

二 民法第七百八十七条规定(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

五 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかつたとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しなければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があつたことを知った

場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを

二 民法第七百八十七条规定(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

三 遺留分による減殺の請求があつたこと。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

五 第一項の規定による申告書を提出すべき法人がその年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この章において同じ。)により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等の取得をしなかつたとした場合においても前条第一項の規定による申告書を提出しなければならないこととなるものが、当該申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日から当該提出期限までの間に、当該相続の開始があつたことを知った

場合又は次の各号に掲げる事実が生じたことを

二 民法第七百八十七条规定(認知の訴え)又は第八百九十二条から第八百九十四条まで(推定相続人の廃除等)の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第八百八十四条(相続回復請求権)に規定する相続の回復、同法第九百十九条第二項(相続放棄の取消し等)の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、当該土地等を取得したことにより新たに既往年等の申告書（当該相続の開始の日から相続確認日までの期間内に含まれる課税時期に係る前条第一項の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出しなければならないこととなるものの当該既往年等の申告書の提出期限は、当該相続確認日の翌日から四月を経過した日の前日（その日までに前項各号に掲げる事実が生じたことを知ったときは、当該分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日）とする。ただし、当該相続確認日の属する年の課税時期から当該課税時期に係る前条第一項の規定による申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日の前日までの間に当該相続の開始があつたことを知ったときは、当該課税時期に係る当該申告書の提出期限は、同項に規定する提出期限（同日の翌日から当該提出期限までの間に当該事実が生じたことを知ったときは、分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日）とする。

分割等確認日の属する年の課税時期前に開始した相続又はその相続に係る遺贈により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした者で、第一項各号に掲げる事実が生じたことにより新たに既往年等の申告書（当該相続の開始の日から分割等確認日までの期間内に含まれる課税時期に係る前条第一項の規定による申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出しなければならないこととなるものの当該既往年等の申告書の提出期限は、当該分割等確認日の翌日か

ら四月を経過した日の前日とする。ただし、当該分割等確認日の属する年の課税時期から当該課税時期に係る前条第一項の規定による申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日の前日までの間に当該事実が生じたことを知ったときは、当該課税時期に係る当該申告書の提出期限

限については、この限りでない。

確認日の翌日から四月を経過した日の前日)とする。ただし、当該相続確認日の属する年の課税時期から当該課税時期に係る前条第一項の規定による申告書の提出期限の前日から起算して四月前の日の前日までの間に当該相続の開始があつたことを知つたときは、当該課税時期に係

出期限（同日の翌日から当該提出期限までの間に当該事実が生じたことを知ったときは、分割等確認日の翌日から四月を経過した日の前日）
とする。

知ったときは、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月を経過した日の前日)までに、税務署長に対し、修正申告書を提出しなければならない。

第二十五条第一項の規定による申告書を提出した者又は地価税について決定を受けた者は、相続又は遺贈により課税価格の計算の基礎となるべき土地等の取得をした場合において、当該申告書の提出期限後に前条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより既に確定した納付すべき地価税の額に不足額を生ずることとなつたと

き（前項の規定により同項の修正申告書を提出する場合を除く。）は、大蔵省令で定めるところにより、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に対し、修正申告書を提出しなければならない。
3 第二十五条第二項の規定は、前二項の規定による修正申告書を提出すべき個人が当該修正申告書の提出期限までに当該修正申告書を提出しないで死亡した場合について、同条第三項の規定は、当該修正申告書を提出すべき法人が当該修正申告書の提出期限までに当該修正申告書を提出しないで合併により消滅した場合について、同条第四項の規定は、当該修正申告書を提出すべき法人につき当該提出期限までに残余財産が確定した場合について、それぞれ準用する。
(納付)

該申告書に記載した同条第一項第一号に掲げる地価税の額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該地価税の額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

前条第一項又は第二項の規定による修正申告書を提出した者（次項の規定に該当する法人を除く。）は、当該修正申告書に記載した同条第一項又は第二項に規定する不足額があるときは、当該修正申告書の提出期限までに、当該不足額の二分の一に相当する金額の地価税を、当該修正申告書の提出期限の翌日から五月を経過した日の前日までに、当該不足額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

4
前条第一項又は第二項の規定による修正申告書で同条第三項において準用する第二十五条第四項の規定に係るものを作成した法人は、当該修正申告書に記載した前条第一項又は第二項に規定する不足額があるときは、当該修正申告書の提出期限までに、当該不足額に相当する地価税を国に納付しなければならない。

5 国税通則法第三十五条第二項各号（申告納税方式による国税等の納付）に掲げる金額に相当する地価税に係る同項の規定の適用について、は、同項中「延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納定期の定めがある国税については、当該法律に定める納期限」とあるのは、「法定納期限が同日後に到来する部分の地価税については、当該法定納期限」とする。

（土地等の贈与等を受けた場合の連帯納付義務）

第二十九条 その年の課税價格の計算の基礎となつた土地等につきその年の課税時期からその

翌年の課税時期の前日までの間に贈与(著しく低い価額の対価による譲渡を含む)、遺贈又は寄附行為による移転があった場合においては、当該贈与若しくは遺贈により当該土地等の取得をした者又は当該寄附行為により設立された法人は、当該贈与、遺贈又は寄附行為をした者の

その年の課税時期に係る地価税の額に当該贈与、遺贈又は寄附行為に係る土地等の価額(当該土地等につき第十七条の規定の適用があるときは、当該土地等の価額に二分の一を乗じて計算した金額)がその年の課税価格のうち占める割合を乗じて計算した金額に相当する地価税について、当該贈与、遺贈又は寄附行為により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

(更正の請求の特例)

第三十条 第二十五条第一項の規定による申告書
(その提出期限後に提出されたものを含む。)を提出した者又は地価税について決定を受けた者(その包括承継人を含む。)は第二十六条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより既に確定した納付すべき地価税の額が過大となったときは、大蔵省令で定めるところにより、当該事実が生じたことを知った日の翌日から四月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その修正申告又は更正後の金額)について国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求をすることができる。

第五章 更正及び決定
(更正の特例等)

第三十一条 税務署長は、第二十七条の規定による

当する者が同条第一項又は第二項の規定による

修正申告書を提出しなかった場合には、当該修

正申告書に記載すべきであった課税価格、基礎

控除の額又は地価税の額につき更正を行う。

二 第二十七条第一項又は第二項の規定による修

正申告書及び前項の規定による更正に対する國

税通則法の規定の適用については、次に定める

ところによる。

一 当該修正申告書で第二十七条に規定する提

出期限内に提出されたものについては、国税

通則法第二十条(修正申告の効力)の規定を適

用する場合を除き、これを同法第十七条第二

項(期限内申告)に規定する期限内申告書とみ

なす。

二 当該修正申告書で第二十七条に規定する提

出期限後に提出されたもの及び当該更正につ

いては、国税通則法第二章から第七章まで

(国税の納付義務の確定等)の規定中「法定申

告期限」とあるのは「地価税法第二十七条(修

正申告の特例)に規定する修正申告書の提出

期限」と、「法定納期限」とあるのは「地価税法

第二十八条第三項又は第四項(納付)に規定す

る地価税を納付すべき期限」と、同法第六十

一条第一項第一号(延滞税の額の計算の基礎

となる期間の特例)並びに第六十五条第一項

及び第三項(過少申告加算税)中「期限内申告

書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項(申告)の規定による申告書又は当該申告書に

係る期限後申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条(無申告加算税)の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正(第二十七条第一項又は第二項に規定する決定を受けた場合における当該修正申告書及び更正を除く)に

おける当該修正申告書及び更正を除く)に

は、適用しない。

(同族会社の行為又は計算の否認)

第三十二条 税務署長は、法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社(以下この条において「同族会社」という。)の行為又は計算で、これを容認した場合には当該同族会社又は当該同族会社の株主等(同法第二条第十四号に規定する株主等)といふ。以下の項において同じ。)若し

くは当該株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不适当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの

者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行

為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎

控除の額又は地価税の額を計算することができ

る。

2 前項の場合において、法人が同族会社に該当

するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあった時の現況によるものとする。

第六章 雜則
(帳簿の備付け等)

第三十三条 第二十五条第一項の規定による申告

書を提出しなければならない者(第十七条の規定があるときは、次に掲げる者に質問し、又は

その者の土地等若しくは当該土地等に関する帳

簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に土地等の譲渡(借地権等

の設定その他当該土地等の使用又は収益をさ

めるものは、帳簿を備え付けてこれにその年の課税時期において有する土地等の地目、面積、所在地その他大蔵省令で定める事項を記録し、かつ、当該帳簿(その年において当該土地等の異動及び評価に關して作成し、又は受領した書類を含む)を保存しなければならない。

(申告書の公示)

第三十四条 税務署長は、その年の課税時期に係る第二十五条第一項の規定による申告書又は当該申告書に係る修正申告書に記載された同項第二号に掲げる地価税の額(修正申告書について二号に掲げる地価税の額(修正申告書について二号に掲げる地価税の額(以下この条において同じ。)が千万円を超える者について、その者の氏名又は名称、納稅地及びこれらの申告書に記載された当該地価税の額を公示しなければならない。

(大蔵省令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、帳簿の保存の方法、申告書の公示の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(当該職員の質問検査権)

第三十六条 国税庁の当該職員又は土地等を有する者の納稅地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又は

その者の土地等若しくは当該土地等に関する帳

簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務がある者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に土地等の譲渡(借地権等

の設定その他当該土地等の使用又は収益をさ

せる行為を含む。以下この号において同じ。)

をしたと認められる者若しくは前号に掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者

又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者

三 第一号に掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者

2 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納稅地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを作成する同項第一号に掲げる者に対する質問又は検査について適用する。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項（前項において適用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項（第二項において適用する場合を含む。）の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（官公署等への協力要請）

第三十七条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、地価税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は

提供その他の協力を求めることができる。

（固定資産課税台帳等の供覧等）

第三十八条 国税庁長官、国税局長又は税務署長が地価税に関する用語の意義）に規定する固定資産課税台帳並びに同法第三百八十七条（土地名寄帳及び家屋名寄帳）の規定による同条の土地名寄帳及び家屋名寄帳を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該市町村は、こ

れとみなされる都を含む。以下この条において同じ。）に対し、同法第三百四十二条第九号（固定資産税に関する用語の意義）に規定する固定

五年法律第二百二十六号）第七百三十四条第一項後段（都における普通税の特例）の規定により市とみなされる都を含む。以下この条において同じ。）

2 前号の検査に偽りの記載をした帳簿書

3 第三十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4 第二項の検査に偽りの記載をした帳簿書

（施行期日）

5 第三十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

6 第二項の検査に偽りの記載をした帳簿書

（経過措置の原則）

7 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

8 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

10 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

11 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

12 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

13 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

14 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

15 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

16 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

17 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

18 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

19 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

20 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

21 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

22 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

23 第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

くは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、

情状により、その刑を免除することができる。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前号の検査に偽りの記載をした帳簿書

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（附則）

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第三十八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、平成四年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用する。

第三条 公益法人等が有する土地等でこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第六条第二項第二号に規定する未利用地に該当するものは、施行日において取得され、又は当該公益法人等の業務の用に供されなくなったものとみなして、同項の規定を適用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第三十八条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、平成四年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用する。

第三条 公益法人等が有する土地等でこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）において第六

条第二項第二号に規定する未利用地に該当する

ものは、施行日において取得され、又は当該公

益法人等の業務の用に供されなくなったものと

みなして、同項の規定を適用する。

第二条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項（市街化区域及び市街化調整区域）に規定する市街化区域内にある農地法第二条第一項（定義）に規定する農地又は採草放牧地（以下この項において「市街化区域農地等」という。）で、

平成三年一月一日において次に掲げる区域内にあるもの(課税時期において都市計画法第八条第一項第十四号(地域地区)に掲げる生産緑地地区内にある市街化区域農地等(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第十条(生産緑地の買取りの申出)又は第十五条第一項(生産緑地の買取り希望の申出)の規定による買取りの申出がされていないものに限る。)を除く。)に係る土地等については、平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税を課さない。この場合において、第二章の規定の適用については、第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び附則第三条第一項」とする。

一 都の区域特別区の存する区域に限る。)

二 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項(定義)に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第一項(定義)に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第一項(定義)に規定する中部圏内にある地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項(指定都市の事務)の市の区域

三 前号に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第一条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四

項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域(納稅地に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けている個人に対する第十一条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日においてこれらの規定に規定する書類の提出があったものとみなす。

第五条 附則第二条から前条までに定めるものとて読み替えた同項とする。(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 地価税の負担の在り方については、少なくとも五年ごとに、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しつつ土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があると認めるときは、地価税の課税対象及び税率等について所要の措置を講ずるものとす。

(相続税法の一部改正)

第九条 相続税法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「贈与税」の下に「地価税」(平成四年の課税時期に係る地価税の税率の特例)

3 前項の場合において、所得税法第十八条第三項又は法人税法第十八条第一項(納稅地の指定)又は法人税法第十八条第一項(納稅地の指定)による通知とみなす。

知は、第十二条第二項の規定による通知とみなす。

(相続税法の一部改正)

第十一条 日本国鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第二十六条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する地価税法第二条第一号に規定する土地等(日本国有鉄道清算事業団から取得したものに限る。)については、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の全部を日本国有鉄道清算事業団が有している間は、当該土地等を日本国有鉄道清算事業団が有するものとみなして、同法の規定を適用する。

第十七条の次に次の七条及び章名を加える。

(建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)

第七十二条の二 地価税法第二条第一号に規定する土地等(以下この章において「土地等」と

一項の規定による申告書の提出期限について改める。

第一条中「贈与税」の下に「地価税」を、「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「地価税法(平成三年法律第二百二十九号)」を加える。

第十五条 登録免許税法の特例」を「第四章の二 地価税法の特例」に改める。

第七十二条を次のように改める。

(日本国有鉄道清算事業団の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例)

第七十三条 日本国鉄道清算事業団が日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第二十六条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する地価税法第二条第一号に規定する土地等(日本国有鉄道清算事業団から取得したものに限る。)については、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の全部を日本国有鉄道清算事業団が有している間は、当該土地等を日本国有鉄道清算事業団が有するものとみなして、同法の規定を適用する。

第十七条の次に次の七条及び章名を加える。

(建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税)

第七十二条の二 地価税法第二条第一号に規定する土地等(以下この章において「土地等」と

(外) 報号

いう。)で、同条第四号に規定する課税時期(以下この章において「課税時期」という。)において国の施設等(国又は地方公共団体が国民の利便を特に考慮して配置する郵便局その他の施設で大蔵省令で定めるものをいう。)として使用されている同条第九号に規定する建物の用に供されているもの(当該建物の一部が当該国(施設等以外の用にも供されているときは、当該国(施設等に対応する部分として政令で定める部分)については、地価税を課さない。

2 前項の規定がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十二条の二第一項(建物が国化資金貸付け(中小企業事業団又は都道府県の同号イに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。)を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲(中小企業事業団又は都道府県の同号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。)の対価の額を賦税の方法により支払うこととして、当該土地等の施設等として使用されている場合の土地等の非課税」とする。

(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)

第七十二条の三 事業協同組合若しくは事業協同組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会(以下この項及び次項において「事業協同組合等」という。)が課税時期において有する土地等で次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(第一号に規定する貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第二号に規定する賦税が完了したものを除く。)のうち

当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡することが予定されているものとして大蔵省令で定めるもの(第三項において「集団化等事業用地」という。)については、当該事業協同組合等には、地価税を課さない。

一 当該事業協同組合等が高度化事業(中小企業事業団法第二十二条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをいう。)に係る高度化資金貸付け(中小企業事業団又は都道府

県の同号イに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。)を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲(中小企業事業団又は都道府県の同号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。)の対価の額を賦税の方法により支払うこととして、当該土地等の施設等として使用されている場合の土地等の非課税」とする。

2 事業協同組合等が害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一項第一号又は附則第十八条に規定する業務による譲渡の対価の額を賦税の方法により支払うこととして当該土地等を取得したこと。

二 当該事業協同組合等が優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格の計算の特例(第七十二条の四 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域(次項において「都市計画区域」という。)内で主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業(当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであることに限る。)を施行する者として政令で定められた有する土地等で前項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る

平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税に対する同項の規定の適用については、同項中「満たすもの(第一号に規定す

る貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第一号に規定する賦税が完了したもの」を除く。)とあるのは、「満たすもの」とする。

3 課税時期において前二項の規定の適用がある集団化等事業用地とするための地価税法第二条第二号に規定する借地権等(民法第二百六十九条ノ二第一項の地上権その他の権利で政令で定めるものを除く。以下この章において「借地権等」という。)が設定されている土地等については、地価税を課さない。

4 前二項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法第七十二条の三第一項から第三項まで(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)」とする。

(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税価格の計算の特例)

第七十二条の四 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域(次項において「都市計画区域」という。)内で主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業(当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであることに限る。)を施行する者として政令で定められた有する土地等で前項各号に掲げる要件のいずれかを満たすものに係る

宅地造成事業者」という。)が課税時期において有する土地等で当該事業に係る棚卸資産(所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産若しくはこれに準ずる土地等で同法第三十五条第一項に規定する雑所得の基因となるもの又は法人税法第二条第二十一条に規定する棚卸資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)に該当するもの(当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られた者に対して分譲されるもの(以下この項において「優先分譲宅地」という。)があるときは、当該優先分譲宅地に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「分譲予定地」という。)については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに前二項から第三項まで(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)」とする。

(以下この項において「優先分譲宅地」という。)があるときは、当該優先分譲宅地に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「分譲予定地」という。)については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに前二項から第三項まで(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税)」とする。

一 都市計画法第二十九条又は附則第四項の許可(第三号において「開発許可」という。)を受けて行われる一団の宅地の造成に関する事業(当該造成される宅地のうちに優先分譲宅地があるときは、その一団の土地等の面積のうちに当該優先分譲宅地の面積の占める割合が百分の十未満であるものに限

る。第三号において同じ)で、その一団の土地等(優先分譲宅地を除く。第三号において同じ)の面積が千平方メートル以上であるもの

二 土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地の造成に関する事業で、当該土地区画整理事業の同法第二

条第四項に規定する施行地区内にある当該優良宅地造成事業者の棚卸資産である土地等の面積が千平方メートル以上であるもの

三 開発許可を要しない一団の宅地の造成に関する事業のうち、開発許可の基準に達する基準として政令で定めるものを満たすもので、その一団の土地等の面積が千平方メートル以上であるもの

2 都市計画区域内で行われる次に掲げる住宅の建設に関する事業(当該住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するもの)につき

の建設に関する事業でこれらに

一 一団の住宅の建設に関する事業でこれにより建設される住宅の戸数が二十五戸以上であるもの(当該住宅のうち優先分譲住宅があるときは、当該住宅の戸数のうちに

優先分譲住宅の戸数の占める割合が百分の十未満であり、かつ、当該住宅の戸数から

優先分譲住宅の戸数を控除した住宅の戸数

が二十五戸以上であるものに限る。)

二 政令で定める中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業で、当該中高層の耐火共同住宅の住居の用に供する各独立部分(建物

の区分所有等)に関する法律第二条第一項に

規定する建物の部分に相当するものにつき

う。以下この号において同じ。)の戸数が十五戸以上であるもの又は当該中高層の耐火

共同住宅の床面積が千平方メートル以上であるもの(当該中高層の耐火共同住宅の各

独立部分のうち優先分譲住宅があるとき

は、当該各独立部分の戸数のうち優先分

く。以下の項及び次項において「分譲住宅予定地」という。)については、地価税法第六条並びに前二条の規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良住宅建設事業者の同法第十六条に規定する地価税の課税價格に算入すべき価額は、当該分譲住宅予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

3 課税時期において優良宅地造成事業者又は優良住宅建設事業者により前二項の規定の適用がある分譲予定地又は分譲住宅予定地とするための借地権等が設定されている土地等であるもの(当該住宅のうち優先分譲住宅があるときは、当該住宅の戸数のうち優先分譲住宅の戸数を控除した住宅の戸数から十未満であり、かつ、当該住宅の戸数から

優先分譲住宅の戸数を控除した住宅の戸数

が二十五戸以上であるものに限る。)

4 前二項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八条第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九条中「第十七条」とあるのは「租税特別措置法第七十二条の四第一項から第三項まで(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税價格の計算の特例)」と、

これらの規定中「一分の一」とあるのは「五分の一」と、同法第三十三条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び租税特別措置法第七十

一条の四第一項から第三項まで(優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地等についての課税價格の計算の特例)」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第一項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修

正申告書を含む。次項並びに第七十二条の八第二項及び第三項において「地価税の申告書」という。)に第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定のいずれかに該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、地価税の申告書の提出がなされた場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認められたときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税價格の計算の特例)

第七十二条の五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年

平成三年四月二十四日 参議院会議録第一十一号 地価税法案

(号外)

法律第八十八号) 第十二条第一項に規定する北海道旅客会社等(以下この項及び次項において「北海道旅客会社等」という。)が課税時期において有する土地等(地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条から第七十二条の三までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに前条の規定に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)については、当該北海道旅客会社等の平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 課税時期において次の各号のいずれかに該当する土地等については、平成四年から平成八年までの各年の課税時期に係る地価税法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

一 北海道旅客会社等により借地権等が設定されている土地等その他北海道旅客会社等に貸し付けられている土地等(貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。)

二 専ら北海道旅客会社等に貸し付けられる建物その他の工作物(以下この章において「建物等」という。)で政令で定めるもの

の用に供されている土地等

3 前二項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八条第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九条中「第十七条」とあるのは「租税特別措置法第七十二条の五第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の計算の特例)」と、同法第三十三条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び租税特別措置法第七十二条の五第一項又は第二項(北海道旅客会社等が有する土地等についての課税価格の計算の特例)」とする。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

2 前条第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十二条の六 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるもの(以下この項において「障害者」という。)を雇用する工場その他の事業所で、課税時期において、常時雇用する障害者の数が当該事業所で常時雇用する者の数のうち占める割合として政令で定める割合が百分の二十五以上であり、かつ、当該障害者が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。)

格の計算の特例」とあるのは、「租税特別措

置法第七十一条の七第一項（木材市場等の用に供されている土地等についての課税価格の

計算の特例）」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の四第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（農業協同組合等が合併した場合の課税の特例）

第七十一条の八 農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）附則第二項、森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）、第二条又は漁業協同組合合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）附則第二項の規定によりこれらに規定する合併経営計画又は合併及び事業經營計画の認定を受けて行つた合併に係る法人税法第二条第十一号に規定する合併法人である農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合（以下この項において「農業協同組合等」という。）については、当該合併の日から同日以後五年を経過する日までの期間内に含まれる平成四年以後の各年の課税時期に係る地価税法第十八条第二項に規定する基礎控除の額は、その者の選択により、当該合併に係る合併前の農業協同組合等のそれぞれにつき当該合併がなかつたものとした場合における次に掲げる金額のいずれか少ない金額の合計額とすることができる。

一 地価税法第十八条第一項第一号に掲げる

金額に相当する金額

二 当該合併の直前に有していた土地等につき地価税法その他地価税に関する法令の規定の例により計算した当該合併の直前ににおける課税価格に相当する金額

前における課税価格に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項第二号の合併の直前におりて有していた土地等の明細その他の事項を記載した書類その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六条第三号中「又は相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）」を「相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）又は地価税法（平成三年法律第一号）」に改める。

第三十六条第三号中「又は相続税法第六十四条（同族会社の行為又は計算の否認）」に三十二条（同族会社の行為又は計算の否認）」に改める。

別表第一(第六条関係)

一 次に掲げる区域内にある山林、原野、池沼その他の大蔵省令で定めるもの又は都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条

第一項(緑地保全地区に関する都市計画)の規定により定められた緑地保全地区内の同項に規定する緑地に係る土地等

イ 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十号)第十七条第一項(特別地域)の規定により指定された特別地域(同法第四十二条第一項(保護及び利用)の規定に基づく条例の規定により指定された特別地域で同法第十七条第一項の特別地域と同等の規制を受けるものとして大蔵省令で定めるものを含む。)

ロ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第一項(特別地区)の規定により指定された特別地区(同法第四十条第一項(保全)の規定に基づく条例の規定により指定された特別地区で同法第二十五条第一項の特別地区と同等の規制を受けるものとして大蔵省令で定めるものを含む。)

ハ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第三項(特別保護地区)

(3) (2)に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整

若しくは採草放牧地(以下この号において「農地等」という。)で次に掲げるもの以外のもの

又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項(定義)に規定する森林に係る土地等

イ 都市計画法第七条第一項(市街化区域及び市街化調整区域)に規定する市街化区域内にある農地等、平成二年一月一日において次に掲げる区域内にあるもの(課税時期において同法第八条第一項第十四号(地域地区)に掲げる生産緑地地区内にある農地等(生産緑地法第十条(生産緑地の買取りの申出)又は第十五条第一項(生産緑地の買取り希望の申出)の規定による買取りの申出がされていないものに限る。)を除く。)

(1) 都の区域(特別区の存する区域に限る。)
(2) 首都圏整備法第一条第一項(定義)に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項(定義)に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第二条第一項(定義)に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第二条第一項(定義)に規定する

四 公共の用に供されている道路、河川、用悪水路、ため池その他これらに類するものに係る土地等で政令で定めるもの

三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条(指定土地)の規定による主務大臣の指定に係る土地等

六 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項(定義)に規定する社会福祉事業の施設(児童福祉施設)(昭和二十二年法律第一百六十四号)第七条(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設を含む。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第二十九条第一項(売り渡した土地等の処分の制限)の規定による許可(農地等を農地等以外のものにするために受けたものに限る。)を受けた農地等及び同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号に規定する届出をした第五条第一項第三号に規定する届出をした農地等及び同法第二十九号)第二条第一項(有料老人ホーム)に規定する有料老人ホーム若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項(定義)に規定する特定民間施設又は更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)第二条第二項(定義)に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等

七 次に掲げるものに係る土地等(政令で定めるものに限る。)
イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条(指定)の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第五十六条の十第一項(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法(助産所)に規定する助産所、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六条第四項(定義)に規定する老人保健施設その他医療に関する施設として政令で定めるもの用に供さ

れている土地等及び薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第五項(定義)に規定する薬局の用に供されている土地等のうち调剂の業務を行う場所に係るもの

六 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項(定義)に規定する社会福祉事業の施設(児童福祉施設)(昭和二十二年法律第一百六十四号)第七条(児童福祉施設)に規定する児童福祉施設を含む。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第二十九条第一項(有料老人ホーム)に規定する有料老人ホーム若しくは民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第一項(定義)に規定する特定民間施設又は更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)第二条第二項(定義)に規定する更生保護事業の施設の用に供されている土地等

六 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項(定義)に規定する社会福祉

口 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第六条第一項（料金）に規定する倉庫業者の同法第三条（営業の許可）の規定による許可に係る同法第二条第一項（定義）に規定する倉庫又は農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）第一条第一項（農業倉庫業者）に規定する農業倉庫業者若しくは同法第十九条第一項（連合農業倉庫業者）に規定する連合農業倉庫業者の同法第六条（農業倉庫業者の認可）第二十六条第一項（準用）において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る同法第一条第一項若しくは第十九条第一項の倉庫

十四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第十六号）第十二条第一項（事業の開始の義務）に規定する第一種電気通信事業者の同法第六条第二項（事業の種類）に規定する第一種電気通信事業に直接必要な施設又は設備として大蔵省令で定めるものの用に供されている土地等

十五 水道法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第三条第五項（用語の定義）に規定する水道事業者は又は水道用水供給事業者の同条第八項に規定する水道施設、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項（定義）に規定する工業用水道事業者の同条第六項に規定する工業用水道施設その他の大蔵省令で定める施設の用に供されている土地等

号)第二条第六項(定義)に規定する電気事業者の同条第五項に規定する電気事業に直接必要な工作物、ガス事業法(昭和二十九年法律第一五十一号)第二条第六項(定義)に規定するガス事業者の同条第五項に規定するガス事業に直接必要な工作物又は熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項(定義)に規定する熱供給事業者の同条第二項に規定する熱供給事業に直接必要な施設の用に供されている土地等として大蔵省令で定めるもの十七 日本たばこ産業株式会社の塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)第三十八条第一項(塩専売事業に関する業務)に規定する塩専売事業に係る塩の貯蔵所、同法第八条第一項(製造方法の変更等)に規定する製造者の同法第六条第一項第三号(指定の申請)に規定する製造場(塩の貯蔵所を含む)、同法第十七条第一項(再製及び加工)の規定により同項の委託を受けた者の塩の同法第二条第二項(定義)に規定する再製若しくは同条第三項に規定する加工に直接必要な施設若しくは同法第十九条第三項(販売人の指定等)に規定する元売人の同法第二十二条(指定の申請)に規定する貯蔵所又はアルコール専賣法(昭和十二年法律第三十二号)第七条(アルコール製造者の許可)に規定するアルコール製造者の同条に規定する製造場若しくは貯蔵場若しくは同

法第二十九条第一項(売りさばき人以外の者の販売の禁止)に規定する売りさばき人(国からアルコールを買い受け、これを他の当該売りさばき人に販売する者で大蔵省令で定めるものに限る)の同法第二十九条ノ四第二項(貯蔵設備の新設等)に規定する貯蔵設備その他同法第二条第一項(定義)に規定するアルコールの販売に直接必要な施設の用に供されている土地等

十八 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十二項(定義)に規定する有価証券市場、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第七項(定義)に規定する商品市場又は金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第六項(定義)に規定する金融先物市場の用に直接供されている土地等

十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十二号)附則第十四条第一項第一号若しくは第三号(機構の業務の特例)又は漁港法附則第十九項(国の融資の特例)の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの規定に規定する公共の用に供する施設、港湾施設又は漁港施設(国又は地方公共団体(港務局を含む。)に寄附されることを条件として都市計画法第五十九条第

四項(施行者)の認可その他の処分で政令で定めるものを受けて整備されるこれらの施設に限りる。)の用に供される土地等
二十 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業(国又は地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものが行うものに限る。)で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供されている土地等
イ 当該計画に係る区域の面積及び当該事業の施行区域の面積がそれぞれ政令で定める面積以上であること。
ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。
二十一 次に掲げる施設で大蔵省令で定めるものの用に供されている土地等
イ 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第一項(米穀の政府買入れ)、第四条ノ二第一項(麦の政府買入れ)、第六条第一項(輸入のための政府買入れ)又は第十一条第二項(輸出入の規制)の規定に基づき政府が買い入れた米穀又は麦を保管するための施設

官 報 (号 外)

により設立された法人（以下この号において「公益法人」という。）が飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第五条第一項（飼料の売渡し）の規定により政府から売り渡された同法第二条（定義）に規定する輸入飼料で飼料の安定的供給を確保するため備蓄するもの又は公益法人が大豆及び大豆関連製品の需給の安定を図るために備蓄する大豆を保管するための穀物用サイロに係る施設。

ハ 石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号第十九条第一項第八号（業務の範囲））の規定に基づき行う石油の備蓄のための施設

二十二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項（定義）に規定する地方卸売市場、家畜取引法（昭和三十一年法律第百三号）第二条第三項（定義）に規定する家畜市場、と畜法（昭和二十八年法律第百十四号）第二条第二項（定義）に規定すると畜場又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号（定義）に規定する食鳥処理場の用に供されている土地等

二十三 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）第二条（定義）に規定する公衆浴場の用に供されて

二十四、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第五項（定義）に規定する墓地又は同条第七項に規定する火葬場の用に供されている土地等

二十五、理化学研究所、日本原子力研究所、生物系特定産業技術研究推進機構、日本科学技術情報センターその他特別の法律により設立された法人で公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める法人が有する土地等（これらの法人の地価税に係る場合に限る。）

イ 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)
第十一條第一項(危険物施設の設置の許可)の許可を受けた者 当該許可に係る同法第十二条第四項(危険物の貯蔵及び取扱いの制限等)に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所の位置及び構造に係る同項に規定する技術上の基準

口 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)
第二条第一項(用語の意義)に規定する鉱業権者 同条第二項に規定する鉱山における

十六条第一項若しくは第十九条第一項（貯蔵所）の許可を受けた者又は同法第五条第一項若しくは第二十四条の二第一項（消費）の届出をした者これら（許可又は届出）に係る同法第八条第一号若しくは第三号（許可の基準）、第十二条第一項（製造のための施設及び製造の方法）、第十六条第二項又は第二十四条の三第一項（消費）に規定する施設の位置及び構造に係るこれらの規定（同法第十四条第三項、第十四条の三第三

別表第一(第十七条関係)

一 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)
第四条第一項第一号(工場立地に関する準則等の公表)に規定する環境施設の用に供されている土地等(当該土地等の面積が基準面積(当該土地等の面積の同項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の敷地の面積に対する割合に関する事項につき公表された同項の準則に適合するため必要な面積として大蔵省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)を超えるときは、当該土地等のうち当該基準面積に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。)

二 イからハまでに掲げる者のそれれイからハまでに規定する施設又は設備の用に供されている土地等のうちそれぞれイからハまでに定める基準に適合するために必要なものとし

て政令で定めるもの。

ハ 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条(製造の許可)、第十一条第一項(製造施設等の変更)又は第十二条第一項(火薬庫)の許可を受けた者これら(許可に係る同法第七条第一号(許可の基準)又は第十二条第二項に規定する製造施設又は火薬庫の位置に係るこれらの規定(同法第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する技術上の基準

三 第一項(販売のための施設等の変更)、第

官報(号外)

鈴木 貞敏君	田辺 哲夫君	吉川 博君	山岡 賢次君	名尾 良孝君
片上 公人君	及川 順郎君	石井 一二君	松浦 功君	対馬 孝且君
刈田 貞子君	下村 泰君	大木 浩君	村上 正邦君	赤桐 操君
勝木 健司君	下稻葉耕吉君	宮澤 恵造君	斎藤 三吾君	鉢木 和美君
斎藤 文夫君	木宮 和彦君	岡田 広君	野末 陳平君	佐藤 三吾君
常松 克安君	矢原 秀男君	柳川 覚治君	大鷹 淑子君	松本 英一君
中野 鉄造君	喜屋武真榮君	高木 正明君	沢田 一精君	石原健太郎君
橋本幸一郎君	小西 博行君	田代由紀男君	中村 太郎君	大木 一二君
板垣 正君	岩本 政光君	後藤 正夫君	平井 卓志君	谷川 寛三君
鶴岡 洋君	太田 淳夫君	伊江 朝雄君	中西 一郎君	北 修二君
和田 敦美君	広中和歌子君	鈴木 幸男君	林田悠紀夫君	梶原 清君
井上 計君	山田 勇君	原 文兵衛君	長田 裕二君	山本 富雄君
黒柳 明君	峯山 昭範君	遠藤 要君	平井 駿君	世耕 政隆君
高桑 栄松君	中西 珠子君	岩崎 純三君	佐々木 满君	山本 健一君
三木 忠雄君	田渕 哲也君	久世 公堯君	山東 昭子君	星川 保松君
三治 重信君	大島 麗久君	本村 和喜君	佐々木 满君	吉川 春子君
熊谷太三郎君	加藤 武徳君	中曾根弘文君	西野 康雄君	磯村 修君
山口 光一君	上杉 光弘君	坂野 重信君	下条進一郎君	森 賢子君
吉川 芳男君	西田 吉宏君	斎藤 十朗君	井上 裕君	吉田 達男君
藤田 雄山君	成瀬 守重君	木暮 山人君	三重野栄子君	大鷹 淑子君
須藤良太郎君	田村 秀昭君	鹿熊 安正君	喜岡 淳君	古川太三郎君
高橋 清孝君	永田 良雄君	鍛田 要人君	佐々木 满君	角田 義一君
永野 茂門君	前島英三郎君	片山虎之助君	西野 康雄君	吉田 達男君
平野 清君	秋山 雄君	尾辻 秀久君	久保田真田君	浜本 万三君
大塚清次郎君	狩野 明男君	合馬 敬君	久保田真田君	田 英夫君
守住 有信君	青木 幹雄君	宮崎 秀樹君	久保田真田君	村沢 牧君
板垣	大木	大浜 方榮君	久保田真田君	大森 昭君
高橋	宮崎	松尾 官平君	久保田真田君	細谷 昭雄君
須藤	大木	向山 一人君	久保田真田君	本岡 昭次君
永野	宮崎	千葉 景子君	久保田真田君	菅野 久光君
平野	大木	及川 一夫君	久保田真田君	稻村 稔夫君
大塚	宮崎	田渕 黙二君	久保田真田君	菅野 久光君
守住	大木	渡辺 四郎君	久保田真田君	菅野 久光君
有信	宮崎	山口 哲夫君	久保田真田君	瀬谷 英行君
板垣	大木	市川 正一君	久保田真田君	山田耕三郎君
高橋	宮崎	野田 乾	久保田真田君	
須藤	大木	吉岡 曙美君		
永野	宮崎	吉岡 吉典君		
平野	大木	安永 英雄君		
大塚	宮崎	山中 郁子君		
守住	大木	篠野 貞子君		
有信	宮崎	矢田部 理君		
板垣	大木	横本 敦君		
高橋	宮崎	福間 知之君		
須藤	大木	野田 哲君		
永野	宮崎	池田 治君		
平野	大木	糸久八重子君		
大塚	宮崎	小川 仁一君		
守住	大木	香君 敬義君		
有信	宮崎	上野 雄文君		
板垣	大木	栗森 薫君		
高橋	宮崎	山中 郁子君		
須藤	大木	青木 薪次君		
永野	宮崎	吉岡 吉典君		
平野	大木	安永 英雄君		
大塚	宮崎	山田耕三郎君		

同日委員長から次の報告書が提出された。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第七二一号)審査報告書

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第六三号)審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件(閣承認第二号)審査報告書

電波法の一部を改正する法律案(閣法第七九号)審査報告書

食品流通構造改善促進法案(閣法第七六号)審査報告書

産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書

商品投販に係る事業の規制に関する法律案(閣法第八四号)審査報告書

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)審査報告書

河川法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第一〇号)審査報告書

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第一一号)審査報告書

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

拂海艇の中東派遣に関する質問主意書(既正敏君提出)

沿岸危機に伴う多国籍軍のサウジ駐留と国連安保理決議との関連に関する質問主意書(既正敏君提出)

「アジア・太平洋地域の戦略的伴組み」に関する質問主意書(既正敏君提出)

同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく平成二年度公害の状況に関する年次報告及び同法第七条第二項の規定に基づく平成三年度において講じようとする公害の防止に関する施策についての文書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(閣法第九一号)審査報告書

地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)審査報告書

族の北方領土における先住民族としての漁業権に

関する質問については、検討する必要があり、こ

れに日時を要するため、五月十三日までに答弁す

る旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による

通知書を受領した。

同日内閣から、左記の者を臨時行政改革推進審議会委員に任命したいので、臨時行政改革推進審議会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意

を求める旨の要求書を受領した。

記
(三月十一日辞任の磯村尚徳の後任)
西原 春夫
九号)審査報告書
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)審査報告書

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)審査報告書

中小企業における労働力の確保のための雇用管

理の改善の促進に関する法律案(閣法第四四号)審査報告書

地価税法案(閣法第一七号)審査報告書

「子どもの権利条約」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年四月十一日

立木 洋

参議院議長 土屋 義彦殿

「子どもの権利条約」に関する質問主意書

昨年九月二十一日に署名を行った「子どもの権利条約」につき、先日も海部首相がユニセフのグランダ事務局長に、早期に批准する旨の意志表明を行った。この条約の早期批准に向けて、次の事項について質問する。

一 批准のための国会提出はいつか。

二 各省庁が批准に向け、どのような作業を進めているのか、またその作業の進捗状況について、それぞれ具体的に示されたい。

三 「子どもの権利条約」は全面的に批准すべきであるが、政府としては留保するところがあるのか。あるとすれば、ことを留保するのか、理由とともに示されたい。

四 この条約に關わって整備しなければならない
国内法を列挙されたい。また、その担当省庁は
どこか示されたい。

五 ハ)の条約の邦訳文はいつ公表するのか。

六 「子どもの権利条約」の第四十二条に規定され
ている条約の「広報義務実施についてどのように
な方途を考えているのか。

七 「世界子どもサミット」で、海部首相も賛同し

た「世界行動計画」についての具体化はどのように
に進めるのか。

右質問する。

平成三年四月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 土屋 義彦

参議院議員立木洋君提出「子どもの権利条約」に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員立木洋君提出「子どもの権利条
約」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「児童の権利に関する条約」について
は、できるだけ早期に締結できるよう、現在関
係省庁による検討作業を急いでいるところであ
る。

具体的的な作業としては、各条文が定める権利
及び義務の内容と国内法との整合性、他の条約
との関係等について、詳細に検討を行っている

ところである。

三、四及び六について

御指摘の条約については、一及び二について
において述べたとおり、現在検討中であり、留
保を行うか否か、国内法整備の必要性があるか
否か及び特定の規定の履行の方途について申し
述べる段階ではない。

五について

御指摘の条約については、一及び二について
において述べたとおり、現在検討中であり、政
府としての訳文がいつ確定するか申し述べる段
階にはない。

七について

我が国は、御指摘のサミットにおいて採択さ
れた世界宣言及び行動計画の趣旨を踏まえて、
現在、関係省庁の協力の下で、同行動計画にお
いて要請されている諸目標達成のための国内行
動計画を、平成三年末までに策定すべく検討中
である。

官報(号外)

平成三年四月二十四日 参議院会議録第二十一号

九六

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

免行所 〒105 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4302
価額 本号一部 三三五円
定期 (税) 九田文庫